

平成28年第6回

香美市議会定例会会議録

平成28年11月30日 開 会
平成28年12月16日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日 水曜日

平成28年第6回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成28年11月30日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 11月30日水曜日（会期第1日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫

欠席の議員

13番 山 崎 龍太郎

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 恵 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 76号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）
議案第 77号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 78号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 79号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 80号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 81号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第 82号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 83号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 85号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 86号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 87号 香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 88号 香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について
議案第 89号 香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について
議案第 90号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
議案第 91号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 92号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 93号 蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
議案第 96号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
議案第 97号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
議案第 98号 香南香美老人ホーム組合規約の変更について
議案第 99号 公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について
諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成28年第6回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成28年11月30日(水) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 76号 平成28年度香美市一般会計補正予算(第7号)

日程第5 議案第 77号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第 78号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第 79号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第 80号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

日程第9 議案第 81号 平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

日程第10 議案第 82号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第 83号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第 85号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第 86号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15	議案第	87号	香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第16	議案第	88号	香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について
日程第17	議案第	89号	香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について
日程第18	議案第	90号	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
日程第19	議案第	91号	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第20	議案第	92号	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第21	議案第	93号	菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第22	議案第	94号	猪野々集会所の指定管理者の指定について
日程第23	議案第	95号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について
日程第24	議案第	96号	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
日程第25	議案第	97号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第26	議案第	98号	香南香美老人ホーム組合理約の変更について
日程第27	議案第	99号	公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について
日程第28	諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第29	諮問第	2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第30	諮問第	3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第31	議案第	50号	平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	議案第	51号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	議案第	52号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	議案第	53号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	議案第	54号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	議案第	57号	平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第37	議案第	58号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	議案第	59号	平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	議案第	74号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定について

日程第40 議案第 75号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定について

会議録署名議員

7番、村田珠美君、8番、島岡信彦君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから平成28年第6回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

別府峡がにぎわった紅葉の季節も終わり、早いもので今年も師走を迎えることとなりました。

連日の報道で、国はアメリカ合衆国の大統領選の結果を受け、不透明とはなりましたが、TPPの承認及び関連法の改正に向けて国内手続を進めています。また、政府が正式決定をしました農業競争力強化プログラムにおいて、農協改革が提言をされました。

いずれも本市の基幹産業であります農業に影響するものであり、今後を注意深く見守らなければなりません。さらに、地方創生が戦略策定から事業推進の段階へ移行する中で、本市議会としても執行機関と連携をし、施策の展開に取り組まなければならないと考えます。

さて、11月15日から19日の間に開催をされました第9回議会報告会は、118人の市民参加をいただき、無事終了しました。市民の皆さんの貴重なご意見、ご提言を市政に生かしていくため、また回答文の作成のため、報告会の精査を進めてまいります。その際には、執行部の皆様のご協力もよろしくお願いをいたします。

また、11月22日には、本市議会と徳島県那賀町議会との間で、老朽化した四ツ足峠トンネルにかわる新たなトンネルの建設促進のため、新四ツ足峠トンネル建設促進議員連盟が設立されました。設立総会の際には、来賓として法光院市長にもご出席をいただきました。まことにありがとうございました。今後は目的達成のため活動をしてまいります。

さて、平成28年第6回定例会に市長から提出されております議案等につきましては、後ほど市長より提案理由の説明がございますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。私のご挨拶といたします。

議事日程に入る前に報告をします。13番、山崎龍太郎君は、病気入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて7番、村田珠美さん、8番、島岡信彦君の両名を指名いたします。両名はよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、11月25日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成28年第6回香美市議会定例会の運営につきまして、去る11月25日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から12月16日までの17日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、9月の第3回定例会及び11月の第5回臨時会において継続審査となっていました議案50号から議案第54号、議案第57号から議案第59号、議案第74号、議案第75号の平成27年度一般会計及び特別会計の決算議案10件につきましては、本日、各常任委員会の審査報告から採決まで行います。また、諮問第1号から諮問第3号までの人事案件も、本日、開会日に質疑、討論を省略し、本会議で採決まで行います。

会期2日目から会期6日目までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期7日目から会期9日目までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き、議案第76号について連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目、会期12日目は、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期13日目は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目、会期16日目は、議案審査整理のため休会といたしました。

会期17日目の最終日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の12月1日木曜日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願、発議、決議案については提出案件がなく、陳情が1件、意見書案が3件提出されております。

陳情1件、かたじ児童クラブ専用施設の早期設置については、11月21日に、かたじ児童クラブ代表野口紗矢さんから提出されたものであります。協議の結果、陳情第1号は教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。また、意見書案第15号から

第17号までの3件の意見書案につきましては、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、最終日に追加案件として提案することになりました。

その他協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月16日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りをしております予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査報告書が提出をされております。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長の報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。ただいまから委員長報告を行います。

9月議会以降、10月17日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。審査の経過及び結果について報告をいたします。

1点目、機構改革（組織再編）のその後についての審査をいたしました。

定住推進課においては、環境班が環境上下水道課に移り、定住班に婚活事業が新たに加わった。今のところ業務はスムーズにいと説明。質疑では、課としては掌握しやすい状況と思うがに対して、各種事業を精力的に行っている。まちづくり班において、ふるさと納税の増加に伴って、毎日残業になれば大変厳しいと考えると答弁がありました。

環境上下水道課においては、上下水道の業務は大変ということで、香北、物部の水道の施設については民間委託を実施している。環境班が来てお互い協力してやっているが、国や県からの権限移譲がされてきていて、今後業務がふえれば対応が厳しいと考えると説明。質疑では、スペースの問題はないのかに対して、今後、書類、人等がふえた場合、大変厳しいと答弁。機構改革の所感はに対して、現在、仕事に追われて研修していく時間もとれず、将来を背負っていくよう育てるのは厳しい状況であり、健康面も非常に心

配であるとの答弁がありました。

税務課、収納課の統合については、税務収納課となったが、収納に参事がいるので、前体制とほとんど変わりはないが、今後、参事が不在になれば状況も変わると思う。収納の搜索は協力している。ワンフロアでないので、お互いの仕事を体感できないと説明。収納班としては、1人の課長権限でよいということで、情報を共有することができるようになったと説明がありました。質疑では、ワンフロアにする計画はないのかに対して、工事は簡単ではないと思うと答弁。旧税務課が収納の立ち会いに行けるのかに対して、徴税吏員証をもらっていると答弁がありました。

管財課においては、機構改革については決まってからのかかわりであり、設備に対して予算を組んだと説明。質疑において、事務室があいている部署があり、一方では窮屈な部署があるのに対して、市民に対する事務取扱量が多い課を1階に配置しているので、現状の形になると答弁がありました。

土木技術職員の建設課への一元化、支所の課の廃止については、産業振興課においては、当初はあやふやだったが、技術職員がいなくなり、設計はできず積算システム等もないので、設計書の必要なものは建設課とした。維持管理や見積もりでできる分は産業振興課でできるが、どちらへ予算をつけるかは協議が必要で、難しいところはある。基本的には身が軽くなったと説明がありました。

香北支所においては、建設課分室長予定者が退職したので、建設課長が兼務でやっている。建設課で決裁をもらっている。建設課分室の測量等を支所の職員が手伝ったり、支所の業務を分室にお願いしたりして、協力体制でやっていると説明。

物部支所においては、当初より職員が半減し、業務がやりにくくなっている。今後は支所長がいて、班をなくして副支所長と各係長体制にし、実働隊の職員が多くいるほうが仕事は回しやすいのではないのか。建設土木現場については、一元化するなら、予算をとっているところではなく技術職員がいるところで担当してほしい思いはあるとの説明。

建設課においては、事業量だけふえた感がある。両支所に分室があり連携の難しさがある。本来なら技術系職員は全て吸い上げ、目の届くところで横の連絡をとり、全てするのが一番よいのかなと思う。他課からの技術支援を全て受けていて回らなくなり、職員を配置できないこともあり、県の出先機関との連携がとれにくい状況もある。技術系職員の採用を考えてくれると思うので、何とかしなければいけないと考えるとの説明がありました。

質疑において、難しい事態になっていると思うが、今以上の委託についてどう考えるかに対して、委託に出さないと回らないと考えている。修繕委託的なものをどういう形にしていくのか悩んでいる。技術職員は21名いるが、現場が見れて、設計書のつくれるようになっていないのが現状です。旧土佐山田町時代、現建設課長が採用されて以後16年間補充はなく、旧香北町、物部村においても技術職の採用はされていない。今後

採用しないと危ないと言ってきたが、委託で対応するという判断だったのでこうなると答弁。今回の一元化に対して話はあったのかに対し、いいか悪いか言えないと答弁。職員が削減されている状況に対しどう考えるかに対して、支所の職員がこれ以上減少すると地域の人には不安になるのではないのか、またイベント等の準備が大変になるのではないかなどの答弁がありました。

2点目、市営住宅の契約更新については、一般的な賃貸住宅は平成12年に定期借家制度が導入され、契約で定めた期間が満了した場合に賃貸借が終了するとしています。それまでは正当な事由がなければ契約の更新、拒絶や解約はできませんでした。これは借り手にとっては有利な制度である一方、家主にとっては、物件を一度貸し出すと、借り手の承諾がなければ多くの場合家主に返ってこないということになり、賃貸物件の供給を阻害しているとされていた。そこで、賃貸借契約に新たな選択肢を与えるという形での導入であったが、公営住宅への定期借家制度導入にはなじまないということでした。しかし、平成15年、公営住宅管理に関する研究会では、なじまないとされていることについて言及しつつ、入居資格者を定期的にチェックする必要があるなどの理由として、本制度の導入を検討すべきと指摘された。また、平成12年の「更なる規制改革の推進に向けて」では、入居後の収入超過等、入居基準のチェックを定期的に行い、入居基準を満たさない者への住みかえを促進する仕組みとして、定期借家契約の締結は有効で、導入を図るとされている。これにより、A市は賃貸借の契約を3年とし、更新時には満了の3カ月前までを更新期限としている。また、B市においては、期間は単身者は3年、高齢者、障害者、家族は5年で、1カ月前までを更新手続期限としている。このように期間を決めて契約更新するには、事務量は増すが連帯保証人の確認等メリットもあると説明がありました。

質疑では、A市、B市は県内かに対し、県外であると答弁。ほかにメリットはあるのかに対し、未納があれば契約しないと厳しい態度でできると考えると答弁。この制度を導入したら、連帯保証人確保の点での公平性に矛盾が出ると思うがに対して、以前の入居者と今後の予定者と条件が違うので、一律この条件を適用するのは検討の余地はあると答弁。A市、B市のまねではなく、本市の独自性を持ったものをつくるべきと思うがに対し、公平で気持ちよく住んでもらうためには、ある程度条例か要綱で規律を決める必要があると答弁がありました。

委員会として、調査を継続し、検討を加えていただきたいとの意見が出ました。

3点目、児童クラブのその後の経過については、建築については、物部町の児童クラブが建築中です。山田小については、学校の考え方もありますが、学校内を考えている。児童数の増加が予想されるので、3つ目の児童クラブも視野に入れて、120人規模で建築したいということで調整をしており、児童クラブ側とも話していると説明がありました。

質疑では、児童クラブの改善は進んでいるのかに対し、各児童クラブの役員会に出席

し、今年度より管理体制の刷新を説明し、また、賃金の統一性を図るために、支援員の時給の単価の目安を示して指導しています。その結果、賃金改善に向けての動きも出てきて、平均化していくと考えている。補助員、パートについても実施すると答弁。児童クラブの今後のあり方をどう考えるかに対して、指定管理者制度をとっている中で、指定管理にしても委託にしても似たような内容になると思う。指定管理者制度が児童クラブに合っているかといえば、収益が上がるというものではないので違和感はある。現在、保護者会にお願いしている中で新たな委託先があるかといえば、すぐには見つからないかと思う。適切な受け入れ先があればよいと思う。直営にしても、今の職員の状況では、すぐには難しいと考えると答弁。連合組織をつくり、その中で話し合っていくという形はとれないのかに対し、以前に組織立ち上げの構想もあったが実現できなかった。現在、児童クラブ同士の連絡はとれ出してきている。全員に集まってもらい話ができればよいが、時間が合わず難しい。人事交流の話も出ているので進めていきたいと答弁がありました。

委員会として、視察研修を実施して、他市との比較を踏まえて、課題等を見据えて提言することとしました。

11月14日、香南市と南国市の児童クラブの研修を実施いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、報告をいたします。

定住人口増加促進特別委員会では、10月26日に南国市において行政視察を行いました。その経過等について報告をさせていただきます。

視察事項は、南国市における都市計画について、及び農業経営高度化事業についてでした。

南国市における都市計画については、開発許可の権限移譲に関連して、その目的、これまでの経過、今後の課題について、また、新たな規制緩和に対する方向性では、都市計画法の許可、許可申請と開発審査会、市街化調整区域における開発許可の規制緩和、県から提案のあった抜本的な規制緩和、市独自の規制緩和についての許可申請の流れ、市独自の規制緩和についての許可申請の流れについて詳しい説明を受け、質疑応答、意見交換等を行いました。

農業経営高度化促進事業については、圃場整備を実施した際に、担い手への農地集積率・集約率に応じて交付される促進費について説明を受け、質疑応答、意見交換等を行いました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。
ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第76号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）から日程第30、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上27件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第76号から諮問第3号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。平成28年第6回香美市議会定例会開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、議員の皆様には、日ごろは地域活性化、教育・福祉の充実、市民生活の向上など、香美市市政発展のためにご尽力いただいていることに対しまして、深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、本年も年末を控え、国の来年度予算編成をめぐるマスコミ報道がなされるようになりました。過日の報道では社会保障費を1,400億円圧縮、受益者負担増などの見出しが躍り、介護・医療の関係者はもとより衝撃が走りました。国の財政状況につきましては大変厳しいとの認識で、これまで国に対して予算要望を繰り返してきた立場ではありますが、介護・医療のみならず教育や建設など、他の分野においても同じように厳しい内容になるのではないかと、大変気をもむところであります。

地方行政は住民の皆さんの要望や課題に適切に応えることが大きな仕事でございますが、その要望・課題が一層切実さを増すとともに、さまざまな事例も多くなるのではないかと考えられます。ますます難しい行財政運営が迫られます。選択と決定をめぐる行政と議会との間においても、今以上に真剣かつ緊迫した議論が避けられないと考えております。

しかし、そのような状況にあるにもかかわらず、議会の皆様には、議会对応をめぐる行政執行部にも至らぬ姿勢についてご心配をおかけをいたしております。大変申しわけなく思っております。

今、行政は変化する時代の要請にしっかり応えなければならないということは、自治体関係者の共通する認識でございます。今後、市職員の姿勢を正し、市民本位の行政、行政内容の充実、精度を上げるべく努力をしてまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

では、次に各課関連の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、総務課です。

香美市民賞について、11月3日に第10回香美市民賞表彰式典を行い、地域医療の

発展に貢献されました土佐山田町栄町の宇賀四郎氏と、土佐山田町楠目の楠目精之郎氏の2名を表彰いたしました。

企画財政課。

1、まちづくり委員会について、今年の活動内容は、第2次香美市振興計画について協議を行いました。6月から8月までは、振興計画素案策定について部会別に協議を行い、11月8日に開催された第4回では、まちづくり委員会からの提言について、市の取り組みや方向性について、また、振興計画との関連について協議を行い、来年2月に開催予定の第1期まちづくり委員会終了式を残して、主な活動は終了いたしました。

防災対策課でございます。

1、移動系防災行政無線のデジタル整備事業の完了について、平成27年度から繰越事業として施工しておりました、移動系防災行政無線のデジタル整備が9月末をもって完了しました。今後は安心・安全で災害に強いまちづくりを目指し、システム機能を最大限に活用し、迅速な情報収集、連絡体制などの強化を図っていきます。

2、香美市自主防災組織連絡協議会の開催について、11月13日に保健福祉センター香北において、平成28年度第2回香美市自主防災組織連絡協議会を98組織、113名の参加者のもと開催しました。災害伝承語り部の佐藤敬一さんを迎えて、「東日本大震災の記録－後世に残し伝えるために－」と題した講演を行いました。

定住推進課です。

1、集落活動センター事業について、平成28年10月12日に美良布地区において、集落活動センターの運営組織となる美良布地区集落活動センター推進協議会が設立されました。今後は、ワークショップによって活動内容の検討や基本設計等の施設整備を進めて、平成29年3月の開所に向けて取り組んでいきます。

2、姉妹都市交流について、10月15日から16日に開催された第35回刃物まつりに、姉妹都市である北海道積丹町と福井県あわら市の訪問団が来市され、それぞれの地域の特産品等の販売やPRを通して市民との交流を図りました。

3、ふるさと納税について、11月20日現在で寄附件数3,843件、寄附金額5,577万5,000円で、今年度の目標額5,000万円を達成しました。今後も返礼品の充実とPRの強化を進めていきます。また、大阪府在住で香美市出身の会社経営の方から多額の寄附をいただき、寄附金を活用して10月25日、地元の青年団や香長小学校の児童1、2年生24名が、環境学習の一環として新改川にアメゴの稚魚5,000匹の放流を行いました。

4、エリア型デマンドバス土佐山田の運行開始について、土佐山田町内の山間集落における、交通空白地域の住民の移動手段確保対策として準備を進めていたエリア型デマンドバス土佐山田が、平成28年10月3日から運行を開始しました。当日は香美市役所玄関前で、約50名の関係者が出席して出発式典が行われました。運行開始から1カ月間の利用状況は、1日平均2名の利用となっています。地域住民の交通手段として定

着するよう利用促進に取り組みます。

次に、福祉事務所です。

1、災害時避難行動要支援者に関する説明会について、9月29日（後に「24日」と訂正あり）に自主防災組織を初め民生委員など約160名が参加して、災害時避難行動要支援者に関する説明会を開催しました。県担当課のチーフを講師に招き、要支援者に対する取り組み及び共助の必要性を説明し、避難行動要支援者名簿のうち、個人情報の外部提供に同意をいただいた方の名簿を提供して、個人別の避難計画の策定を依頼しました。

2、臨時福祉給付金について、平成28年度の臨時福祉給付金3,000円の支給のため、対象者約8,300人に対して、10月3日から申請書の受け付けを開始しました。また、併給可能な障害基礎年金・遺族基礎年金受給者向け給付金3万円の受け付けも同時に開始しました。なお、申請書受付期限は平成29年1月31日です。

3、福祉体育大会について、11月13日、香美市香北体育センターにおいて香美市福祉体育大会2016が開催され、高齢者や障害者、福祉関係者等288人が参加し、スポーツを通じての親交を深めました。

4、民生委員・児童委員及び主任児童委員の改選について、民生委員・児童委員及び主任児童委員は、12月1日の一斉改選により新任45名、再任76名、総数121名の新体制で、今後3年間のスタートを切ります。一部後任の委員が決まってない地区もありますが、地域福祉の担い手として大いに活躍が期待されます。

産業振興課。

1、林業について、繁藤ストックヤードの選木機が10月下旬から稼働を始めました。穴内川流域の木材搬出に拍車がかかり、作業効率の向上などが期待されます。

2、観光について、株式会社ものべみらいに対する、株式会社香北ふるさと公社の主たる市有株式の譲渡が11月初旬に実行されました。これにより、合併時に旧3町村から引き継いできた、公社及び第3セクターは全て移行が図られました。

次に、建設課です。

1、工事関係について、本年度、がけくずれ住家防災対策事業で要望のあった9件のうち7件は事業は完了し、残り2件は年度内完成に向け現在施工中です。

本年度の豪雨等による農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は28件あり、21件は国の査定を終え、事業規模により一部繰越及び過年度分工事も視野に入れ、現在早期完成に向け事業を実施しています。残り7件については、12月の国の査定を予定しています。また、一般単独災害及び小災害について、農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は40件あり、12月に国、財務事務所等の現地確認の予定です。市道・林道等の道路整備については、年度内完成に向け、現在施工中です。あわせて国からの追加補正もあり、一部繰越も視野に入れ、事業計画の見直しを行っています。

2、地籍調査について、次年度前倒し分の香北町谷相・中谷・横谷各一部、土佐山田

町西後入の一部の各計画地区が追加補正での計画となったため、予算等本議会对応として、早期事業進捗を目指します。

3、県営事業について、国道195号は、楠目・佐野工区の詳細設計及び物件調査を行っています。あわせて、県土木及び市にて、地域に出向き詳細説明を行っています。また、大栃橋架け替え工事は、現在、両サイドの橋台・橋脚各2基の工事に着手しました。ダム湖であることから、護岸が急峻で法長があるため、本格的な掘削に向け護岸法面の保護土留工事もを行っています。県道等の他路線についても、地域との連絡を密とし、事業のスムーズな進捗に向け事業を進めています。

4、国道195号の事業促進について、国道195号について、10月26日、市議会議長とともに、あけぼの街道の4車線化、山田バイパス・大栃橋などの事業促進要望を県土木部長に行いました。

5、地方道路整備について、高知県市町村道整備促進協議会に当市も参加し、交付金事業の予算確保等について、11月8日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省に本年2回目の要望活動を行いました。

6、河川整備について、STEP UPものべ推進協議会を通じ、四国治水期成同盟連合会・四国河川協議会合同で11月21日、22日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省・総務省・内閣府に本年2回目の要望活動を行いました。

環境上下水道課でございます。

1、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について、浸水対策においては、公共下水道横堀雨水幹線管渠立坑築造工事を11月14日に発注しました。工事の完成は来年3月末の予定です。

次に、防災減災対策では、昨年度に引き続き、平成28年度中部南部汚水幹線及び美良布汚水幹線耐震診断調査委託業務を11月14日に発注しました。業務の完了は3月末の予定です。

2、地球温暖化対策活動について、環境省及び四国地球温暖化対策推進連絡協議会が実施したCO₂削減ライトダウンキャンペーンに、香美市として7月7日と9月15日の両日に参加しました。行政と香美市地球温暖化対策地域協議会委員による、市内各事業所への協力依頼と市内小中学校へのポスター配布による各家庭への参加の呼びかけを行い、市役所においても両日をNO残業デーとして位置づけ、職員に午後6時をめぐりに退庁するよう呼びかけ、庁舎及び各出先機関の消灯を実施しました。

また、家庭での電気使用量の削減に取り組んでいただくことを目的とした電気コソコソ削減コンテストを実施しました。いずれも多くの方々にご賛同いただき、大きな成果を上げることができました。

生涯学習振興課です。

1、香美市市民大学について、合併10周年記念事業の一環として、第11回香美市市民大学を4日間、各会場で下記のとおり開催いたしました。文化・健康・環境・人権

の各講座を延べ1,023人が受講しました。表をご参照ください。

次に、消防課です。

1、平成28年1月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して、火災件数は3件、救急出動は74件の増、救助出動は2件の減となっております。表を掲げておりますのでご参照ください。

2、香美市消防団の活動について、9月11日に給食センター跡地で合同訓練を行い、各方面隊から10分団が出場して、放水技術を競いました。

10月9日に高知県中央地区消防操法大会が開催され、小型ポンプの部に暁霞分団及び五王堂分団が出場し、日ごろの訓練の成果を披露しました。

3、秋季全国火災予防運動について、11月9日から15日にかけて全国秋季火災予防運動が展開され、期間中、消防団がそれぞれの管轄区域内で防火宣伝を実施しました。また、15日にはバリューかがみの駐車場で土佐山田幼稚園児によるマーチングの演奏を行い、火災予防を呼びかけました。

続きまして、今期定例会に上程します議案について提案及び説明を申し上げます。

議案第76号は、平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）であり、本案はふるさと納税業務委託の追加、経済対策臨時福祉給付金給付事業の追加、住宅等耐震化促進事業補助金の追加、公共土木施設災害復旧費及び農林水産施設災害復旧費の追加等のほか、繰越明許費及び債務負担行為並びに地方債の補正を行うものです。

議案第77号は、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第78号は、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第79号は、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案第80号は、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第81号は、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）です。

議案第82号は、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

議案第83号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第84号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第85号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第86号は、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 87 号は、香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定です。

議案第 88 号は、香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定です。

議案第 89 号は、香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定です。

議案第 90 号は、太郎丸公会堂の指定管理者の指定です。

議案第 91 号は、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定です。

議案第 92 号は、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定です。

議案第 93 号は、菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定です。

議案第 94 号は、猪野々集会所の指定管理者の指定です。

議案第 95 号は、三谷地区集会所の指定管理者の指定です。

議案第 96 号は、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定です。

議案第 97 号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定です。

議案第 98 号は、香南香美老人ホーム組合規約の変更です。

議案第 99 号は、公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入です。

諮問第 1 号から諮問第 3 号は、人権擁護委員候補者の推薦です。

以上、議案 24 件、諮問 3 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 申しわけありません。一部訂正をお願いをいたします。

4 ページの一番上の福祉事務所の中ですけども、ここに 9 月 24 日とありますけども、これを私のほうが「29 日」と読み上げたようでございますので、「24 日」というふうに訂正をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、諮問第 1 号から諮問第 3 号までの議案は、本日他の案件と分離し、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、審議に附し採決をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

まず、日程第 28、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定によって、門脇二三夫君の退場を求めます。

（11 番、門脇二三夫君 退場）

○議長（小松紀夫君） まず、執行部に提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市物部町神池1522番地9

氏 名 門 脇 二三夫

生年月日 昭和24年4月15日

平成28年11月30日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴を参考資料としておりますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、諮問第1号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、諮問第1号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

門脇二三夫君の入場を許可します。

（11番、門脇二三夫君 入場）

○議長（小松紀夫君） 次に、日程第29、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

まず、執行部に提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町中野111番地2

氏 名 井 上 俊 一

生年月日 昭和19年5月10日

平成28年11月30日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴を参考資料としておりますのでごらんください。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。これから、諮問第2号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、諮問第2号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、日程第30、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

まず、執行部に提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町宝町2丁目7番12号

氏 名 中 山 摩寿子

生年月日 昭和26年1月19日

平成28年11月30日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴を参考資料としておりますのでごらんください。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。これから、諮問第3号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、諮問第3号は、原案の候補者を適任と認めることに決定をいたしました。

暫時休憩とします。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成28年第3回定例会及び平成28年第5回臨時会で継続審査に附してありました日程第31、議案50号、平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第40、議案第75号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定についてまで、以上10件を一括議題とします。

総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長に報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

去る11月7日に行われました総務常任委員会の審査と結果の報告をいたします。

会議は6名の参加にて、第3回定例会で継続審査となっておりました議案第50号、平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

本案につきましては、既に連合審査にて質疑は終了しており、直ちに討論に入りました。討論はなく、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

第3回定例会及び第5回臨時会において、教育厚生常任委員会に付託され継続審査となった議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第74号、議案第75号について審査を行いました。審査の経過と結果を報告します。

初めに、議案第57号、平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定については、総合事業に移行するため事業所委託自体が難しい状況とあるがとの質疑に、サービス内容自体は変わりなく、一部は移行していると答弁。また、ケアプラン委託が減少していると思うが、今後どのような状況になるかとの質疑に、事業所に委託する件数は減少傾向であるが、介護1から5のケアプラン調整がふえてきているのと、介護予防関連は包括支援センターが対応している。また、現在7名で対応しているが、要支援者が減少傾向にあるため、現状での対応が不可能と考えていると答弁。ほかに特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第57号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

次に、議案第58号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、毎年の還付未済額への対応についてはとの質疑に、還付が発生した場合通知を行うが、年度末までに請求がない場合に還付未済として扱っている。また、申告がなければ還付はできないのかとの質疑に、基本的には還付されないケースはなく、死亡された場合、相続人の調査をし、親族などへ通知後支払いをするため、還付未済となることが多いと答弁。さらに、収入未済額が前年より減となっているが、減となった要因はとの質疑に、例年同様の対応であり、現年で収入未済が出ないよう努めていると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第58号は、全員賛成にて認定すべ

きものと決定しました。

次に、議案第59号、平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定については、審査会の構成は変更があるのかとの質疑に、合併後、香南市が事務局対応を行ってきた。平成27年度に香美市に事務局が移り、以後6年ごとの持ち回りとなっている。5名の委員のうち医師2名が入っているが、業務の関係で4名に依頼し、交代で2名が審査を行っていると答弁。また、職員も委員としてメンバーに入っているのかとの質疑に、審査委員に職員は入っていないが、事務局として現在香美市が担当していると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第59号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定については、財政調整基金繰入金が前年度より大幅に減額となっているとの質疑に、平成27年度は一般会計から地方単独事業に係るカット分を約1億2,000万円繰り入れたためであると答弁。また、国保財政調整基金は平成27年度末で2億円余りとなっているが、県に統一される平成30年度までに使い切るのかとの質疑に、単年度の試算1億円ペースで使うとなれば、平成29年度末までに使い切るとの予測であると答弁。高額療養費の予備費支出及び流用増の今後はこの質疑に、平成27年8月からC型肝炎新薬が認可され、本市では平成27年9月から平成28年2月診までの間に10人が治療され、医療費で5,200万円、保険者負担は7割であるため3,500万円余り増加となっている。今後もさらに、新薬などより高い薬価の使用が多ければ増額となるなど、年度途中で変化することもあるため予測が難しいと答弁。また、ジェネリック医薬品の予算と委託先及び他市町村の状況はこの質疑に、他市町村も県下統一でジェネリック差額通知を連合会に委託し、財源は調整交付金の補填がある。ジェネリックの使用は、国から医療費の適正化に向け、効果がある施策の1つとして推進していると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第74号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第75号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定については、介護認定者数がふえてサービス受給者数が減っているとの質疑に、介護認定者となっても全ての人がサービスを受けるとは限らないと答弁。また、介護認定者は希望すればサービスを受けられる事業者、施設はあるのかとの質疑に、各事業所で異なるが定員オーバーなどで受け入れができない事業所もあるが、全体的には受け入れは可能と捉えていると答弁。また今後、総合事業に移行するに当たり順調な推移は図られているのかとの質疑に、認知症予防に向け平成26年度は物部で、平成27年度は香北、今年は山田エリアで地域ケア会議を行い、どのような支援ができるのかを地域の事業所、地域の方、民生委員などと協議をしている。今年度中に各事業所では総合事業に取り組む方向で準備を進めており、平成29年度からは新たに総合事業に移行すると答弁。また、2次予防モデル事業についての質疑に、介護認定を受けて

いない人が利用可能で3事業所、デイサービスセンター八王子、デイサービス太陽、こじゃりはやまだで、年間251回送迎にて275名が利用し、利用時間は3時間未満が多いと答弁。また、今までは無料の特定高齢者支援から、制度移行により1割負担となる。本市も国の制度に準じた移行になるかとの質疑に、国に準じた制度でいきたいと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第75号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） 3番、利根でございます。

第3回定例会において産業建設常任委員会が付託を受け、継続審査となった議案第51号、52号、53号、54号について審査を行いました。審査の経過と結果を報告します。

まず、議案第51号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査をいたしました。

各施設の状況調査及び管理マニュアルをつくったとあるが、どういったものかとの質疑に対し、香北・物部管内にある各施設の取り扱い及び浄水施設の現場管理についての作業手引き書であると答弁。民間委託したときの行政との連携や対応はとの質疑に対し、初動活動は全て民間委託事業者、管路管理等も民間委託事業者が主導して行う。広域断水などは本課が入っていく。水道業務は本課の仕事であり、支所職員は断水のお知らせ、給水等後方支援に当たる。民間委託事業者との技術の相互交換及び技術者の育成をお願いすることも考えていると答弁。民間委託したことに対して現時点での評価はとの質疑に対し、まだである。評価はホームページ上にも公表する予定である。評価により、今後の委託を進めていく予定であると答弁。資産評価業務の委託についての質疑があり、上水道との統合に向けて管路等全ての簡易水道施設の調査を行った。結果はストックマネジメントにも活用できると答弁。ストックマネジメントとは、老朽化した施設の更新・管理等ということでございます。上水道との統合はとの質疑に対し、国のほうでは平成31年目標と言われたが、本市では上水道事業において懸案事業が残っているので早急な統合は考えていない。有利な起債ができなくなるなどデメリットもあるので、今後、経営戦略の中で考えていくと答弁。工業用水の水を簡易水道に転用する費用についての質疑があり、仮定の話であり細かな試算もしていないが、起債を利用したの転用は可能であると答弁がありました。香北・物部での簡易水道の延長についての質疑があり、老朽化対策の更新事業がメインで延長は考えていない。ただし、地元管理の水道についての懸念は残るが難しい問題であると答弁ありました。集金業務についての質疑があり、口座振替・納付書化により集金件数は38件であり、個人の方に委託している。不納欠損はふえたり減ったりである。不納欠損にならない努力をすると答弁。老朽管対策をもっと計画にしてはとの質疑に対し、調査をもとに計画的に行っていきたい。費用は経営

戦略の中で検討していくと答弁。管の耐震化についての質疑があり、更新・新設において耐震管を使っている。今後もそうしていく予定であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第51号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

浦戸湾東部流域下水道維持管理負担金についての質疑がありました。県が計算しているが、単価が平成26年の立方メートル当たり47円から、平成27年は立方メートル当たり52.3円に上がった。今後も運営コストによって負担が増加していくことは考えられると答弁。受益者との意見の相違はどの質疑に対し、家が建たないのになぜ払わなければならないのかとの声がある。都市計画法と下水道法の施行においてギャップがある。現在は宅地に転用した段階で対象にすると答弁。水洗化率はどの質疑に対し、平成18年54.2%、平成23年69.5%、平成27年79.3%であると答弁。水洗化率を上げるためには、リフォーム補助金等の案内もしながら進めてはどうかとの質疑に対し、ご指摘のことに加えて、利子補給の案内もして接続しやすい環境づくりに努めている。今後も積極的に進めていくと答弁。宝町・黒土地域の都市排水処理はどの質疑に対し、下水道の整備エリアには入っているが、整備計画がまだできていない。現在、談議所及び工科大周辺を重点的に整備中であり、その後の対応になると答弁。寄附金についての質疑があり、受益者負担納付の時効後の納付は寄附金として処理する。納付は一括のみであると答弁。新町西町線雨水管についての質疑があり、平成27年度は延長88.8メートルにわたって幅1.8メートル、高さ1.5メートルのボックスカルバートを地下約8メートルに埋設した。今後、国道195号の既設カルバートに接続する予定であるが、時期は新町西町線の進捗に影響されると答弁。起債について有利な過疎債の割合が減っているがどの質疑に対し、財務との協議のもと決定した。シーリングを受けた結果であると答弁。下水道の地震対策はどの質疑があり、耐震診断を平成27年度は山田地区の幹線管路を中心に行った。終了は平成31年度の予定であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第52号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

続いて、議案第53号、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

水洗化率及びその向上についての質疑に対し、水洗化率は現在76.7%である。既に浄化槽を設置していたところもあり難しい面もあるが、今後より積極的に向上に努める。なお、当初いた推進員さんは現在把握はしていないと答弁。公営企業法が推進されているとあるが、本市の現状と今後はどの質疑に対し、人口3万人以下の本市は、現在、義務ではなく努力目標である。しかし、今後3万人枠が撤廃され、公営企業化を迫られる可能性はあると答弁。公営企業になると過疎債など有利な起債は使えなくなるのではないかとどの質疑に対し、国の示した経営の弾力化等のメリットもあるが、デメリットと

してはそのとおりであると答弁。美良布クリーンセンターの状況についての質疑に対し、平成14年の稼働であり、施設が老朽化し故障がふえている。定期点検、オーバーホールの必要を感じるので検討すると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第53号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第54号、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

全体の水洗化率の変化についての質疑に対し、水洗化率は変わっていないと答弁。龍河洞関係の水洗化についての質疑に対して、龍河洞のトイレの契約は確認できているが、法人化されていない各店舗は個人名での契約となっており、現時点では件数は不明であると答弁。地域要望でできた経緯があるので、100%の水洗化率になるべきであるとの質疑に対し、現在は年1回の通知である。高齢化も進んでいるので難しい面もあるが、積極的に取り組みたいと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第54号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第50号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第51号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第51号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第52号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第52号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第53号、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第53号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第54号、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第54号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号、平成27年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第57号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第58号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号、平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第74号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算(修正)の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第74号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第75号、平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算(修正)の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の会議は12月6日午前9時に開きます。

本日はこれで散会します。

(午前10時39分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 8 年 1 2 月 6 日 火曜日

平成28年第6回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年11月30日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月6日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫

欠席の議員

13番 山 崎 龍太郎

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成28年第6回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成28年12月6日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 7番 村田 珠美
- ② 12番 山崎 晃子
- ③ 3番 利根 健二
- ④ 1番 甲藤 邦廣
- ⑤ 15番 織田 秀幸
- ⑥ 5番 森田 雄介
- ⑦ 4番 山崎 眞幹
- ⑧ 16番 比与森 光俊
- ⑨ 6番 濱田 百合子
- ⑩ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

7番、村田珠美君、8番、島岡信彦君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。13番、山崎龍太郎君は、病気入院のため欠席という連絡がありました。

執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許します。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） おはようございます。議案書の訂正をお願いいたします。調書に誤りがありましたので、お手元に訂正の用紙をお配りしております。議案第77号の18ページでございます。

地方債の調書につきまして、項目の3、辺地対策事業債、この項目が抜かっております、改めて提出するものでございます。申しわけございませんでした。よろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） お諮りします。ただいま申し出のありました、議案第77号の訂正を許可することにご異議ございませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 今、18ページの訂正の話がありましたけれども、17ページのほうに、財源内訳のところと一般財源のところと特定財源の「限度額に同じ」という項目がちょっとずれていますけれども、これはどちらのほうが正しいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 確認をして、改めて報告させていただきます。申しわけありません。

○議長（小松紀夫君） それでは、本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 改めまして、おはようございます。7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

今年も残すところあと27日足らずとなりました。時の過ぎるのが本当に早く感じられます。

さて、全国各地で高齢ドライバーによる交通事故が相次いで報じられております。警察庁によりますと、昨年発生した交通死亡事故のうち、75歳以上が過失の重い第1当事者となったのは458件。この10年間で全体の事故件数が減少傾向にある中、75歳以上が占める割合は7.4%から12.8%に上昇しているそうです。しかし、これは、

運転免許証保有者が平成15年には倍増していることも関係していて、必ずしも高齢ドライバー1人当たりの死亡事故率は急増しているわけではないそうです。とはいえ、認知症や判断力の低下等による危険運転による交通事故が多発しているのも現状でございます。

犠牲者の方や遺族の方々の無念な思いは察するに余りあります。インターネット等では「高齢者の運転免許没収」といった極論まで出ているようです。中には、肩身が狭いと感じていらっしゃる方がいるというお話を聞きます。

本市では、10月末では免許人口は約5,600人です。これは全員の方々が毎日運転されている数字とは違いますのでご了承ください。90歳以上でお元気に運転されている方もいらっしゃいます。

自主返納は年齢だけではないと思います。中でも本当に危険だと思われるドライバーに対して、交通事故を防ぎ、免許証を返納した後の高齢者が、快適に生活できる社会環境、交通環境をつくっていくべきではないかと考えて、方策等について質問をさせていただきます。

①の質問です。運転免許証の自主返納支援制度の内容について、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） おはようございます。村田議員のご質問にお答えします。

運転免許証の自主返納支援制度の内容につきましては、運転免許証返納時に交付された運転経歴証明書を買取物等の際に提示すれば、この制度に対してご理解、ご協力をいただきました店舗や事業所等から、さまざまなサービスが受けられることになっております。一例としましては、タクシー運賃10%の割引、各店舗での独自割引や5%割引のクーポン券の配付などの特典がございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長のほうから説明がございました運転経歴証明書のパンフレットは、皆さんのほうにもお配りをさせていただいております（資料を示しながら説明）。こちらのほうをまたお目を通していただけたらと思います。

この証明書をいただくには1,000円の実費がかかるということで、ご本人じゃないと自主返納はできないという仕組みになっております。また、この自主返納支援制度は、高知県の土佐清水市の交通課のほうが発案され、現在に至っているようでございます。たくさんの協力店舗のおかげで、返納される方も多いと思います。

それでは、②の質問に行きます。

自主返納の周知はどのようにされていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

周知方法につきましては、ホームページの掲載による周知を行っております。また、警察のほうでも、南国警察署香美警察庁舎の高齢者交通安全活動推進員による世帯訪問活動等の際に、自主返納支援制度の内容等について周知を行っていると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ホームページと、あと香美警察庁舎の方の啓発というのですが、質問です。広報香美での掲載についてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今後、時期を見まして、広報の掲載も行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひそのようにお願いいたします。また、ホームページ等も見れない方もいらっしゃると思いますので、広報の回数をふやす等することが啓発にすぐなると思っていますので、よろしく願います。

それでは③、自主返納に対する自治体の現状について、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

自主返納に関しましては、南国警察署の交通課に確認しましたところ、県下の全市町村で実施していると聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 全国的にはいろんな窓口ができているところもあるようですが、高知県の場合はそういった窓口になっているということでもありますね。

交通事故で一番多い原因は、安全運転義務違反だそうです。認知症の方などの増加が今後ますます心配されると思いますが、ここで自主返納支援制度の周知をさらにさしていく必要があるのではないかとということで、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 現在、香美市独自の自主返納推進は、ホームページへの掲載以外には行っておりませんので、周知方法につきましては、先ほど答弁いたしました広報の掲載も含め、南国警察署と連携しながら検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今後、高齢ドライバーの方もますますふえるのではないかと考えられます。車の運転ができるということは、自立と健康の条件になると思いますし、危険だから返納しましょうといっても、なかなかはいそうですねというふうなことで、

返納しにくい地域もたくさんあるかと思いますが、そこにはやはり、生活があるということが大きなことだと思います。

次の④の質問をさせていただきます。

自主返納した後、自治体の支援が大変必要になると思います。さらなる支援についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現状の支援体制を継続しつつ、他の市町村の支援体制の動向を注視しながら調査・研究を行い、新たな支援策について、今後検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今年の11月24日、宮崎県西米良村では、運転免許証を自主返納された高齢者に、自治体より14万7,000円分のタクシー券を支給する取り組みを始めたそうです。村の集落から中心部までタクシー代で移動するには、平均で片道3,000円ほどかかるそうでございます。支給されたタクシー券は、毎月2回往復して1年間使用できる計算ということだそうです。

また、北海道の北竜町でも、高齢者の運転による交通事故防止対策と外出を支援することを目的に、高齢により運転免許証を自主返納した方を対象にする北竜町高齢者運転免許証自主返納サポート事業を平成27年度より始めたそうでございます。対象は65歳以上の町民で有効期限が3年、5万円のタクシーチケットを1人1回交付して助成をされています。

私が今回の質問で一番思いますのは、大切な免許証を返納ということをも勇気を持ってされた方が、返納した後安心して生活できる環境をつくっていく、社会をつくっていくことがとても大切だと思います。

今後、支援体制を検討する場合どのように行うのでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 今後さらなる支援体制を強化する際には、関係各課と相談しながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長もおっしゃいましたように、1つの課だけでは済まないような大きな問題だと思います。さまざまな課との連携等で事故が1件でも起きないような形、政策を考えていただけたらと思います。ここで市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 高齢者ドライバーの免許証の返納ということが本当に大きな問題になっております。今後、警察へ返納をいただくに当たっては、その方の自主的な判断だけでなく、認知症の問題も含めて判断をしていく取り組みを進めていくということが決まっております。

その際に医師に認知症の判断をしていただくというふうなことになるわけですが、お医者さんも大変困っておられます。健康の問題、あるいはその認知の問題については、専門家として判断ができるんだけれども、その方が免許証を返納しなきゃならないということをその決定で決めてしまうということになれば、どれほど暮らしに困るだろうかということで、医師の責任も医療だけでなく生活に及ぶ責任を感じるということで、医師会の会長さんからもそのようなお話を聞かされておるところでございます。

そういう中で行政もどう考えていくのかということでもありますけれども、やはり高齢になると病院あるいは買い物、それから社会活動、社会参加ということが本当に大きく制限されていくので、そういう問題については行政だけではなくて、社会全体が高齢化社会を迎える中で、考えていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。

タクシーの10%の値引きについても、全てのタクシーの会社が実施をしているわけではないようです。そういうところからもこの高齢者にとりまして、本当に暮らしていけるかどうかということでもありますので、行政ももちろんその中心でありますけれども、社会全体が考えていかなきゃいけない、社会の責任として考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

同時に、高齢者の皆さんも今までドライバーとしてやってこられたわけですが、運転をする中では、車が走るにはガソリンも要っただろうし、時には修理も必要だし免許の更新も必要と、そういう負担もしながらやってきたわけでもありますので、その負担の部分についても、高齢者も一緒になって考えていくということをやりたいと思います。同時に社会の発展として、高齢者にとって優しい車両、車ができることも私たちの願うところの1つであります。しっかり一緒に考えていきたいというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 市長のほうよりお考えを聞かせていただきました。もちろん、交通事故というのはご本人の運転により発生するだけのことでございますが、やはり高齢になりどうしても運転ができなくなるというふうなことで、今のところバス等を走らせておりますが、それ以外にもやはりタクシーの割引はタクシー会社のほうの負担になっておりますし、行政のほうとして何も起きないうちに施策をとるというふうなこと、対策をとっていくということがすごく大事なことだと思いますので、今後実現に向けて、またご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、⑤の質問でございます。

各種体操、プチカフェ等高齢者が集まる場所では、交通事故防止の啓発は行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

香美市では、高齢者に対して老人大学や毎年12月の年金受給日に、香美市交通安全母の会とともに啓発活動を行っております。また、各種体操やプチカフェ等の高齢者が集まる場所につきましては、南国警察署香美警察庁舎の高齢者交通安全活動推進員が訪問し、交通事故防止に向けた啓発を行っていると聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。母の会のほうも参加をされているということですが、前回の質問でもしたと思いますけど、配るだけではなく一言二言声を添えるということは大変大事なことだと思いますので、またそちらのほうもご指導のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、⑥の質問をさせていただきます。

そこで、地域のことには詳しいといったら民生委員さんなんですが、民生委員の方々に交通事故防止の声かけをしてもらってはいかがでしょうか。既にされているとは思いますが、改めてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

民生委員の方に協力してもらうことは、各地域の実情等に詳しいことから有効な手段であると考えます。今後、協力体制の整備に向けて他市町村での取り組み等について、調査・研究を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 以前こんなお話を聞いたんですけれども、車のボディーの左側をこすり始めると、左右の並行バランス等がやはり崩れかかっているのので、車の運転はしっかり注意をしましょうというふうなことを聞きます。

民生委員さんは、お宅のほうに伺って車の確認等もできると思いますので、そういったところで車のボディーのチェックや、うっかり運転は最近ないですかなどと、地域に沿った交通事故防止対策として、訪問の際にぜひ聞いていただくということがすごく重要だと思います。

そこで、質問です。

こういったことをただいきなり言われても、なかなか民生委員さんもわからないかもしれないので、わかりやすいマニュアルなどをつくっていただいて、それをもとにお話をしていただくというふうな形をとると、より一層現実的ではないかと思うんですがい

かがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

協力をお願いをすとなれば、マニュアル等の整備についても、今後検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひそのようにお願いをいたします。

それでは、先ほど市長のほうよりもお話がありました、来年、平成29年3月12日よりスタートで、改正道路交通法が施行になります。準中型免許の新設や免許の区分、受験資格等の改正、高齢運転対策の推進などになっているようです。75歳以上の運転者の方は、新設で臨時認知機能検査・講習、適性検査制度の見直し等のチェックが必要となり、ハードルが高い免許証を取得するというふうなことになると思います。医師の判断で、行政処分で免許の取り消しとなる方も今後出てくる可能性も出てまいりました。そこで、⑦の質問でございます。

高齢ドライバーの交通事故防止対策として、今後の取り組みをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

全国で高齢ドライバーによる誤作動により痛ましい重大事故が発生している中、平成29年3月12日施行の道路交通法改正では、75歳以上の高齢者ドライバーに対して、認知機能が厳しくチェックされる法律が適用となります。そこで、改正された道路交通法の内容につきましては、広報やホームページに掲載し、周知を図っていく考えでございます。

また、本人が記憶力や体力の衰えを感じた場合や、家族から見ても動作や判断力が鈍っていると感じた場合には、本人に注意喚起を促し、運転免許証の自主返納にご理解いただけますように、南国警察署と連携を図りながら、チラシなどによる啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） そのような地道な活動は効果があると思いますので、今後もぜひ継続してお願いをしたいと思います。

また、交通安全母の会の取り組みは、交通弱者に対する取り組みを掲げております。子どもと高齢者の交通安全対策は、両方とも大変大事なことだと考えております。理事の中にもたくさんの女性団体がふえて入っております。その女性団体に高齢者対策を考えてもらったりとか、アイデアをいただいたりして、交通事故に対しても考えていくことも、1つの交通安全につながると思います。

交通安全教室を以前は高齢者の方もやったことがあるんですが、最近ないと聞いております。母の会のほうでも、高齢者というところとちょっと嫌という方もおいでるかもしれませんが、これはきちっとさび分けをしたほうがいいのかとは思いますが、声かけをして会の中でこの件について話し合える場所をとるとか、会をするとかというふうなことを検討してみてもいいかでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 今後検討させていただきます。以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） きょう6時半から理事会というか研修会が多分、きょうだったと思うんですがあると思います。その中でまた私のほうからも提案をさせていただき、この交通安全についての対策等がもしそこで出るのであれば、また一緒に検討させていただきたいと思いますので、どうぞ課長のほうからもよろしくお言づけお願いいたします。

自動運転の開発を進めている企業が、2020年ごろ無人運転による安いタクシーの開発を目指しているというふうな記事を目にしました。自己の尊厳を傷つけないよう周りがサポートして、安心して運転から卒業できる環境づくり、社会づくりを今後、香美市も目指していただき、1日でも早い、いろんな高齢者のためになるような施策を進めていただきたいと思います。

それでは、大きな2つ目の質問へ行きます。市営バスについて。

高齢化が進む中、買い物、通院などの日常生活に不自由を感じられる方がたくさんおります。交通手段を自力で持てない人は本当に大変です。昨年3月議会でも質問をさせていただきました、あけぼの街道を通る路線の追加について、質問をいたします。

前回多くの路線がスクールバスの役割をしていて、登下校に合わせたダイヤでなかなか難しいという答弁をいただいたと思います。車に乗らない高齢者にとって、公共交通はなくてはならないものだと思います。公共交通の充実により利便性はさらに向上して、活動の場、生きがいの場も広がっていくと思います。

そこで質問をさせていただきます。

あけぼの街道沿いには、スーパーや八王子宮、美術館、プラザ八王子、社会福祉協議会など、市民が利用する公的機関等が多いと思います。新規路線の開通はできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おはようございます。村田珠美議員の市営バスについての質問にお答えいたします。

現在、市営バスは、土佐山田町においては、4路線を市営バス2台で運行しております。限られた時間の中で、限られた車両と人員で運行しております。今後、路線の追加や変更を考えるとすれば、既存路線の運行にも影響を及ぼすこととなります。また、

先ほど村田議員もおっしゃいましたように、多くの路線がスクールバスの役割を兼ねておりまして、朝晩は片地小学校や香長小学校、鏡野中学校などの登下校の時間を考えたダイヤで運行されておりまして、JRへの連絡なども考慮しております。利用については、通学、通院、買い物などの利用が多いと考えられます。

あけぼの街道への導入につきましても、単なる路線の追加では運行が難しいと考えられるため、既存路線の見直しや新規路線の開拓も含めて、地域交通対策検討委員会等におきまして、広く意見を聴取した上で全体的な路線再編を図る必要があります、今後検討していきたいと考えております。

それよりも、香美市全体を見た場合、平成25年3月29日付、香美市営バス事業のあり方に関する答申の中で示しておりますとおり、交通弱者の移動手段をできるだけ確保することを基本方針として、検討が行われてきました。市内の山間地域には、まだ多くの交通空白地が存在しており、交通弱者への対応策が急がれております。

平成26年度には、物部町全域にエリア型デマンドバスを導入しており、高齢者の方々が利用されております。また、今年は、土佐山田町に10月3日からエリア型デマンドバスを導入して、1日平均2人の方が利用しております。

今後におきましては、優先順位として、香北町の交通空白地に対してのエリア型デマンドバスの導入に向けて、これから準備をするところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 続けて質問をさせていただきます。

県道土佐山田野市線に市営バス路線を新設できないか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

県道土佐山田野市線につきましても、導入によって多くの利用が見込まれ、また地域全体の利便性が向上すると考える場合におきましては、先ほどと同様に地域交通対策検討委員会等において、検討した上で判断すべきと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） この香美市地域交通対策検討委員会というのはどういった内容、市民の声とか、あと交通事業者による声とか自治会等ですよね、そういったさまざまな声を合わせて、そこで検討をされているというふうな会だと思っただけなんですけれども。そういった中で今バスが2台しかないという、大変厳しいというところはよくわかっております。そのコース等もなかなか変えれないというふうなことで、時間というものはありますからね。バスをもう1台というふうなことになる、また人件費等いろんなところで大変なことになるとは思いますが、やはり地域の住民のための市営バスということもございまして、なおそういったところで、今後検討の中に入れてくださると

いうふうに理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おっしゃるとおりでございます。今後また検討委員会のほうで検討したいと思います。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） その検討委員会は、大体どれぐらいの頻度で開催されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 香美市地域交通対策検討委員会は、平成20年、そして平成25年に最終答申が出されております。大体5年をめぐりに検討委員会をということで答申が出ますので、来年あたりはまた検討委員会を立ち上げて、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それともう一つ、香美市地域公共交通会議というのもあると思うんですが、そちらのほうも同じような内容で5年に1回というふうなことでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市地域公共交通会議は随時ということで、今年も10月3日のデマンドバスを通すということで6月に会議をしております。随時ということです。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。先ほど課長のほうからも、土佐山田町のほうにはエリア型デマンドバスが開通して運行開始となり、地域の方に喜んでいただいているというお話がございました。ほかに今後、山田のほうでとか香美市全体で新しい路線とか、そういった計画等がありましたら教えてください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、今後は香北町のほうに平成30年度をめぐりにエリア型のデマンドバスを運行開始ということで検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、③の質問に移ります。

商店街にはスーパーがない。土佐山田町の市街化区域に住む方々から買い物に苦勞をしているという声を聞きます。市営バスの量販店での乗降場所を設置できないか。路線変更ではなくて乗降場所の新設ということで、そういった検討はできないのかをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

確かに市営バスの運行経路であります商店街通りにはスーパーがありませんが、バリューかがみのからは約150メートル、マルナカからは約200メートルの場所に市営バスの停留所がございます。市営バスは不特定多数に対する公共交通機関でありまして、個人に特化したきめ細かな運行は、地元タクシー業者の営業圧迫にもなりかねません。また、バリューかがみのや、バリューノアがある国道195号は、とさでん交通やJR四国バスといった民間バスの運行ルートであるため、市営バスの導入は営業妨害となるおそれもありまして、現段階では難しいと思われております。

ただし、この件につきましても、地域交通対策検討委員会において、今後検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 営業妨害等そういったことはよくわかるんですけども、市民にとりましたらもう毎日のことございまして、このスーパーがないというふうなことで買い物難民がふえているというふうなことも、またご理解をいただきたいと思いません。

安心して日々の生活ができますように生活の安定を調査研究して、何年先でなくてもできることがあるかもわかりません。そういったことで、その2つの協議会のほうでさらに検討していただいて、市民の小さな声を聞き入れていただけたらと思いますので、お願いします。

中山間を初め、交通空白地が香美市の中にもたくさんあるというふうなことで、優先順位等も必要なことは重々わかってはおりますが、中山間だけでなく市街化区域にも、市営バスを必要とする市民がたくさんいることをご理解いただけたらと思います。便利と思われている場所でも、本当に日々困っているということで、できたら早期検討、随時開催をされている会もあるというふうにお聞きしましたので、そちらのほうでも何か対策ができないか、デマンドバス等でもいいので、そういったことができないのかというふうなことで、さらに研究をしていただけたらと思います。

それでは、3つ目の質問に移ります。

先日ある女性団体で研修がありました。そのときに会長さんが持ってきたCDを聞きました。その曲が「香美市に生まれて幸せやき！」でした。歌詞を見ながら参加者の皆さんで歌ったことございます。

また、以前質問いたしました「みんな笑顔」で交通安全の歌も、先日も交通安全教室で歌ったりいたしました。担当課のご配慮で流れる機会が多くなったことと思っております。ありがとうございます。しかし、あともう少しの展開をしたい、できたらというふうに思います。

研修、教室の中で2つの歌は「もっと広げいかんといかん、つくったままではいかん」というふうな声をお聞きいたしました。

本市には、香美市の子どもたちが作詞した「Happy to be born in Kami」という「香美市に生まれて幸せやき！」と交通安全「みんな笑顔で」の歌があります。この歌を香美市民が誰でも知り歌えるように、さまざまな場所で活用して広げていってはどうでしょうかと思います。

①の質問です。2つの歌についての見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

この歌は香美市への思いや願い、子どもたちのメッセージがこもったすばらしい歌です。多くの方に知っていただき、いろいろな場で口ずさんでいただける歌として、地域の方々に大切にしていだければと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 続けて質問をさせていただきます。

「香美市に生まれて幸せやき！」の今後の活用方法について、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

「香美市に生まれて幸せやき！」の歌を広めることは、本年度のこども会議実行委員会の活動の柱の1つです。現在、市内のお店等で流していただけますように、子どもたちがお願いに行っているところです。また、合唱の楽譜ができ上がりました。今、児童生徒15人により合唱の練習をしています。

地域の方に広めていくために、CDに子どもたちの歌と堀内 佳さんの歌声を入れて、2月上旬には配布ができるように進めています。子どもたちは、CDを作成するのに費用がかかりましたので、募金活動もあわせて行わせていただこうと計画をしています。今後、各校の集会や市の音楽界で歌うのはもちろんのこと、市の合唱団でも歌ってもらえるように取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 前へ向き進んでいるというふうなご説明をいただきました。

子どもたちの歌もそのCDの中には入っていて、1枚でその堀内 佳さんと子どもたちの歌が入っているような内容だと思うんですが、それで販売という形になるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 子どもたちは販売のことも検討していましたが、けれども、販売するよりはたくさんの方に広げたいということで、かなりたくさん枚数をつくっ

てお配りをしようということですが、けれども、実は子どもたちが歌うピアノの伴奏にするために、編曲をしていただいたりというようなことにもお金がかかったりしているのを子どもたちは大変気にしてしまっていて、販売というよりは募金というか寄附というか、そういう形でお願いができないかなという声は今強いです。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。子どもたちもそういう経費について考えを持っているということは、とても発展にもつながると思うんですが。募金活動というふうなことをおっしゃってましたが、どっかの場所でするのか、どこかに設置をされてするのか、そういうところもまだ検討はされてないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 子どもたちが言うておりますのは、CDを配布するときに少しばかりみたいな、そういうことのようにです。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 取り組みを子どもたちが積極的にするということはすごく意味のあることだと思いますし、よい内容になると思います。

また、交通安全はみんなの願いではございますが、この歌も地域のほうに広げていきたいなと思っております。そこで、「みんな笑顔で」を交通安全の啓発にもなるので園児に歌ってもらってはどうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この交通安全の歌「みんな笑顔で」というこの曲は、交通安全を願って子どもたちが作詞をしたものです。非常に軽やかな歌でして、いろいろな場面で聞いていただけるのは大変うれしく思っています。今、交通安全母の会だったり、婦人会だったり、いろいろな会のときに流して下さったりということもお聞きをしていますので、本当にうれしく思っているところです。もっと多くの方々に知ってもらえればと思っていますので、ご提案いただいた、園児が歌うことで交通安全の意識づけにもなるでしょうし、とても魅力的な啓発活動に発展できると思われまいますので、また園長先生方にも呼びかけて、お願いしていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひそのようにしていただけたらと思います。歌詞の中にもありますように、左右安全確認ということが出てきます。保育園児というのは本当に曲をすぐに覚えてもくれますし、こちらのほうも振りつけ等がありましたら、そういう形で右見て左見てのときも、目だけではなくて首でこう動かしてみるというふうなこともできると、しっかり確認ができるというふうなことで、小さいときによい習慣という形で、ぜひ保育園、幼稚園等でもこの曲をどんどん聞いていただき、かけていただき、交通事故の抑止になる啓発を含めていますので、ぜひ園長先生のほうとも協議のほうをよ

ろしくお願いいたします。

続けて、市の主催するイベントや広報などでも啓発してはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

香美市の歌のほうは、いろいろな場所で聞かれるようになって大変うれしく思っているところです。啓発方法は、こども会議実行委員会で考え、いろいろな案が出ています。

幾つか紹介をいたしますと、12月25日に日曜市で「KYO子ども祭り」を昨年に引き続き行います。そのときに堀内 佳さんを子どもたちがお呼びし、コンサートの中で「香美市に生まれて幸せやき！」を歌っていただくことになっています。あと、香美市小中学校合同音楽会のフィナーレを飾る歌に位置づけています。それから、工科大のアカペラ部の人たちや、子どもや大人のコーラスの方たちに歌っていただくことを呼びかけようとしています。お店やイベントで使っていただくことを積極的に呼びかけていきます。あと、ホームページで聞けるようにしたいということを言っています。それから、市の電話にこの曲を流せるようにして、保留音にできないかということも言ったりもしています。それから、時刻を告げる音を「Happy to be born in Kami」にできませんかというようなことも言っています。

子どもたちの考えはさまざま出てきますので、子どもたちの意見を大切にしながら、多くの場所で継続的に、そして、みんなが覚え歌えるように取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） どんどんどんどんこう広がって発展していっているようで、本当にうれしく思います。

この歌詞ですよね。広報のほうとかでは今まで全歌詞を載せたりとか、市民の方に啓発をしてないかなと思うんですが、今後、この「香美市に生まれて幸せやき！」とこの交通安全の歌等をまた広報等でも皆さんに、市民の方に知っていただくというふうなことは検討できないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） いろいろな会合などでは、この香美市の歌はプリントにしてお配りをしたりしていますけれども、子どもたちも私たちも、まだこれではいけないだろうということがあってですね、2月に配布するCDの中には歌詞もつけていこうと思っていますし、この「Happy to be born in Kami」と、それから「みんな笑顔」での交通安全の歌と、もう一つ、やなせたかしさんが保育園児とか、香美市につくってくれた「香美市こどもの歌」という歌もあります。そのあたりについては、歌詞を広めるというのはとても大事だと思いますので、またちょっとこ

の辺、どういうふうになればいいか検討しながら、広めていくようにしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひそういった形で検討のほうをよろしくお願いします。

また、このCDなのですが、各女性団体等いろんな団体があると思うんですが、そういったところの方も希望したら買えるのか、寄附でいただけるのか、そういったところをまた、よかったらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

子どもたちが今つくる枚数を200だったか、ちょっとごめんなさい。余りにもたくさん最初からというのはちょっと気が引けているようで、200枚とか何か言っていましたので、市のほうも応援をしてつくって、できるだけたくさんの方にお回しできるようにしたいと思います。

量販店等で流してくださるということも約束もして下さったりしているので、多くの方が聞けるところへお配りしたり、個人的にもどんどんお回ししたいと思っていますので、またよろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。前の質問のときに、会合などではお配りをされているというふうなことでしたが、歌詞カード、歌詞について、やはり広報が一番、会へ行かない方にも広げていく1つの方法だと思いますので、ぜひまた広報のほうとかでもお知らせ、この2つをお願いします。

やなせたかしさんの「香美市のこどもの歌」というのも、全く知らない方もたくさんおいでだと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、刃物祭り会場や夏祭りのイベント等でも流すことができれば、なお県外、県内の方にも知っていただけるというふうに思いますので、そういったところはいかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 今はできて2年目なので、こども会議の子どもたちの主体的な動きを少し大事にしながら、子どもたちの意見で組み立てるようにしているところです。これから先については、これとてもいい歌ばかりですので香美市の歌として定着をするということを、教育委員会としてもできるだけそこへかかわっていきたいし、進めていきたいと思っていますので、そのような方向で行きます。

議員さんの中に、CDをつくってくれることに一緒に作業してくださる方もおいでますので、そういうことでみんなで一緒につくっていく、そういう子どもを支える大人の仲間たちもいるということで、大事にしていきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。ありがとうございます。

香美市のほかにもご当地ソングというふうなものもあつたりします。香美市は本当に文化、音楽もすごく発展的で、今後ますます栄えていくような形で発展することを祈っております。

教育長さんも本当にさまざまところで子どもたちの思い、子どもたちの主体性を本当に引っ張り出すというふうな教育の方法で、ありがたいと思っております。また今後とも広げていただけるように、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、消防関係について、過疎・高齢化に悩む山間地域に関しての2項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、消防関係について、お伺いいたします。

地元紙の記事によりますと、2014年の1年間に救急車が出動した回数は、全国で598万件で過去最多だったと聞きます。

私の住んでいる物部町は、高齢化率が既に50%を超えています。そういうことも原因の1つなのではないでしょうか、近年は救急車のサイレンを聞くことも多くなってきていると感じます。今議会の諸般の報告でも、昨年同期と比較して火災件数、救急出動が増加しているとの報告がありました。本市の場合は、過去5年間と比較してどのような状況になっているのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 山崎晃子議員の消防関係についての①、救急出動件数等について、お答えをいたします。

過去5年間の救急出動件数は、香美市全体で1,500件台と高い水準で推移をしており、2014年以降再び増加傾向にあります。2016年は11月末現在で1,496件となっており、このままのペースが続きますと1,600件台になると予想されます。

事故種別ごとの出動件数は、全体の6割以上を急病が占めており、次いで一般負傷、転院搬送、交通事故の順となっております。2015年、2016年と一般負傷が大幅に増加しており、2016年は急病も50件以上の増加が予想されています。

救急搬送された方のうち、高齢者（65歳以上）の方の割合は、2011年が63%、2015年は71%と増加傾向にあります。今年（2016年）は11月末現在で70%となっております。参考までに、消防白書によりますと、2015年に全国で救急搬送された方のう

ち、高齢者の方の割合は55.5%となっております。

救急出動状況の詳細につきましては、お手元にお配りしてある資料をごらんください。なお、資料中2016年につきましては、全て11月30日現在のデータとなっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 2014年からずっと増加傾向にあるということで、やはり高齢者の方が利用されることが多いということがこれでわかりましたけれども、ひょっとその増加傾向に関して何かこういったことで、高齢化も高くなってきているということもあろうかと思いますが、こういった原因でこういうふう増加になっているのか、ひょっと何か分析をされておいででしたら、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 詳細に精査をしたわけではございませんけれども、職員の感覚的なところでございますけれども、以前であれば家族または地域の住民の方などの自家用車などで搬送といいますか病院に行っていた方が、そういったことができなくなったといった面もあるんじゃないかということも言っております。先ほどお答えしました中で、一般負傷につきまして、2014年から2015年にかけては約四十数件程度増加をしておりますけれども、これの内訳をちょっと詳細に見ますと、土佐山田町で30件ほど急激に増加をしております。香北町、物部町につきましては大きく変化はありません。この点につきましても、ちょっと詳細に精査をしておりますので理由についてはわかりませんが、やはり高齢化というのは1つの大きな要因ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 感覚的なものということでも言われました、今後また、ひとり暮らしの高齢者がふえてくる傾向にもありますので、またこういったことで利用の方がふえてくるということも確かに予想されるかと思えます。

それでは、②の質問に移ります。次に、ヘリポートの利用状況についてお伺いたします。

本市では、現在、物部町の神池、五王堂、岡ノ内、別府、大栃にヘリポートが整備され、山間地域にお住まいの方々からは、救急車よりも早く医療機関に搬送でき、必要な治療が受けられるということで大変喜ばれています。私も時々、ヘリが上空を飛行しているところを見かけますが、医療機関から離れた山間地域では、ドクターヘリでの搬送は住民の大きな安心につながっています。

消防・医療の関係者の方々にとっては、ご苦労も多く大変な任務だと思いますが、住民の健康と生命を守るために、今後も一層の活躍をしていただきますようお願いながら、

質問をさせていただきます。

各地のヘリポートのドクターヘリ、消防防災ヘリの搬送などの利用状況はどのようになっているのか、お伺いたします。

また、それぞれのヘリポートや離発着場などに、改善すべき点などはないでしょうか。今議会では、土佐山田スタジアムで救急ヘリの利用が頻繁にあって、砂が吹き上げられて、補充を行う必要があるというようなことが出ておりましたけれども、またほかに何か改善すべきことはないでしょうか。もしありましたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） ドクターヘリ等の利用状況について、お答えをいたします。

2016年のドクターヘリの要請件数は11月末現在で既に50件となっており、2015年から倍増しています。ヘリポートは基本的に事故発生場所の直近を選択しますが、ドクターヘリの到着時間や発生場所によっては、他のヘリポートを選択する場合があります。

各地のヘリポートの利用状況については、お手元にお配りしてある資料のとおりとなっております。

済みません。通告ではドクターヘリということでしたので、防災ヘリの件数については記載をしておりますが、防災ヘリにつきましては、ドクターヘリの運行開始以降、要請件数が減っております。ドクターヘリで対応できない場合のみといったことで、今年は防災ヘリの要請件数は4件となっております。

改善すべき課題等がございますけれども、現在のところ特にありません。強いて挙げれば、グラウンド等では、状況によっては散水が必要な場合や使用している場合は中断をしていただく必要がありますが、これもやむを得ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） このドクターヘリが、市民の皆さんの命を守っているということが本当によくわかります。

それで今年、倍増しているというのは何か、それだけ多いということかと思うんですけれども、ドクターヘリを利用する規準というか、重症度とかということもあろうかと思いますが、この倍増した要因というのはどういったことが考えられるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

ドクターヘリの出動基準でございますけれども、生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われ、緊急処置をしなければ生命の危険が生じる場合。生命に危険はないが、緊急処置をしなければ身体に障害を生じるおそれがあるなど、社会復帰に大きな影響がある場合。現場で救急隊の判断により医師を必要とする場合。その他、不安定な急性期

患者であって、救急車による搬送では危険と考えられる場合等が要請の基準とはなっておりますが、医療センターのほうでドクターヘリの積極的な活用を推奨しております。

また、119番通報の時点での要請を推奨しておるといふことでもありまして、119番通報の内容によっては、その時点で要請をするといった運用をしており、オーバートリアジー、重症ととらえて要請をするといったことで対応をしております。

そうしたこともあり、職員のほうでも積極的にドクターヘリの活用をしておるといったことが、増加した要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） よくわかりました。

それでは、次の質問に移ります。

次に、香美市消防署香北分署の建てかえに関して、お尋ねいたします。

香北分署は、昭和49年に香北町蕨野に香北・物部地域の救急・救助・火災等に速やかに対応するため、消防・救急拠点として建設されたと聞きました。建設後42年が経過し、老朽化による建てかえが検討され、新庁舎建設に当たっての検討会も開催されたと聞いています。

現在の場所は物部地域に近く、物部に住んでいる方々には大きな安心感があります。事故や急病など生命にかかわる事態には、1分1秒でも早い対応が必要でありますし、早期に対応することが、その後の治療や回復にも大きく関係してきます。

物部町は高齢化率も非常に高くなっています。高齢になっても、山深い地域で生活をされている方々もたくさんおいでます。自宅近くにヘリポートがあっても、救急の要請がないと利用はできませんので、救急車の到着を待ってから判断を仰ぐことになろうかと思えます。

このようなことから、山深い山間地域に住む住民は、新庁舎の建設に際しては、救急搬送に必要な時間が短縮される対策を講じ、今以上に時間を要することだけは絶対に避けてほしいとの願いがあります。

消防・救急拠点として、分署の規模や機能、建設場所などはどのようになるのか、広い面積で急峻な山間地が多い物部に住む住民の一人として、私自身も重大な関心を持っています。検討会ではどのような内容が審議され、どのような意見があったのか、差し支えない範囲でお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 香北分署の改築について、お答えをいたします。

消防署香北分署の改築につきましては、現在、市議会、自治会長会、消防・防災関係及び学識経験者からなる香美市消防署香北分署建設地検討委員会を設置し、香北分署の建設場所について検討していただいているところでございます。

これまでに委員会を3回開催しており、年度内に結論を出して市長に答申する予定と

なっています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） まだ検討中ということで、詳細な内容をここで答弁することができないということかと思えますけれども。建設場所だけじゃなくて、どんな消防署香北分署にするのが適切なのかとかという、そういったようなことなんかも話されたと思うんですけれども、そういったことも答弁できないんでしょうか。

ひょっと内容を、大ざっぱで構いませんのでこういうようなことを検討したと、例えば危険区域でないところとか、何かもう少し答弁できることがあればなというふうに思いますが。

それと、1月に答申が出されるということですが、答申が出された後の計画としてはどういうふうな計画になっておられるのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

建設場所につきましては、委員会で検討中ですので、現段階ではお答えをすることができません。ご理解をお願いいたします。

規模等につきましては、消防ポンプ操法を初め各種訓練が実施可能な訓練スペース、及びヘリポートを併設した施設で、敷地面積2,000平方メートル、庁舎は延べ面積500平方メートル程度を想定しております。

審議の内容等につきましては、南海トラフ地震や集中豪雨発生時における安全性、現在の人口及び将来の人口推計、火災、救急出動等の現状及び将来の救急出動件数の推計、人口密集地である美良布、大栃までの距離・時間、周辺への影響、想定敷地面積の確保等、建設場所の選定に必要な要件につきまして、それぞれの立場、視点からさまざまな意見が出され、慎重な審議がなされているところでございます。

また、今後の計画につきましては、建設場所が決定しましたら、用地の取得、その後設計、造成、建設と順次進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） どういった内容で検討がされたかということとはわかりましたが、先ほども述べましたように、物部の方々にとっては、救急車が到着する時間が今以上かかることがないように願うというのが、住民の声だと思います。そういう声も、私もたくさんお聞きをしてきました。

建設場所の選定に当たっては、利用頻度を優先するか、また救急対応という点を優先するかによっても異なってくるかと思えますけれども、物部は広大な面積の上に急峻な山間地という点も念頭に置いていただきまして、慎重な検討を進めていただくよう願うところです。

それでは、次の質問に移ります。

次に、過疎・高齢化に悩む山間地域に関して、お伺いいたします。

本市は本年度合併10周年と銘打って、既存の事業のほかに記念事業などさまざまな催しを行っていますが、残念ながら、本市の人口は増加することなく減少し続けています。

12月1日付の広報では、本市の人口は11月1日現在で2万6,671人となっています。合併時の3万人は遠いものとなりました。特に物部町の人口減少は激しく、1,950人となっています。高齢化率も既に50%を超えて、集落維持が困難になってきているという地域もあります。それでも住みなれた地域で生活をされている方々がおいでます。

そこで、過疎・高齢化に悩む山間地域に関して、数点お伺いいたします。

まず、①です。山間地域では簡易水道設備がないため、山の奥からホースを引いて飲料水を確保しています。そのため台風や大雨などのときは、枯れ葉や小枝、石などが詰まり水が流れなくなったり、泥水になって飲料水として使用できなくなったりします。また、時期により枯渇することもあるそうです。

近年は集落の過疎・高齢化により、水源地まで手当に行くことができなくなってきており、大変困っているという声を聞きました。

このような場合に、何か公的な支援をすることはできないものか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、舟谷益夫君。

○物部支所長（舟谷益夫君） 何か公的支援をとということですが、既に例といたしまして、定住推進課の事業として、平成24年より物部町の久保・大西・南池地区で、環境整備活動を目的とした地域づくり支援員を1名委嘱し、地元の方々とともに、地域内の水源管理を主に活動を継続しております。同じような地域がふえる中、この地域づくり支援員制度の拡充が考えられます。

また、香美市独自の香美市地域活性化総合補助金におきまして、平成27年度までは、生活基盤整備事業の区分の中に給水施設、水源管理道の整備が含まれていたものが、平成28年度より独立の区分になり、被災に備えた整備も計画的に行うことができるようになりました。また、台風等の被害を受けた場合、被害状況により適時、予算の範囲内で補助事業が利用できます。ただ、台風など襲来後の点検、枯れ葉や小枝、石を撤去することや、仮復旧などを依頼する費用は対象になっておりません。

今後、地域づくり支援員の配置や補助事業のメニュー改定も含め、地域の生活を守るため、関係部署と協議していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 水は生きるためにどうしても欠かすことのできないものですので、地域活性化補助金をもっとそれに対して利用しやすいように、検討していただけるというお話をお聞きいたしました。ぜひ、そういう方向も進めていただきたいと思います。

うことも思いました。

それと集落支援員さん、今現在、大西のほうに地域づくり支援員さん配置をされておりますけれども、こういった地域づくり支援員さんも、その地域だけじゃなくて水源地の管理ということで、今後物部地域の全体をカバーできるような、そういった地域支援員さんというんですか、そういった支援員さんなどの検討なんか、地域ごとに配置するというのはなかなか難しいところもあると思いますが、全体的に水源地の管理ということで支援するような、支援員さんなどの配置なんかも必要ではないかと考えるわけですが、その点について見解お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、舟谷益夫君。

○物部支所長（舟谷益夫君） 先ほど議員から案が出ておりましたが、全体を受け持つ地域支援員という配置も考えられると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、その点も含めて、今後の検討をよろしくお願いたします。

それでは、②の質問に移ります。

過疎と高齢化による弊害は水源地管理だけではありません。今までは各地域の受け持ちとして実施していた道草刈りなども、住民の高齢化により、実施できない状況との声を多く聞いています。

市に連絡しても、なかなか対応してもらえないとの話もありました。このような場合、市の対応はどのような手順で、どのような対応になるのかをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理についての質問にお答えいたします。

道路管理につき地域の方々には、日ごろよりご協力いただき感謝申し上げます。

市道等道路の草刈り等管理につきましては、合併後、町村間のばらつきをなくす観点より、一律の単価にてお願いをしております。なお、単価については、本年度より100メートル1,500円という形で、少し上げています。

ただし、地域のやる方々の安全が第一と考えています。自治会などにて実施できない場合などには、協議を願いたいと思います。緊急順位などがありますが、できる限り早急な対応を行います。

限られた予算の中、効率的で効果的な道路管理を行い、今以上にスピード感を持ち、地域との連絡、連携を密として進めていきたいと考えています。

今後も地域、地区の道として、どうかよろしくお願申し上げます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 今以上にスピード感を持ってということで、お話をされま

した。

過疎と高齢化が進んでいる現状で、今後地元での草刈りが困難な地域もふえてくるんじゃないかと思われかもしれませんが、今の対応でいいのか、また、新たな対策とか対応を考えていく時期にもうそろそろ来ているのではないかとも思うんですけれども。今の体制の中でできるだけ早くやっていく、今は1年に1回ですか、物部の場合は大変広いので、そういったところで対応しているかと思えますけれども。何か方策、対策を考えていく時期にも来ているのではないかというふうにも思うわけですが、今の対応、体制で十分なのか、その点をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 距離といいますか道路が長い、ましてや山間部の道路ということで、急峻なところにあるという中で管理という形になれば、地域の方々ができなくなった場合、どのような対応ができるかということになってくるのですが。やはり、今のままでは到底無理な場合も出てきます。ただし、予算の範囲内の中で、今後どのような形にしていけばいいのか。

それと、今もそうですが、地域ができなくて業者等を現地へ入れる場合、大体いついっごころ、天気の関係もあったりして入れなかった場合も多々あるかと思えますが、いつごろまでに入るといふような形の中で、順番を組んでいくような形をとっております。

その中でできない場合は、ほかの業者を入れるなり何なりという形を地域の方と話し、連絡をとり合い進めていきたいと思っております。今もやっていますし、これからもその形は変わらないと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 地域の方と連絡をとり合うということも、それは大事なことでと思います。言ってもなかなか対応してもらえないというところは、その辺の感情とか気持ちの問題もあろうかと思っておりますので、また十分な対応をお願いしたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

物部町には保育と小・中学校がありますが、高校は平成22年に廃校になりました。そのため、一番近いところでも土佐山田町まで通学しなければいけません。

物部町は面積が広いため、山間地域にお住まいの方は、まず大栃のバス停まで出てくる手だてから考えないといけません。通学時間や公共交通の状況によって適切な通学方法がない場合は、家族の一部、あるいは家族一同が、在学期間中だけ学校の近くにアパートを借りるか、または家族ぐるみで転居していくかという状況になります。

物部町には複数の移住者がおいでますが、せっかく移住されてきても、子どもさんの高校通学のために再び町外へ転居を余儀なくされるという状況では、人口増には期待が持てないのではないのでしょうか。

7月だったと思いますけれども、尾崎知事が物部町のコミュニティースクールの取り組みを視察に来た際に、人口減に対して、Uターン・Iターンなど移住者をふやすことが必要であると話しておられました。本市は移住から定住へと取り組みを進めていますが、子どもさんが高校になると転居するようでは定住にはつながりませんし、子育て世帯が出ていくことは、集落維持にも影響が出てきます。

実際に、子どもさんの進学に伴い市外に転居された方もおいでます。また、高校を選ぶ際に、寮のある高校を選ばなければならないというような状況もありまして、この寮費の負担も大きいというようなお話もお聞きをいたしました。

このような状況を改善するための対策の一つとして、通学費や寮費に対して、一定額の補助などが考えられるのではないのでしょうか。市として、今後そのような対策を検討するお考えはないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎議員の質問にお答えします。

ご意見のとおり、中山間地域では子どもが高校進学を機に、毎日の送迎、一時的な転居、または転居せざるを得ない状況があることは認識しております。また、本市は平成27年度に策定した人口ビジョンで将来目標人口を定め、目標達成のための3つの視点を持って取り組みを進めており、若者の子育て、地域の担い手確保等非常に重要なことだと考えております。

さて、ご質問の通学等への補助制度でございますが、平成27年度に設置したまちづくり委員会で策定していただきました提言書の中に、通学バスの無料化等の提言が盛り込まれており、市の対応として、関係する部署による検討会を設置して検討していくこととしております。

今後、本日いただいたご意見も踏まえて検討会を設置し、総合的な検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 早速に検討委員会をつくって、検討していくというお話をいただきました。できるだけ早期に、何らかの支援が実行されるということが大事かと思っておりますけれども、できれば来年度にそういったことが実現できればというふうに考えますけれども、一応課長のほうとしてはどういう方向というか、できるだけ早くにしたいということをお聞きしたいということをお聞きしたいというふうに思っておりますけれども、ひょっとそのお考えありましたら、検討委員会を今から立ち上げてということになるかと思っておりますけれども、できるだけ新年度あたりに間に合うような方向で、その結論を出していただければというふうに考えますが、その点お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

検討会設置に当たりましては、まず現状把握や問題点の整理等をしなければなりませんので、まず、その準備段階をある程度期間をとりまして、その後、検討会の設置ということになるかと思っておりますので、今後スケジュール等も策定をしまして、検討していくようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 早速に検討していただけるというご答弁をいただきましたので、早い段階での、準備段階を経ての検討委員会ということでの結論を待ちたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

先ほど、提出議案の一部訂正に関連をいたしまして発言がございますので、これを許します。

環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 先ほど利根議員のほうからご質問のありました「限度額に同じ」は、一般財源が正しいのか、特定財源のその他が正しいのかというご質問につきまして、お答えいたします。

正しくは特定財源のその他が正しいということになりますので、お手元にお配りをしております修正の用紙のとおりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） お諮りをいたします。ただいま申し出のありました議案第77号の訂正を許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号の訂正を許可することに決定をいたしました。

それでは、一般質問を続けます。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブの利根健二です。通告に従いまして一問一答方式で質問を続けていきたいと思ひます。

まず、交差点における交通安全対策の件であります。

道路に書いてある「停止線」や「止まれ」が消えかかっているところで見られます。これなんかは（スクリーンを示しながら説明）見えるようすけれども、ちょっとぬれ

たりすると、もう全く見えなくなります。ここはもう、全然ない状況です（スクリーンを示しながら説明）。昔あったところがながですけれども。こんな感じですね（スクリーンを示しながら説明）。ここも昔はあって、道路をここ直したときにもう埋もれたまま、消えちゆうというよりは、路面を直したときにもう消えたまま書いてないような、消したからですかね。そういったところですよ。

ふだんの管理はどうやっているのでしょうか。そして、住民からの指摘、要望にはどのように対応しておるのかを伺います。

実はここは以前、割と事故があった場所ながです。「止まれ」がない関係で飛び出てきて、東西の車に対して当たったりとかしたこともありますので、できるだけそういったやつは、とまるべきところはとまるように、ちゃんと標示をはっきりしたらと思いました。

よろしくをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 利根議員のご質問にお答えします。

「停止線」や「止まれ」といった道路標示などの管理は広範囲に及びますので、交通安全関係団体や住民の方からの情報提供により、修復を行っております。

また、住民の方から、こうした道路標示が薄いなどの情報が寄せられた場合には、現地調査を行った上で、状況写真や位置図等の詳細な資料を添えて、南国警察署を通じ、高知県公安委員会に修復の要望書を提出しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 香美警察署が統合されまして、警察のそういった組織改編等で、交通課の本体が香美市におらなくなったということもあって、それに対して住民の不安も若干ありますので、またつなぐほうをよろしく願いをいたします。

次、行きます。

交差点で優先道路を指定していない場所が見受けられます。同じ道幅の交差点の場合、車等の進入時、「停止線」や「止まれ」の標示がないと、自分のほうが優先道路と勘違いしまして、停車しない場合があります。同時に両方向の車両でそういった勘違いが起こりますと、出会い頭の事故になります。

宝町緑地沿いの道では、何度か事故が起こっております。この交差点に優先道路を設定し、「止まれ」を書いたらよいと思いますがどうでしょうか。

こんな感じですね。これは（スクリーンを示しながら説明）東西停止線がないです。同じ交差点の南北（スクリーンを示しながら説明）、ここも停止線がない。大体、道幅が同じぐらいの感じですね。あと、もう一つの十字路です（スクリーンを示しながら説明）。ここも東西停止線が両方ないです。これ同じところ、南北で見たところ（スクリーンを示しながら説明）。両方、停止線がないです。

見えなくて事故っていうのもありますけれども、こういったところは相手の車が見えてもとまらんと、自分のほうが優先と思ったら。かえってスピードも落とさずに、そんな重大事故ではないですけれども、そういった事故が起こっておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

議員ご指摘の場所に、「止まれ」の標示がない理由につきましては把握できておりませんので、一度現地調査を行いたいと考えております。その上で状況写真や位置図等の詳細な資料を添えて、必要な対策を講じていただくよう、南国警察署を通じ、高知県公安委員会に要望書を提出させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） こういった場合、同じ市道同士の交差点の場合は、公安委員会へ相談ということでしたけれども、どちらが優先かを決めるというのは、それはもう市のほうで決めてえいことなんでしょうかね。それか相談をして決めることなのか。

交通量が一緒で同じぐらいの道幅のやつやったら、できたらもう市のほうがある程度決めて、こうしたいけどってみたいない感じでいったらえいと思いますけれども、その辺をよろしく願います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 優先度につきましては、交通量や道路形状などにより、公安委員会が判断し決定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。

あと次が、ほかにも旭町のハローワーク付近ですね（スクリーンを示しながら説明）。ここもほぼ、この道とこの道が同じ、これが南北から見たところですね。東西、両方ない状況で、小さい道なんですけれども、車が通る道でこういった状況はどうかなと思いますので。

多分これ以外に、例としてこの2カ所ですけれども、結構同じようなことがあるんじゃないかと思いますが、その辺どうでしょうかね。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 先ほども申しましたとおり、現地確認を行って判断したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。次、行きます。

小さい道の交差点の場合には、小さい自転車のとまれマークや、正式名はわかりません。これ、ストップ足跡マークみたいなやつがあります。

どんなんかといえば（スクリーンを示しながら説明）、これ消えかかっています。小さい停止線に両足をそろえてとまりましょうというようなマークですね。これが実はちょっと見にくいです。こんなマークですね（スクリーンを示しながら説明）、自転車とまれマーク。こんなマークがあります。

これのペイント場所はどのようにして決めたかを問います。あわせて、まだまだマークしたらよさそうなどころがありますが、それは把握できていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

自転車のとまれマークの場所をどのように決めたかという点につきましては、庁舎内や関係機関に照会を行いました。経緯については確認することはできませんでした。

また、マークが必要な場所につきましても把握をしておりませんので、今後は交通安全関係団体や住民の方々からの情報提供を通じて把握に努め、必要に応じて適正な措置を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ④の質問も答弁と一緒にいただいたような感じですか。

住民（PTAや自治会）に危険と思われる交差点を指定してもらったらどうかというのに、既に今の答弁が含まれているようですけれども。

学校のほうでも、通学路の交通安全も含めて危険箇所を調査したことがあったと思います。今後そういったときに、こちら側から希望を聞けるようにして情報を集める、向こうが言うてくるんじゃないかと、集めるような姿勢でいていただきたいなと思います。

ちなみに、停止線とか道路交通法上に指定されている標示と違って、こういった小さいとまれマークとか自転車マークとかいうのは、自治体のほうで任意に描くことができるとは思いますけれども、それはそれでよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

小さい自転車のとまれマークなどの注意喚起の設置につきましては、道路管理者の許可を受ければ、市の判断で設置することができます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、大きい停止線とかいうのは無理としても、今の足跡マークとか、何となく小さい線でとまれのニュアンスが出てますので、そういったことを含めて、割と細かい配慮をお願いして、情報も集めていただいてやっていただきたいと思っております。

そしたら、次へ行きます。

小学生等小さい子どもの飛び出しを見かけます。学校での安全指導の現状、そして、課題があればよろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 学校での安全指導の現状はということについて、お答えいたします。

学校では、4月の当初、警察や交通安全母の会の協力も得ながら、交通安全教室を実施し、安全指導を行っています。また、日ごろから集会や学級でも安全指導を行い、交通事故防止を呼びかけておるところです。

課題があればということですが、高知県の地域事情から、自家用車の1人1台所有が当たり前となり車も多くなっておりまして、先ほどの村田議員のご質問にもありましたように、高齢ドライバーの増加などの課題もございます。それと、新しくつくられる道路は、見通しや道路標識の安全面も考慮されておりますが、そういった道路状況の変化に伴い、新たな危険箇所が出現することもございますので、こういったことへの対応などが課題かと考えられます。

通学路の安全点検を行うとともに、子どもたちへの指導徹底を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 交通安全の取り組みは、何度か一般質問でも出ましてそういった答弁をいただいておりますが、4月当初、集会や学級とかでやっているというがですけれど、その効果は十分に実際は出ていると思えますけれども、それでも現実的には、ようおんちゃんが飛び出て危ない、急ブレーキの音らあもよく聞きますし、なかなか、効果が出ているけどもまだ直ってないところがあります。

子どもに対してもそうですけれども、学校だけでそういったやつが直るわけではないんで、家庭であったりとか地域も含めた取り組みが、そういったことには必要だと思います。

安全教室は、多分子どもを対象にやっていると思えますけれども、そういったときに、PTAの方ぐらいは来ゆうかな、地域の方らあも含めて来ていただいて、一緒になった取り組みがないとなかなか、自分も小学校のころ飛び出してはねられたことあるがですけれども、なかなか子どもだけで、子どもは言うても、学校で聞いてもそんなんなかなかきかんですので、全体的な取り組みとしてちょっとどうでしょうかね、地域住民とか入れる。よろしく。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 地域住民を巻き込んだ取り組みということでございますが、そういったことにつきましては交通担当部署とも協議しながら、検討させてい

ただきたいと思います。

飛び出し、事故に遭われたことがあるということでございますけれども、日本での子どもの歩行者の事故については、全体的には減少傾向にあるということですが、走り横断による事故の割合を年齢から見ると、3歳から8歳の子どもが多い、多数を占めておるといことです。これには子ども特有の、特性といいますか衝動性、あるいは運動、動作優位といったことが関係しております。

2歳以下の子どもにつきましては、保護者が手を引いたりして行くことが多いし、9歳以上になれば、歩行パターンが成熟するといいますか、大人のように安全確認能力、危険予知能力が向上するわけですから、その中間の年齢というのは、やはり衝動的に飛び出したりするというので、なかなか指導も徹底しにくい部分がありますけれども、やはりそういった面は力を入れて、指導等については力を入れていきたいと思っております。

また、ドライバーの皆さんにつきましても、道路交通法に規定されております安全運転義務を順守しながら、安全運転に気をつけていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。3歳から8歳ぐらいが多い。ということは保育園ということやね。

これは質問に通告してないのでやめますけれども、そちらのほうでもできるだけ、教育というかそういった場所があればえいかなと思います。

次、行きます。

続きまして、職員採用の件でございます。

2016年度の採用試験の応募者数と合格者数を問います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、利根議員の職員採用資格試験のご質問にお答えします。

本日時点で、まだ最終結果ができておりませんので、2次試験の合格者数ということで、ご案内させていただきます。

平成28年度職員採用資格試験の2次試験の結果時点で、事務職Ⅰ、応募者数が105名、2次試験合格者数が7名。事務職Ⅱ、これは障害がある方の枠でございますが、応募者数が1名、2次試験実施の時点で1名。土木技術、応募者数が6名、2次試験実施時でゼロ名。保育士、応募者数が20名で、2次試験合格者数が2名。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 次の質問へ行きます。

合格者は、先日、最終の試験があつて、まだ出てないということでございます。

そこで2次試験の合格者数ですが、事務職Ⅰが7名、土木技術者ゼロ名、事務職Ⅱが1名、保育士2名と、2次試験の合格者発表の段階で、既に事務職ⅠとⅡ以外は、採用定員割れを起こしているような状況でございます。

たしか2015年度も定員割れを起こしまして、2次募集を行っております。定員割れによる再募集は、何となく、よく私立大学が募集定員に足らなかったとかみたいな感じで、何か余りイメージがよくないんじゃないかなと思っております。

先日の補正予算で、物部庁舎のドアの設計変更が、こういった事務職Ⅱなんかの方に配慮した例じゃないかと思えますけれども、全体として、定員割れ回避のための手段はどうやったのかなという気持ちもあります。

年度年度で応募者の質が急によくなるということは多分ないと思います。試験によるボーダーラインがある以上、応募者数、つまり分母をふやすしか定員割れを防ぐ方法はないと思っております。

分母をふやす方法として、息の長い取り組みですぐに効果が出るとは自分も思っておりませんが、例えば、失敗はちゃんと指摘するがよいところはちゃんと褒めるとか、そういった働きがいのある職場づくり。人間関係も含めた働きやすい環境づくり、そういった総合的な働きたいと思う職場づくりに、積極的に取り組む必要があるんじゃないかと思っております。

そこで、①の質問でございます。

市長を先頭に課長等の管理職、そして、班長の職にあるものが、その雰囲気づくりに率先して取り組む必要があるんじゃないかと思っております。

本市の行っている職員研修で、課長や班長に対して、そういったことに対する項目はあるのかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

市が行う職員研修には、昨年度から実施したもののの中では、班長級以上を対象としたメンタルヘルス研修や人事評価者の期首・中間・期末面談研修があり、派遣研修としまして、こうち人づくり広域連合が行う階層別研修のうち、管理職対象の基本研修に、開かれた職場と心の健康づくり研修がカリキュラムに入っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） いろいろ、そういった研修をされているということでございます。

今もやっているのかどうなのかわかりませんが、新人の教職員やったかな、先生なんか就職した際に、民間企業で割とお客さん扱いじゃなくて、数カ月間のちょっと長きにわたって研修を行っていたことがあります。今もやっているかな。

結構効果があるようですので、そういった若手だけでなく、各段階で民間の空気に触

れることは必要じゃないかなと、私は思っております。さすがに、課長とか班長クラスが、民間企業へ何カ月も出向していなくなるということは、かなり無理があるんですけども。

あと、企業向けの管理者研修ってありますよね。行政マンに対する管理研修じゃなくて、民間の企業が民間の管理職に対してやりゆう研修なんかが、ちょっとまた視点が変わったような研修もあると思いますけれども、そういったことを取り入れたらどうでしょうか、質問いたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 研修につきましては、いろんな研修が必要だと思います。議員ご指摘のように、民間の発想を持った研修なども、非常に重要というふうに考えております。

ちなみに、先ほどご案内しました、こうち人づくり広域連合が行う階層別研修のうちの管理職対象の基本研修の中の、開かれた職場と心の健康づくり研修、これ内容がハラスメントやメンタルヘルスに対する正しい理解と対応の仕方を学び、円滑な人間関係の構築による、風通しのよい職場環境づくりを目指していくリーダーを育成するというところで、講師が一般社団法人の日本産業カウンセラー協会四国支部の方となっております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちなみに、民間の研修を受けたら2日間とか3日間とかいうことでみっちりやるがですけども、今やっているやつはどれぐらいのスパンのやつですか。スパンということないけど、カリキュラム的な時間は。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） これは、基本研修につきましては1日日程、この講座につきましては、2時間の配分時間となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。自分はもうちょっとみっちりとする研修があると思いますので、そういったやつも、また検討というか勉強していただいて、取り組めるものがあれば、取り組んでいただきたいと思っております。

次、行きます。②です。

今年も先ほどご答弁いただきましたように、保育士は定員割れを起こしております。保育園の園長は、大きい園では本市のどの課よりも多くの職員を抱えております。その園長が課長級じゃないと、班長級でしたっけ、そう聞いております。組織の規模、その重要性を考えたときに、通常の自分たちの感覚ではあり得ない話じゃないかなという気がいたします。

あと、今、大規模園のサイズの話もしましたが、実は園長という職務の重要性は、園

の大小に関係なく非常に重要であります。全ての園長には、課長級の地位を保障した上で、職場の環境を適正に管理していただくことが、先に述べた働きたいと思う職場づくりに必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 職員の職務につきましては、その複雑、困難及び責任の度に基づき分類されておりました、園長は香美市では班長と同等の職に位置づけられております。園長は、保育園では最上位の職責を持って職務に当たっており、現行の職で働きたいと思う職場づくりに努めてほしいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 一応そういう判断はお聞きしましたが、先ほど言いましたように、かなりの職員を抱えて重要な職責を担っていると。本当に大変な仕事をしゅうと思います。やっぱり大変な部署は、それだけの格というか級があるのが、自分たちが考える民間企業的なことでいえば必要じゃないかと思いますが、どうなんですか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） ご提案としましては、意見としてお聞きしたいと思いますが。例えば、仮に園長を課長級の級に位置づけますと、議会对応でありますとか、予算の調整でありますとかさらに負担がふえると、そういう意味では、現行の職で今の職務に当たっていただくほうが、集中できるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 課長級というか、香美市にはそういうシステムはないですけども、教育長とか部長級がおりますので、そんな細かい議会对応というのは、課長級になったからといって、改めてふえるわけじゃないと思うがですね。

今もそれについて質問がきたら、同じように答弁しよった分を必要なところへは出しゅうと思いますし、また予算編成というのは、よく民間企業でいわれる管理者というのはどっちかというと経営者側で、本当に予算の管理をしゅうがですけども、管理というか予算全体を見ゅうがですけども。行政の管理職という意味をどう捉えるかですけども、会社では中間管理職的な、予算編成の大きい予算は、結局は各課長には権限がない大きいところで決まって、その中での揺り動かしですので、それが園長が課長級になったからといって、特段その議会答弁も含めまして、職務がふえるのかなという気はするがですけども。

実際の話どうでしょうね、その辺は。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 先ほど私が申し上げましたのは一例でありまして、そのほかのいろんな用務がふえてくるので、今以上に忙しくなると。

それと、例えば議会の期間でありますと、長い期間、園をあけなければならないと、そういった状況も生じますので、現行のところは今の方法でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 確かに議会があるたびに全園長がここへ集合と、実際は現実的には考えられない話ながですけれども。基本的に議会というがは、自分の考えるところでは答弁者は本当は市長で、説明補助員的な意味合いもあるんじゃないかと思えます。

そういった場合で、自分が先ほど言った部長級の組織図でいえば、教育長がおって教育次長、部長級の2人に答弁はお任せをして、そこは改めて自分的にはふえることはないんじゃないかという意味で、今質問をしたがですけれども、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 十分に伝わらないので難しいところもあるんですが、管理職というのはそれだけではありません。たくさんの事務を抱えておまして、今以上の負担が、園長の職にとってやりやすいというふうには私は思えません。

今後そういった状況も、県内の動向なんかも注視しながら、そういう動きが出れば、改めて考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 自分も管理職という単語をどう捉えるかながですけれども、先ほど言うたように、経営者とか民間企業並みの管理者をやれというような話じゃないので、あくまでも級というか格を上げてあげたらという話を今していますので。また、これは多分、全体的な組織配置の問題にもなるかと思えますので、また言われたように、他の市町村とか、いろんな市町村とかよその県も含めて、いろいろいくところは民間委託になるかもしれませんけど、そういうがも含めて、また検討をお願いしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 1番、甲藤です。通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回、5項目について質問を出しておりますけれども、予定時間30分となっておりますけれども、予定ですから、答弁内容によっては長くなるということもあり得るということです。

まず、1番目の森林組合の合併等について、質問をさせていただきます。

そもそも森林組合といいますのは、1907年森林法の改正時に制度化された協同組織でありまして、実際その後の1978年、これ昭和53年に制定されました森林組合

法に基づいてつくられた組織であるということでございます。あくまで森林組合法という法律があつてのことです。

平成の市町村の合併以前には、多くの森林組合というのが存在しておりましたけれども、現時点では県下に23組合ございます。全県的に見てみますと、市町村の合併後においても、旧町村単位で組合が残っているところも実際ございまして、本市にだけ複数の組合が存在しているというわけではございません。

本市では、平成18年の町村合併で香美市が誕生いたしました。それ以前の平成8年に、当時3つありました森林組合、物部村森林組合、香北町の香美森林組合、そして、繁藤にありました南国国見森林組合、この合併について、森林組合連合会、そして県、町村、該当組合の間で南国地域合併検討協議会というものが設置されておりました。平成16年まで数々の検討が重ねられてきたという経緯がございます。そして結果的には、南国国見と香美森林組合が合併して、平成18年4月1日に、現在の香美森林組合が誕生しております。

ただ最初は、この中に物部は入っていなかったというふうに思っております。その後、平成17年以降は協議会が開催されたという記録はないようですけれども、平成25年の3月に、これは非公式ではありますが、県と香美、物部両森林組合の間で、合併検討協議会が存続しておりますよということ、確認をしたという話も実は聞いております。まだ2つの組合間で、合併の火は消えてないのでないかというふうに理解をしております。

以下、順次質問をいたします。

まず、平成8年から平成16年までは、合併検討協議会が実際に動いておりましたけれども、この間、旧の土佐山田町は、この検討会のメンバーに入っておりましたでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 甲藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、香美・南国地域森林組合合併協議会といたしまして、平成8年から平成18年にかけて協議がされたようでございます。既に保存年度を超しておりました。市による関係書類は廃棄されておりました。今回、香美森林組合さんのほうに出向きまして、いろいろとお話をお聞きし、資料もお借りしてきております。

その中から抜粋をしたものでございますけれども、当時の構成メンバーにつきましては、3森林組合長（南国国見、香美、物部）、これに組合の理事、そして、高知県中央林業事務所が加わりまして、16名の協議会の委員の構成でございました。この協議会自体は、委員以外に顧問といたしまして、関係7市町村の首長（南国市、土佐山田町、香北町、物部村、野市町、香我美町、夜須町）、以上の7つでございます。これに森林組合連合会長の8名、ここを顧問とされておったようでございます。また、幹事といたしまして、先ほどお話ししました7市町村の林業関係課長、これに森林組合関係者、県、

森連、林業活性化センターのメンバーが加わった13名が、幹事という組織編成をされて、協議会全体では37名の構成となっていたというふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ありがとうございます。

そうすると、その保存期間が過ぎているために、もう市には書類というのは存在していないということですね。

そうすると、これ土佐山田町も入っていたということなんですか。

実は大変申しわけない話なんですけど、平成15年、16年当時に、何回か私もこの合併協議会に出席をしたという記憶がありますけれども、残念ながら、当時土佐山田町の職員さんの顔を知らなかったものですから、記憶にないということでお尋ねをしました。

それでは②ですが、平成18年の町村合併後、その森林組合の合併に関して、本市から何らかのアプローチをしたということはあるんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今回、香美森林組合長に直接お話をお聞きした中身にも入っていくわけでございますけれども、平成18年4月の合併におきましては、3森林組合のうち、合併の基本となります財務状況の判断から、南国国見、香美の2組合が先行して合併をしたと。先ほどご質問の中にもありましたように、この協議会自体は現在も生きておりますよというスタンスでございます。

ただ、残る1組合に対しましては、今回の合併について、合理化のための合併であることから、全ての課題、問題点を明らかにしない限り、合併には至らないと。中でも、総事業費の2分の1を超す短期借入金の処理、これを主といたしました財務改善が、まず合併におけます最低の必須の条件でございますということで、平成18年時点でございますけれども、この時点では合併のメリットがないという結論が出されたようでございます。

これを踏まえまして、現在も香美森林組合は、この総会の資料等を注視をしておりますけれども、現時点では残念ながらまだ財務改善には至っていないということでございます。市からは何ひとつアプローチはしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） よくわかりました。

実際この森林組合の合併についての質問をする際に、いろいろ微妙な問題があるものですから、なかなかその質問をしづらいというところもございましたし、市の答弁自体も、なかなか難しいんじゃないかというふうにも考えておりましたけれども、そこまで言うだけならば、後の話もちよっとしやすのかなというふうには考えてお

ります。

先ほど課長のほうからも話があったことと重複しますが、一般的に合併によるメリットとして考えられますのは、経営の合理化ですね。具体的にいえば、3つが1つになれば組合長が1人で済むわけですし、理事も監事も減るであろうということが予想されますし、それに関連しての経費の削減効果もあると。それから、もう一つは経営方針でありますとか、経営戦略の一本化が図れるということ。そして、経営の規模の拡大によります、いわゆるスケールメリットを最大限に生かすことができるということ等が考えられるのではないかとこのように思います。

逆に、先ほどもありましたが合併に至らない理由としては、経営方針の違いでありますとか、これが一番問題ですが財務体質の問題、そしてもう一つは、合併によって地域が寂れるんじゃないかというふうな、危機感があるというふうなことも考えられます。

ただ、実際に他の組合事情というのを聞いてみますと、合併してない組合というのは今言ったような問題がやっぱりありまして、ただ合併をして1市町村に1つの組合になったところでも、ほとんどの場合、支所機能というのは残ってますね。ですから、聞いてみますと、余り不便は感じていないというふうな話もございました。

林業の公益的機能としましては、水源の涵養とか土砂崩壊の防止機能、二酸化炭素の吸収源であるというふうなこととかいろんな機能が挙げられますけれども、こういった理由から、林業に関しては非常に手厚い補助がなされているというふうに思っております。

通常、個人資産の形成についての補助金の投入というのはなかなかできないんですが、今言ったような公益的機能という部分で補助金が投入されているわけなんですけど、どのどんな優良な森林組合であっても、多くの補助金がなければまず経営というのは成り立たないというのは、どこもわかっていることだろうと思います。

そこで、質問ですけれども、③です。

経営環境というのはますます厳しくなってくると思います。そこで、今後、森林組合連合会とか、あるいは県、それから市、それが一体となって合併に向けて取り組んでいくという必要性があると考えますけれども、今後どうしていくのか、どうされるのか、市の見解をお伺いしたい。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、先ほど②のご質問でお答えいたしましたように、まず当該森林組合による自助努力による財務改善、ここがまず基盤、必須であるということから、市としては、基本的にはなかなか関与がしづらい部分であると考えておるところでございます。

私なりに、平成25年から26年にかけて森林組合の財務状況を調査をさせていただきました。これは、総会の資料等に基づきまして自分なりに分析をさせていただきました。それによりまして、県のほうに条例検査をされているということで、少し県のほうにも

問い合わせをさせていただいたところでございますけれども、やはり県のほうも、森林組合法に基づく条例検査ではございますけれども、経営指導を行う立場ではないということから、森林組合のほうから計画的な削減に努めていきますという回答をいただいている以上、それ以上はなかなか指導はできませんというふうなことでございます。

森林組合法の中には、当然その指導監督等については県というふうな言葉も明記されておりますので、市につきましてもそのような県のご指導をいただきながら、ご協力できるところはしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 若干、無理筋の話になるかもしれませんが、物部村の時代に、出資金も出しているということがあります、これ多額の出資金ですが。そういった立場で考えますと、一般の組合員の方は出資金を出して組合員になると、組合を脱退する場合には、組合の出資金を返還しなければならないというのがあります、これは農協でも同じことなんです。そこを考えますと、もうちょっとそこで、強権的には言いませんが、いわゆる指導的な立場で、首が突っ込めないのかというふうに思うのですが、やっぱりできないですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

さまざまな角度から調査をいたしました。もう甲藤議員もご存じだと思いますけれども、森林組合法による所管行政庁につきましては、同法第119条におきまして、いわゆる都道府県知事とされておるところでございます。

組合に対する助言、指導等につきましても、同法第117条に規定がございまして、「国及び都道府県は、組合に対して、その行う事業を通じ、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるように、その健全な運営と発達について助言及び指導を行う等必要な配備をする」というような形で法が定められておる以上、ここに市町村という言葉が一言も入っていない以上は、市町村といたしましては、その運営補助金を出している観光協会等の場合ですと運営の中にやはり入っていくというのは可能でございますけれども、物部村の時代に財政支援をしたということは聞いておりますけれども、現時点ではそういう出資金も出していないというふうなこと、運営補助金も出していないという現状でいきますと、この法に基づく指導する権限は有していないというふうに判断をするものでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 確かにそのとおりでして、県に指導権限はもちろんありますし、市にはまずないんですね。ただ私がずっと心配しておりますのは、これは不謹慎な言い方になるかもしれませんが、組合長さんも高齢化しているわけですし、10

0歳も150歳も生きておられる保証はないですから、そこで一番問題になるのが、後継者の問題だろうと思っております。香美森林組合の場合は、後継者という方が多分おいでます。ただ物部森林組合の場合は、どなたになるのかといったときにちょっと思い当たらない。その後をどうするかというところで、非常に心配をしております。ですから、非常にこの質問もしづらいところありますけれども、あえてこういうふうな質問をしているわけです。

そこはそこでわかりましたが、ちょっと具体的にお聞きをします。⑤です。

その高性能林業機械等を導入するときには、補助金というものがございます。補助金以外に事業体の自己負担というのは当然出てきますが、この資金について、通常、自己資金で賄えない場合は借りに頼るということになると思うんですが、こういう補助金で導入した機械類を担保にして、金融機関からの借りにするというのは可能なのか。また可能であればその手続、どういう手続が必要になるのか、それをお答えください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

補助金の融資につきましては、日本政策金融公庫におきまして借りに可能となっております。

例えば平成25年度に補助事業で購入された高性能林業機械につきましては、県を通じ国へ担保処分の申請というものを行いまして、当該財産を担保にいたしまして、補助金の借りに上限をいたしまして、農林業施設資金というふうな形での融資が行われておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 今、平成25年度と言われましたけれども、ほかに例はございますか、当市の場合。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

平成24年度までもそういうことがあったようでございます。私が平成24年に着任いたしまして、これおかしいんじゃないかということで問い合わせいたしまして、県・国のほうにも問い合わせを再度させていただきましたときに、このような担保の処分という申請をきちんとすれば、その辺は認められますよということで、非常に特例的な措置ではございますけれども、そういう形で県のほうからの回答をいただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その点、了解をいたしました。

次に⑥ですけれども、先ほど来から答弁の中でも詳しく受けておりますけれども、条

例検査といいますのは、毎年ということではなくて2年とか3年に1回とかいう頻度になっているところが多いのですが、通常どんな組合でも、どんな立派な経営している組合であっても、一つや二つの指摘事項というのは必ずあるんです。恐らく物部森林組合なんかも、指摘事項はあると思います。この指摘事項があった場合は、当然、組合長は県に対して回答しなければならないということになっておりますから、その改善策をですね。それは理事会等で諮って、こういう指摘がありましたよと、こういう形で回答しますよということをやるのが普通なんですけど、どうもその、それができてないんじゃないかというふうな感じもしております。ただ全ての場合は、理事会というものがあってそこが責任を持っているわけですから、そこがきちんとしてもらわないと組合も動けないし、どんな改善も不可能であるわけです。当然、理事会だけが全てを決定できるわけじゃなくて、総代会での議決が必要な案件というの、これは定款上決められてますから、そこはそこであるんですが。

非常に言いづらいんですが、今後とも重大な関心を持って注視をしていきたいということで、1番目の質問を終わります。

次に、2番目の地籍調査ということについて、ご質問をさせていただきます。

この質問の要旨にも書いておりますように、地籍調査といいますのは、国土調査法に基づく土地の調査のことですけれども、これももともとは、明治6年から実施をされました地租改正事業というのがありまして、この折に作成をされました公図上の境界を、現地に復元確認するというのを目的にされております。

ただ、私は国策だと思っておりますけれども、現実には平成26年度末で全国の調査対象面積の約半分しか完了してないということになっておりますし、その中で約200の自治体が未実施であると。それから、一旦始めたものの、いろんな理由があるんでしょうけれども、休止というのが約300自治体あるというふうになっておまして、多分これは予算、人員等の関係があって、県の用地対策課が出しております冊子によりますと、60年以上は完了までに要するだろうと、本市の場合ですね、そういうことになっております。地籍調査と申しますのは自治事務でありまして、市町村がみずからの判断により実施するか否かを決定することができるということになっております。この進捗率が非常に低いというのは、大きな問題であると考えます。

このことを念頭に、本市の取り組みについて、以下順番に聞いていきたいと思っております。

本市におきます調査の開始時期ですが、合併前の物部村、香北町、土佐山田町、それぞれ別にわかっておりましたら、お答えください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 調査開始時期について、お答えいたします。

物部村につきましては、平成10年度より、旧香北町につきましては、昭和63年度より、旧土佐山田町につきましては、平成13年度より着手しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この調査開始時期というのは、政策の優先度があると思うんですが、実は私、感覚的にですが、物部というのは一番奥ですから、一番先に始めていたんではないかというふうな気がしておりましたけれども、やっぱり香北町のほうが早かったんですね、ちょっと意外でした。

それでは、同様に平成27年度末現在、旧3町村の完了面積と完了率、そして、合計した本市全体の完了面積と完了率はどうなっているのか、それをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 概数的なところがありますが、旧物部村につきましては約25平方キロメートル、率としまして約14%になります。旧香北町につきましては、約80平方キロメートル、約73%になります。旧土佐山田町につきましては、約16平方キロメートル、約15%になります。香美市全体としまして約120平方キロメートル、約31%の進捗ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そうしますと、昭和63年から始まって、全体で約31%という進捗率だということですか。

それでは、次に③ですけれども、この冊子ですね（資料を示しながら説明）、これ土木部の用地対策課が発行しております平成28年1月の高知県国土調査という冊子ですが、これによりまして37ページになりますが、27年度末までの年度別の実績というのが載っております。この中で、第6次の10カ年計画の中でやっておりますけれども、これは平成22年度から平成31年度までですけれども、こういった10カ年計画を策定する場合には、全て年度別の計画があるはずですが、この冊子には平成27年度末までしか載っていないんですが、平成31年度までの間の計画面積、これ香美市ということで構いません、それがわかっておりましたらお示しください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 計画面積につきましてはですが、平成28年度は5.41平方キロメートル、平成29年度は5.68平方キロメートル、平成30年度につきましては、3.85平方キロメートル、平成31年度につきましては、4.40平方キロメートルとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これ予算の状況にもよるとは思うんですが、見込みとして、今言った平成28年度5.41平方キロメートル、平成29年度5.68平方キロメートルですか、これはどの程度確保できるのか、見込みというのはあるんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 予算とかの規模にもよりますが、今のところ実施予定面積という形で、うちのほうは計画しております。

平成28年度につきましては、5.41平方キロメートルが約3.11平方キロメートル、率にしまして約58%ですね。平成29年度につきましては、5.68平方キロメートルが2.77平方キロメートル、約50%になります。平成30年度につきましては、3.85平方キロメートルが3.09平方キロメートル、約80%。平成31年度は、4.4平方キロメートルが3.43平方キロメートルと約78%程度になります。その実施予定という形で今、計画をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 今の段階での率が落ちているというのは、市から県に出して行って、市があくまでもこの予算は決めているんですか。それとも、配分というのがあるってそこで決めているんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

市としまして、計画面積割もあつたり、一応予算の枠内ということもあつて、金額見合いで決めましてこの面積を出しております。

近年、単価上昇といいますか、それと積算基準等の上がりによって、少し面積が落ちてきたという状況下にあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。なかなか計画どおりにいかんというのが普通多いんですが、やっぱりこの冊子によると、平成27年度末で約31%というお答えがあつたんですが、これで行きますと、恐らくこれ100年以上かかるだろうというふうに思うのですが、いろんな要因があつて一概には言えないと思いますけれども。これはまた、後の質問でちょっと触れます。

それで、次の④です。

この事業の委託先はどうなっているのかということと、それから、委託先の事業の執行能力についてお尋ねします。

これ、今どこも人材が不足しておりますして、仮に予算が大幅についたとしても、執行能力に問題があるのではないかという疑問から、ちょっとお答えください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

地籍測量及び地籍測定等業務につきましては、指名競争等入札により各コンサルタント担当会社に発注しております。また、一筆地調査業務につきましては、各森林組合に委託をしております。

執行状況につきましては、現場ですので多少の協議事項はあります。ただし全てはほぼ解決し、特に問題は認められない状況です、現在のところはですが。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） そうしますと最初は森林組合に委託をすると、その結果をもって、コンサルタントでまとめて発注をかけるという解釈でよろしいんですね。

（建設課長、井上雅之君、自席にてうなづく）

○1 番（甲藤邦廣君） ⑤に移りますけれども、先ほど申しましたように今後100年以上かかる可能性もあるわけです。その調査については、地権者かあるいは代理者か、そういった人の境界立会というのが必要になってくると思うんですが、現在でも地権者でありながらも、自分の土地の境界がわからないという人が大勢おります。また、相続の未登記というところも非常に多いし、不在村地主というものも非常に多い。それに加えて、山林価格が急落しておりますので、実際土地はもう要らんと、相続もしないと、逆に相続放棄をすると、市に受け取ってくれという話もあるというふうにも聞いておりますけれども。

こういった現状を考えますと、今後100年ではなくてあるいは10年後、20年後を見た場合に、もう境界のわかる人が全くいなくなってしまうんじゃないかというふうな危惧があるわけです。そうしますと、今のやり方でいきますと、恐らく森林組合の関係者の方しか、もうわからんだろうというふうなことにもなるわけですがけれども。

これ先ほども言いましたように、国土調査というのは、本来地租改正事業になるわけですから、国が全て責任を負わなければならないというふうに私考えております。

国におきましては、平成26年に南海トラフの巨大地震の津波の被害想定地域でありますとか、あるいは首都直下型の地震などの大規模災害が想定される地域で、調査を優先的に進めるという方針を出しております。ただ本市には海岸線はありませんので、津波被害の心配はまずないんだろうというふうなことが言われております。

実際この冊子によりますと、平成26年度末の進捗率、95%程度以上の町村が実際4つあります。それを考えますと、そこから予算をぶんどってくるということはできないのかということ、そういったことがありますから、この⑤については、市として、県あるいは国に対して、予算面で強力に要望していくつもりはないのかという質問です。どうでしょう。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 近年、国からの補助金が減少傾向にあります。また、先ほど議員さんも言われたように、南海トラフとかいう形で海岸線へ行っています。また、県は同じく山間部に比べて進捗がおくれている沿岸部に対して、また被害等もあるため、津波浸水予定区域（後に「津波浸水予想区域」と訂正あり）の調査を今後重点的に取り組むということもやっております。また、あわせまして労務・資材単価の上昇、積算基

準等の大幅の改定もあり、計画の事業量が確保できなくなっていることも事実でございます。

県全体に対する国からの補助金が減少している中で、当市への割り当てが大幅にふえるということは難しいとも考えています。市としましては、これ以上の進捗を低下させないためにも本議会に予算の補正をしておりますが、国からの経済対策などの補正等の予算も活用し、計画事業量の確保をしたいと考えています。

あわせて、今後、国・県などとの協議の場において事業量の減少をさせないように、要望を行っていくことが大事であるとも考えています。

また、本市が参加しております高知県国土調査事業推進協議会において、公益社団法人全国国土調査会及び全国国土調査協会四国ブロック会と協力をし、関係機関等への陳情及び要望を引き続き行っていかなければならないと考えています。

済みません。ちょっと訂正です。

津波浸水予想区域、「予定」と言ってしまったようです。申しわけありません。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 先ほど言いましたけれども、ほかのところの予算が減れば、これ引っ張ってくるというのも、いろんな力関係あるにしても非常に重要なことだというふうに認識をしておりますので、引き続き市長を先頭に頑張っていただきたいということを申し上げて、この件の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 長くなって本当に申しわけございません。

3番目の地籍調査に伴います固定資産税について、質問をいたします。

まず、地籍調査といいますのは、先ほど来から申しておりますけれども、明治6年に地租改正事業が開始されまして、実際の測量作業というのは一説によると明治13年ごろまでに完了しております、早いところでは明治18年から同21年ごろまでには、ほとんどの地域で図面というものが完成しておったということになっております。

この図面を一般的には切り図といたり、あるいは字図といたり、一筆限り図とこういたりしております。

国土調査が完了し、また、土地改良事業が完了した地域では正確な測量図面が完成しておりますけれども、その他の多くの地域では、明治のころの図面が現在でも使われております。ここに載っております赤線・青線というのも、このころに図示されたもので

ございます。

一説によりますと江戸末期には、このころの赤線・青線については、90%以上が残っておったというふうな説もございます。これは法定外公共物のことですが。そうは申しましても、先ほども答弁にもありましたけれども、本市におきましては、国土調査の完了率が31%ということですから、残りの69%の土地については、旧の土地台帳附属地図というのが、実際使用されております。

地籍調査が完了した土地につきましては、当然登記簿上で、その土地の面積は地積の更正がなされております、また公図も訂正もされております。地方税であります固定資産税の課税対象面積について、本市ではどのように取り扱っているのか、極めて重要な問題であると考えます。

そこで、以下、順次質問をしていきます。

まず、①ですが、新規の地積により課税をされているかのか。またそうでなければ、どのような基準で、どのような根拠に基づいて課税をしているのか、まずお聞きをします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 甲藤議員の地籍調査に伴う固定資産税についてのご質問にお答えいたします。

土地の評価額を求める地積は、登記地積により課税することが原則ですが、地籍調査完了地域における課税地積の取り扱いについては、国が定める固定資産評価基準を適用し、地籍調査前の当該土地の登記簿に記載された地積を用いて評価しています。

香美市は、香北町、物部町においては、地籍調査前の地積と地籍調査後の地積を比較して、小さい地積を課税地積とし、土佐山田町では、地籍調査前の地積を課税対象とし、申し出がなされた場合に地籍調査後の地積を課税地積としています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 国がということをおっしゃいましたが、それは、いわゆる根拠です。どのような法律に基づいているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 法律を調べてはないんですが、総務省が出しております固定資産評価基準というものがございまして、それに基づいて評価させていただいています。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それは公表できるものですか。といいますのは、後の②でも申し上げますけれども、1つの町村の中で地籍調査が完了している部分についてと、さっき言いましたように土地改良事業が完了したところについては、新しい地積で課税しているんじゃないですか。

そうであれば、国土調査法の場合には旧の地積が課税していると、こういうことになっているんですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 議員がおっしゃるとおり、土地区画整理事業の土地については、評価基準により、換地後の面積で評価をするのが適当であるということになっておりまして、国土調査法における地籍調査については、従前の土地の地積を適用することも構わないということになっております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） いやだから地方税ですから、地方で決めていいわけじゃないですか。

ちょっと私も調べてみたんですが、20年とか30年かかって地籍調査が完了した場合、既に何カ町村か済んでおりますので、やはり聞いてみましたら、完了した時点で新しい地積で課税をしているというふうなお答えでした。そうであれば、今まで30年間やってきたと、今後100年も完了しないんだということになれば、もう1世紀以上にわたって地積の違う基準があるということです、農地を考えた場合ね。それが果たしていいのかどうかということで、私聞いているんです。それは多分、明治時代の地籍調査の折に、完了して5年間はずの地価で据え置くと、さらに5年間延長すると。さらに、報告をした場合には、先ほど申し出があった場合に限り更正した地積でやると言いましたけど、普通考えたら、少なくなればそら言いますよ。多くなれば誰も言いません、申し立てなんかしませんよ。税金が上がるわけですから。

そうではなくて、逆に公平性の観点からすれば、地籍調査が順番に完了していても、今後100年間ももとの地積のまま課税するのが本当にいいのかどうかということなんです。

ですから、地方税は地方に権限があるわけですから、例えば市長が決断すれば、新しい地積で課税することができるんじゃないですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 議員のおっしゃるとおり、各自治体で新しい地積に課税することはできます。ただ、国のほうとしては、地籍調査が何%の段階で新しい地積で課税しなさいよとかいう基準は設けてないので、うちのほうで独自で課税することになると思いますけど、今のところ、前の地積で課税するというやり方をとっていき、地籍調査事業の進捗状況を見ながら、また新地積で課税するのがいつの段階でいいのか、検討していきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そういう答弁ですと、恐らくは誰も決断できないですよ、何%済んだ段階で新しい地積で課税するかということ。だから、例えば地積の更正後、10年とか15年とかいう年限を切って公表すれば、そこまで私は地元の反対はないと

思いますよ。大体、大きくなったら文句があるわけですから。

しかし逆に考えれば何十年、あるいは100年間にわたって少ない地積で課税をするということになってるわけですから、逆に不公平ではないですか。例えば今31%ですが、これが50%になった段階で、じゃあ変えましょうと言っても、何ら担保になるものはないですよ。ただの絵そらごとになってしまうわけです。だから、誰かがどこかで決断しないと解決しないですよ、変える気持ちを持たない限り。

これは私もちょっと考えてみたんですが、恐らく全国的に同じような傾向でやってると思います。であれば、香美市から問題提起をするということもできるんじゃないですか。我々議員の立場で、全国調査かけるというのはこれは無理ですから、ただ行政のサイドから見れば、これ全国調査するの簡単なことなんです。市町村がやれば大変ですけど、これ県がやれば簡単ですよ。全国に照会かけて、各都道府県から市町村に照会かけると、その取りまとめたものを都道府県がまとめて返信すると、照会した県に返信すると。返信が返ってきたら、取りまとめて逆に返すんですよ。それは簡単ですよ。そういう調査の方法もありますし、実際そんなことやってますからね。それも考えてみたらどうですか。というのは、山林の場合はもともと税額が低いんですよ、ただ農地の場合は高いということもあって、問題が多分出てくるんだと思います。

しかし、そうであっても、何十年間も狭い地積で掛けるなんてことは逆に不公平ですし、今、国がって言われましたけども、前段でも言いましたけど、この地籍調査ってこれ国則なんです。国の責任ですから、国がとやかく言うことはないですよ。それがあって地籍調査が進まないのであれば、これは国の責任ですよ。

これは昭和25年ごろですか、税制改革で何かシャープ勧告ですか、あの関係できちんと地方税になったと思ってるんですが、今も国税だったら、そんなことは私やらんとしますよ。そういうことを考えた場合に、全国的な傾向を調査して決めるとか、意見を求めるとか、そういうことを考えてみたらどうですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 香美市としまして意見を求めるということは今のところ考えてないんですが、議員のおっしゃる県のほうから各都道府県に依頼して、各都道府県の各市町村の動向を調査するということが可能であれば、うちとしては重要な資料になるかと思えますので、県のほうには問い合わせたいと思っております。

また、終わってから、50年、60年たってから課税するというのではなく、いつから課税するというのも、そういう調査等がございましたら、それに基づいて香美市としての基準は、いずれは定めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） いずれはと言いましたら、みんなやめておらんになりますよ、死んでおらんになります。だから、どこかで決断せないかんがです。市として考えてない

んじゃないくて、市から県に申し出たら多分オーケーしてくれますよ、調査は。これはプッシュすればいいわけですから、そういうことを言ってるんです。だって地方税ですから。これ県の税務課に聞いてもこんなこと知らなかったんですよ、実態をね。だから、市町村しか知らないところがいっぱいありますよ。だから、例えば用地対策課なり、税務課なりを要請してやってくださいと、それによって市としての対応決めますということであれば、もうちょっと進むかもわからない。

しかし今のような答弁ですと、絶対できませんから。これ、多分お答えが返ってきませんから、②に行きます。

これは森林だけでなく農地にもやっぱり問題がありまして、同じように三十数年前に地籍調査が完了したところがあって、この市内に、そこも同じように昔の地積で課税をしています、多分してるはずですが。それは当時の町長と法務局の間で協定書が交わされていると思うんですが。それは恐らく国調の場合と同じような取り扱いで、多分協定書が交わされてますね、内容一緒ですから、言われたような。官と官との間の協定書ですから、そこを公表するという事については何ら不思議なことではないし、問題は起こらないと思うんですが、この通告書の中にはないんですが、これ関連性がありますけども、それちょっと、もし公表できんのであれば、その協定書の内容をちょっと言ってくれませんか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 議員のおっしゃっているのは、昭和55年に土佐山田町長と法務局との間で交わした明治地区の不動産登記法の第17条の地区の作成作業についての協力ということの協定書やと思いますが、その内容は、今現在の地籍調査を行っている地区の課税の取り扱いと同じ内容を協定しておりまして、前の地積で課税するという内容になっております。

また、先ほどの質問で県のほうに問い合わせのことについては、うちのほうから県のほうには問い合わせはみません。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 農地の場合は山林よりもっと評価額が高いですから、もうちょっと金額が上がるだろうというふうに思います。実際、法務局が国土調査のモデル庁に指定をされて、モデル事業として恐らくやったんだろうと思いますけれども、0.75平方キロですから75ヘクタール、それと2,000筆について測量がされているようです。これは全て公図も訂正されてますし、地積もきちんと更正もされてると。もう35年たってます。35年たっても、同じ昔の地積で課税をしているということですし、相続しても、同じ地積で課税するということですよ。売買が成立したときには、新しい地積で課税をしますよと。売買がなければ、相続で行くんはずっと続くということなんです。①の質問と同じことで、問題ではないですかということ聞いてるんです。それはやっぱり、多分来年あたりこれ問題が出てきますけども、そのときに一般市民が

こういうことを知ったときにどう考えるのか。

だって考えてみてください。日本全国見たって、宅地だけ持ってる人っていっぱいいるじゃないですか。山林とか農地を持ってる人って、絶対数からしたら物すごく少ないはずなんですよ。逆にその人たちから見たら、不公平ではないですかということ言われるんではないですか。だから、どこかで決断しないといけないということです。もうそのことはっきり申し上げておきます。

先ほど来から、もうそんなつもりはないという答弁に聞こえてますので、もうこれ以上の当弁は求めません。そういう問題意識というのを持っておいてください。

それでは次に、4番目の児童クラブの専用施設についてということでお尋ねをします。

本市には8つの児童クラブというのがあるわけですが、いずれも保護者が指定管理で運営してるということになっております。どこもクラブの専用施設というのが必要だということで、強い要望があるわけですがけれども、実際既にもう対応済みのところもあるわけです。平成29年度以降、来年以降の建設の計画について、これは年度計画についてクラブ別に、いつ建設するようになっていくのか、それをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 児童クラブのご質問についてお答えいたします。

せんだって行財政改革推進特別委員会の委員長からも報告がありましたとおり、現在、建設中のもんべえクラブの次につきましては、老朽化しており、なおかつ学校から離れている山田小学校の児童クラブの建設を考えております。具体的には、平成29年度に設計にかかって、平成30年度から建設で進めたいと考えております。次に、同じく老朽化、それと学校から離れておるということで、たけのこ児童クラブを考えております。早ければ、平成30年度設計で平成31年度建設ですが、山田小学校の児童クラブの進捗状況によっては、平成32年度以降になることも考えられます。その後、うぐいす、かたじということで進めていきたいと考えております。それから、香長につきましては、同じく専用施設でないということから、他の児童クラブの整備ができた後に、施設の状況等を随時確認して、建設を検討することとしております。

諸事情によりまして完成がおくれることもございますので、具体的な建設年度までお示しできませんが、山田小学校の児童クラブ建設に続いて順次、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 山田小学校については、私は建設が平成29年度というふう聞いておりましたが、設計が平成29年、建築が平成30年を予定してるということなんですか。

（教育振興課長、横山和彦君、自席にてうなずく）

○1番（甲藤邦廣君） そうであれば、②とも密接に関係がありますけれども一緒に

やります。

年度計画というのは当然策定されていると思うんですよ。年度計画を策定するというのはやっぱり基準があるはずですし、例えば緊急度であるとか、人数の問題であるとか、耐震性の問題であるとか、あるいは用地の問題であるとか、いろんなものがあると思うんですが。

つい最近、山田小学校に教育厚生常任委員会のメンバーで視察に行ってきました。これは特別教室が足りない、あるいは改善せないかんというふうなことで見に行ってきたんですが、そのときに見た限り、この山田小学校に、どこに2カ所も建設するのか。そんなスペースってあるんですか。まずそのスペースがあるのかどうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） スペースでございますが、確かに山田小学校の敷地につきましては、グラウンドが余り広くないということもあって、なかなか厳しい状況でございます。位置につきましては今検討中ですが、学校敷地内に建てるのが補助の要件にもなっておりますので、現在、調整中でございます。

それと、先ほどの②のご質問の計画の基準と申しますのは、議員のおっしゃられたとおり緊急度、まずは老朽化している施設を優先に考えていきたいと考えております。それから、学校からの距離とか交通事情などの安全面とか利便性、それから、利用児童数に対する敷地の面積などを基準として考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これ①から④までに分けてましたけれども、これ便宜上分けているだけで、全部関連がありますからもう変えて質問します。

見る限り山田小学校にはスペースがないんじゃないかと、実は校長先生にもちょっと聞いてみたんですが、こら東の隅しかないですねという話ではあったんですが、その東に2カ所建てれるのかという疑問があるわけです。

もう一つは、今プールがありますよね。まさかプールを壊して建てるんじゃないでしょうね。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

これは後のご質問とも関連してくると思います。プールを壊してまでは考えておりません。位置につきましては、まだ本当にここだと決まったものは実はないんですが、教育委員会内としては、校長が言われたという東のほう、土俵のあるあたりでしょうか、建てるのであれば別々に建てるのではなく2階建てとかに、していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） もう一つ聞きたかったのは、要は施設そのものが絶対に学校の敷地内でなければいけないのか、あるいは敷地外でも可能ではないかということ。というのは、他市の例を挙げますと、実際、今年だったかな、敷地外に建てているという話を聞いたんですが、敷地外になると100%補助の対象外になるんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現在の補助の基準でいえば敷地内に建てるのが要件となっております、外部へ建てるとするならば、土地の買収とか造成とかの費用につきましても補助がおりないということで、買収、造成、建築までが市の単独ということになってしまいますので（後日「建築については補助対象となる」と訂正あり）、できる限り学校の敷地内に建てたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは、構造についてちょっとお伺いしたいんですが。鉄でやるのか木でやるのか、コンクリートでやるのか、あるいはプレハブなのか、この辺をどう考えてます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

④の質問になろうかと思いますが、現在の児童クラブは離れたところにあるということと、くじら、めだか、2児童クラブの合計で約80人が利用しております。それで、学校内に建設した場合につきましては、児童数もふえる可能性がございますので、3目の児童クラブもあわせて検討しなければならないということがございます。このことから、建設場所については先ほど申しましたとおり、現在、協議中ではございますが、構造につきましては、大宮小学校児童クラブ、もんべえ児童クラブと同じように、できたら香美市産材とか県産材を使った木造の2階建てにしたいと考えておりますが、児童クラブとしては比較的大きな規模になりますので、その木材の調達の状況とか財政状況もありますので、今現在、検討中ということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） なぜ高級施設でなければならないのか、県産材とか市産材を使うということを言われましたが、もうプレハブでも可能じゃないですか、簡単に安くできますし。なおかつ、プレハブといたら工事現場の飯場じゃないんですから、今幾らでもいいのがありますからね。内装でどうにでもなりますし、避難住宅だってあれプレハブじゃないですか。増設も可能であるし、撤去も可能です、簡単ですし、何よりも安くいくし、地震に対しては非常に耐震性が強いと思うんですが、そちらのほうの検討というのはされたことあるんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　まあできたら香美市産材を使いたいというふうに申しましたけれども、やはり財政状況等や建設の工期とかさまざまな条件を考えて、そういったプレハブとかそういったものも、あわせて検討をしたいと考えております。現在まだ見積もりとかちよっともらってる段階ですので、具体的な構造とかは決まってないんですけれども、基本的にはおっしゃるとおり財政面とかも考えまして、簡単な構造のものも検討したいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君）　　1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君）　　話が前後しますけれども、やっぱり今現在必要な利用する児童の数、それから、例えばそれがマックスであるかどうかわかりませんが、5年後、あるいは10年後、そういった見通しのもとに構造面積を決めないと、後で高級的なものを行ったときには、しまったなということになりかねませんので、こういう質問してるわけです。よく検討願いたい。例えば、見積もりをとっているとおっしゃいましたけれども、見積もりとる段階では大体決めてとるがじゃないですか。後から変更はきかんのじゃないですか。

○議長（小松紀夫君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　完全な構造が決まったものの見積もりと申しますか、このぐらいの大きさでつくれば幾らぐらい要るかという目安としての見積もりをしていた段階でございますので、はっきりした構造を決めてということではございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君）　　1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君）　　この児童クラブについては私も相当問題ありというふうに見てますので、その辺もきっちり計画して、予算が出るのであればきちんと説明して提案してくださいよ。

それでは、次の5番です。保育園行政についてお伺いをします。

本市には現在8カ所の市立の保育園と1カ所の私立の保育園がありますが、それぞれの定員が30名から210名まで幅があるんですが、定員数を合計すると875名ですか、そういうことになってると思います。多くの園児を預かっています。本市の未来を託す大事な子どもたちでありまして、預かる責任というものは、極めて重大なものがあるというふうに考えております。

そこで、以下問います。

まず①ですが、平成29年度の保育園の募集については、11月の広報に詳しく掲載をされておりました。現時点で待機児童が発生するのかどうかというのは、予測が難しいかもわかりませんが、どういうふうに見ておるのか。その可能性があるのか、それについてお聞きをします。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 甲藤議員のご質問にお答えします。

12月1日から保育園の入園受付を始めたところであり、14日の受付期限以降に集計をして年齢別の入園希望者数を把握しないと、待機児童が発生するかどうかはわかりません。入園希望者数がわかった段階で、待機児童が発生しないように努力をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 待機児童が発生しないようにということですが、何か対策はあるんですか具体的に、もしオーバーした場合は。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 希望の保育園がありますが、そこに入れなくなった場合は、定員に達していない比較的近いほかの保育園へ行けないだろうかというような調整とか、また保育士の確保とか、そういったことにも努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その点は努力をしていただくということで、②です。

昨年度に発生しました保育士によるいじめ、いじめというのか私は虐待だと思っているんですが、この問題については既に決着済みなんでしょうか。訴訟になっておれば、それも含めてお答えください。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） お答えします。

本年度4月から第三者による保育園問題調査委員会を立ち上げ調査をしていただいておりますが、現在までに8回の委員会と、それぞれの委員さんによる数回の個別調査等も実施しております。来年の1月から2月の報告書提出に向けて、取りまとめをしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 1月の段階で取りまとめをするということは、それ決着がつくという前提なんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 職員とかそういった方に聞き取りとかいろんな調査をしていただいておりますので、その報告の取りまとめをしていただいているというところでございます。どういった内容になるかはまだ、今待っている段階でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 確かにそれはそうなのでしょうけれども、結局、保護者サイドが納得しなければ決着がついたとは言えんわけですが。その報告を受けて、実際、市としてはどういう対応をすることになるんですか。そこがよくわからんのですが。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 調査報告書が出ましたら、その調査報告を受けまして、保護者の方には報告をするような形になると思います。また、報告の内容がどういった内容になるかはわかりませんが、出た調査結果について保護者の方が納得いかなければ、また訴訟とかそういった段階になるかもしれないんですけど、その辺はまだ調査結果を待っているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） いずれにしても、その時点が来なければどういう対応をとっていいのかわからないということは理解できますよ。ということであれば、該当の保育士さんの、これも仮定の話になりますが、現場復帰なんてあるんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） まだはっきりは決まった段階ではないんですけど、今の段階で、すぐの現場復帰はどうかというところはございます。

ただ、当事者の保育士から希望等は聞いております。したいのかどうかというところは聞いています。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。教育長が判断されるんであろうとは思いますが。

次に③ですけれども、「子育ては保育園と共に」というビラが配布されております。ここに持ってきております（資料を示しながら説明）、この2つなんですけど今回は。この内容について市のほうは承知してるのかという点と、また基本的な保育方針というものが書かれておりますけれども、これは市の方針と完全に内容的に一致をしておるんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） お答えします。

これは土佐山田町の職員組合時代の、もう30年以上前からこのようなビラは配布されていまして、七夕や運動会などの行事のビラが配られていることは知っていました。今回の保育園入園のご案内の具体的な内容につきましては、配られたビラを見まして、11月の園長会で話を行いました。

また、基本的な保育方針が市の方針と一致しているかという点ですが、基本的な保育方針につきましては、市の方針の方向性と変わらないものと考えていますが、一部市の募集案内の内容と違っている点はございました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この内容を見てみますと、別に悪いこと書いてあるわけではないんです。いいことばかり書いてありますから、そういう点で私は問題ないだろうと思っておりますが、若干これ上から目線の書き方なのかなという印象はっております。

ただ、④と同じことですから④に行きますけれども、こういったいいものであれば、通常は保育園だよりとして出すべきだと私は思っております。保育園だよりとして出すのであれば、これは園長が許可して出すんでしょうし、いろんな内容については市も関与するだろうし、そういう点で別に問題ないと思うんですが。なぜ、運営は市がやっているのに、ここに労働組合の名前が載ってくるのかということが疑問なわけです。30年前からとおっしゃいましたが、多分ずっと続いているんですね。私自身は、労働組合というのは決して敵視をしているわけではありません。公務員といえども公務員労働者ですから、働く者の権利というものがあって、職員組合を結成するという権利もあるわけですから、そこを問題にしてるのではないんですが。なぜこんなものが保育園だよりという形に、形的にはそうかもしれませんけれども、香美市職員労働組合保育部の名前が出されないかんろうかということですよ。これ一般市民が見たときに、やっぱりおかしいと思いますよ。園だよりとしてやったらどうなんですか、その点お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 甲藤議員、⑤の答弁を求めるということでよろしいですか。

○1番（甲藤邦廣君） もう全部同じことです。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） ④の答弁やと思いますが、在園児以外の保護者にも香美市保育園案内の冊子、こういったものです（資料を示しながら説明）、9ページぐらいで保育園のご案内をしているものです、これを配付しております。この中では保育方針としまして簡単な文書も掲載しておりますが、今後はこの保育園案内の冊子そのほかで、より具体的な保育園の運営方針等のお知らせもしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 何か私のほうがごちゃごちゃになって質問してますが、要は園だよりとして出せば何も私、文句言われる筋合いはないと思うんですよ。だから、労働組合のほうにもそういった形で説明すれば、誰も反対しないんじゃないですか。多分、今まで30年間もどういった経緯で出てきたのかよくわかってないんですが、これからどうされます、この件。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

⑤の答弁をしてください。

○教育次長（小松美公君） 保育方針は保育園を運営しています香美市や保育園で定めて、香美市や保育園から保育の内容等について、いろいろな情報提供をしていくものだと考えています。

また、香美市職員労働組合がビラを出すことを否定するのではありませんが、ビラを掲載する保育方針等の内容につきましては、住民の皆さんに誤解を与えることがないように、職員労働組合保育部とも話し合いを持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その話し合いを持つということですが、納得しなかったらどうなるんですか。やっぱり市の方針としてやったらいいのではないですか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 保育の募集につきましては、保育園だよりとかもあります。募集は全園を対象にしていますので、市としても香美市の保育園案内、これ（資料を示しながら説明）毎年度つくってお渡ししています。こういったことで募集については案内をしていきたいと考えてます。保育園だよりは、その園だけの話になりますので。それと、先ほど納得をしなければというところですが、職員組合が独自でビラを出してる部分であります。確かに誤解を与えるというところでは、香美市の方針としてはこういったものではあるけど、そこで働く職員として、こういった理由で、例えばこういったビラを出してるとか住民の方にわかるように、誤解を与えないようなことを記載してもらおうとか、また今回、一部案内事項で誤ってる部分がありましたので、そういったことを起こさないような方策を相談したいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 何かよくわかりませんが。要は、ここの労働組合保育部（資料を示しながら説明）、私はこれを問題にしてるんですから、ここ、ここをきちんと話をしてくださいねということです。わかりました？

（教育次長、小松美公君、自席にてうなずく）

○1番（甲藤邦廣君） ①から、いろいろ⑤までごちゃごちゃになって聞きましたけれども、要はこのことです、私が言ってるのは。

園長と話し合いするとか言っておりますけれども、園長も組合員ですからね、労働組合員じゃないですか。園長が管理職であれば組合から外れるはずですから、そこはまた違う結果になるかもしれませんけれども。まあ、1回じゃ多分、おさまりがつかんだろうと思います。

それでは、次の⑥です。

同僚議員の質問の中にもありましたことと密接に関係をしておりますけれども、保育園の職員の人事考課、一般の保育士さんの人事考課、これは誰が一次考課者になっているのか。そして、本庁の一次考課者は誰なのかということをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） お答えします。

保育園の職員の一次考課者は園長になっています。また、園長の一次考課者は教育長になっています。

本庁の職員の一次考課者は、課長などの所属長になっています。また、課長の一次考課者は、副市長または教育長になっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 普通、人事考課というのは、どこもそうですが班長職、班長同等職の人がやるということは余りないんですよ。大体は課長ですね、職員を評価するのは。それから、課長を評価するのは、副市長であり市長であるところこういう順番になってるわけですよ。ですから、園の場合はやっぱり特殊だと思いますよ。

これ以前に私お話をしたことあったんですが、この人事考課の制度の一番の問題点というのは、やっぱり考課される側ではなくて考課者にあります、客観的に評価しないといけないわけですから。ただ、悲しいことに人間というのは感情の動物ですから、やっぱりどっかで好き嫌いというのが入ってくるところがあります。ただ、しかしそうであれば、それはもう考課者としては不適格ということになるわけです。

言いたいのは、例えば園長が課長級であれば1位でいいんだろうと、そういうことを言ってるんです。先ほど総務課長の答弁にもありましたけれども、今のところ考えてないということなんですが、どうも恐らく、ほとんどの人が納得してないんじゃないかなと私は思ってますが。今後もまた、この問題を取り上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

えらい長くなりましたが、以上で質問終わります。

○議長（小松紀夫君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。

昼食後ということで、ちょっとお疲れの執行部の方もおいでになるんじゃないかと思いますが、今回はいじめ、また不登校の問題、そして、大震災の場合に多くの方が要する避難所、その2点についてお伺いをいたします。

いじめとか不登校の問題については、過去にも取り上げた経緯がございます、最初に取り上げたのが平成18年の12月議会となっております。これは議員になって2回目の一般質問で取り上げたわけですが、当時、教育長は原教育長でございます、原教育長の答弁では、いじめ対策として大事なことは情報の交換であり、また情報の提供であり、指導力の向上、指導体制の整備、また地域や保護者への協力要請、本人や保護者、周りの者からの心の訴えを受けとめる体制づくりなどに取り組んでいます。これは100点満点の答弁であるわけでございます。また、当時3校で4件のいじめがありますよと、そして、この3校では、当時の原教育長は取り組みに若干差がある、そういった答弁をされておりました。この差というのは、校長の資質の問題、また教職員の集

団のあり方に問題がある、このような答弁でございました。

次に、平成24年の9月議会でも同じ質問をさせていただきました。県内で不登校の小学生、そのときの質問では、小学生は129名、中学生が662名、合わせると791名であります。この平成24年から現在、4年たちました。昨今の報道等でもあるわけなんです。64名ふえておる、これは県下の状況なんです。64名ふえております。また、いじめの問題で時久教育長はこのように言われておりますが、最近のいじめは本当に把握がしにくく、とても困っておりますよと。これは誰しもが思っているのではないかと思います。そして、このいじめについては、早期発見、早期対応で重篤になることを何としても防がなくてはならない。また学校も発覚してすぐに全力で取り組んでおりますが、的確な対応は非常に難しいと、平成24年の9月議会でも時久教育長はこのように答弁をされています。また答弁の結び部分ですが、全小中学校でQ-Uアンケートを実施し、結果を個人面談で子どもとの細やかな聞き取りに生かすなどして、いじめ、不登校の未然防止に努めている、このような答弁でございました。

我々世代は学校時代、かなり先生からどなられ、たたかれ、そういう時代でありました。そして、また親も、我が子が言うことを聞かなければ、少々たたく方が何しようが言うことを聞かすようにしてください、そういった学校の風潮があったわけなんです。過去を振り返ってそのよしあし、そういうんではなしに大きく時代の流れが変わってきた、そういった中で教職員を初めとする先生方はいろんな問題提起、変わってきておるわけなんです。このいじめとか不登校、そういったもんが一生懸命努力をしながらやはり減っていったというんですか、これは大ざっぱな全国レベル・県レベルで見て、徐々にではあるが先ほど言いましたようにまたふえておると。これは確かに、年度年度の子どもたちの状況とか、そういったことも当然変化があるわけですが、本題に入ります。順番にお聞きをいたします。

過日の新聞報道によれば、県内の小中学校で30日間以上欠席した不登校の子ども数は855人で、これ1,000人当たりでは全国で最も多く、その要因は学校の友人関係や学業もあるが、家庭環境が大きいのではないかと、このように書かれております。本市における昨年度の実態を順次お聞かせ願います。

①として、本市の不登校者総数、これはいかほどかお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 不登校者総数についてお答えいたします。

昨年度の不登校者人数は、小学校で9名、中学校で23名となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ県下で何がしかでその数が出ておりますが、毎回、私が質問したときの答弁もそう、香美市はこの数いうんが物すごい、これは私は少ない思いますが、担当課長はどのように思いますか、この数を見て。

- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 平成27年度児童生徒の問題行動と指導上の諸問題に関する調査結果では、本市の不登校の子ども数は減少ということにはなっております。3年連続減少ということで、実数は決して少ないとは思っておりません。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。
- 15番（織田秀幸君） なかなか受けとめ方が少ないとは思っていない。まあこれは、もう1件でも2件でも減らしていくそういう思いから、そう言われたんではないかと思えます。
- 小学校の9人、中学校の23人、これは学校によって偏りとかそんなんはあるんですか。そのことについてちょっとお聞かせください。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。
- どちらかという、規模の大きい学校が出現しやすい傾向はあったと思うんですけど、現在はそうとも言えない状況もございます。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。
- 15番（織田秀幸君） 不登校者総数ということで課長も学校に聞き取り調査、それぞれの学校の校長ですか、聞き取り調査をそれぞれされたわけですか。ちょっとその点お聞かせください。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 不登校数等につきましては、毎月の校長会等で教育研究所のほうから報告がされております。今回の直近の数字につきましては、担当者のほうから聞いたものでございます。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。
- 15番（織田秀幸君） わかりました。
- 次②、この内訳ですが、友人関係と思われる人数、これはもうはっきりとした明確な形は出んと思いますが、と思われる人数をちょっとお聞かせください。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。
- 小中学校合わせて32名中、不登校の原因が友人関係と思われる数につきましては、10名となっております。
- 議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。
- 15番（織田秀幸君） 次に、③でございます。
- 学業、これが起因・原因しとんではないかと、そのようにと思われる数を教えてください

い。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

学業につきましては、同じく32名中、5名と思われます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それでは、④です。

家庭環境、その人数をお教え願います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

家庭環境が原因と思われる者は、32名中、17名ということでございまして、新聞報道にもありますように、最大の原因と考えられております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） この3つについては家庭環境が突出しておるといふ。この家庭環境の多さ、こういったことは数年来ずっと続いておるような、数の大きさというのは続いておるようなそういう傾向があるんですけど、そこらをちょっとお聞かせ願います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） この家庭環境につきましては、やはり核家族化とか保護者単身の家庭でありますとか、さまざまな経済的な事由でやはり増加傾向にあるのではないかと、学校・保育の問題に限らず、そういったことが増加しておるようには感じております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それぞれ家庭環境にもさまざま問題があります。それは課長も認識しておられるということですね。

以前、鏡野中学で、何名かの子どもに朝飯、おにぎりか何かをつくっておったという、そういうような話も耳にした経緯がございます。当然今はもうやってないんじゃないかと思いますが、中学生で朝おにぎりか何かつくって食べさせておったという、そういう事例があったということを聞いておりますし。

以前、教育厚生常任委員会が学校を訪問した経緯がありますが、そのときの中学校の状況を見たら、これは教育現場ではないという、そういう第一印象があったわけなんです。何十人かおるクラスの中で、10人以上ぐらいは後ろを向いとるわけですよ、黒板より。そして、何人かはもう寝よる、そういう姿、授業中ですよ、それ。あとの残りは一生懸命、先生が黒板書いておる。先生もカリキュラム、そういったものを進めなくては

ならないということで、どんどんどんどん黒板へ書いていっておりました。それはもう一生懸命勉強する子の、まあ言うたら妨げになる。後ろ向いてわいわいわいわい、これは教育、そういう現場の姿ではない。これ常任委員会の七、八名メンバーが行ったわけなんです、みんながそのような思いであったのではないかと思います。それが1クラスだけではなかったということです、その状況が。結構、私語が多かったです、わいわいわい、先生の声が聞こえんぐらい。そしてまた、歌にでもめだかの学校という歌あります。これは誰が先生か生徒がわかりませんという歌の歌詞があった。そのような状況下を我々も目の当たりにして、これはなかなか大変だと。中学生時代、一番大事な時期にもかかわらず、これは大変やと思うと同時に、誰が大変かいうたら先生なんです、実際は。

冒頭に言いました。我々時代は少々たたいても言うことを聞かせてくださいというそういうような形で、先生に怒られたということで家へ持ち帰ったら、また親によけたたかれよったような、そういう時代やったわけです。まさに今大きく時代の流れが変わっております。そんなことはとても許されることではないし。

そしてまた、昨今のことで⑤に入りますが、いじめが倍増しておりますよいう、そういう報道もあったわけなんです、いじめの状況・実態、そういったものはどんなふうな現在状況か、その点をちょっとお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 同調査から見る本市のいじめの件数につきましては、小学校が6件、中学校では27件ということでした。うち解消しているものが28件で、あとの5件につきましては一定の解消は見られておりますが、見守り等の継続支援中と報告しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ私がいじめが少ない、ゼロ件ですよいう、そういった答弁求めているわけでは決してありません。当然、男の子であれば、それは暴力的な遊びの中で、そういった感じでいじめと受け取る、評価される、そういったこともあるのではないかと思います。

次に、⑥に入ります。

不登校やいじめ、暴力行為の増加による教職員、先生方の過労、また精神疾患、ストレス等による病気になったような先生はないのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

不登校やいじめが直接的な要因としての休職者は、現在のところいないというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 直接、不登校やいじめ、暴力行為で教職員の過労や精神疾患、要は休んでおる先生は香美市にはいないと、そういう受け取り方ですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 不登校やいじめを原因としている休職者はいないということでございますが、確かにご質問のとおり、先生方の仕事内容は大変過密と申しますか忙しい状態が続いております。そういうことで、学校での対応が複雑化しておりますので、ストレスチェック等を取り入れながら、環境改善には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 香美市のすばらしい学校教育現場、そういった教職員、先生もいないというふうにとめさせていただきます。

⑦でございます。いよいよ、これは教育長の出番のところでございますので、質問をさせていただきますが、教育長の答弁もお願いいたします。

名古屋大学の大学院内田准教授は、不登校についてインタビュー形式の対話の中でこのように答えておるんですが、文科省が発表した昨年度の問題行動調査の中で中学校の不登校生徒が約9万8,000人である。全国調査であります。不登校は今なお教育現場の大きな課題である。当事者をサポートするためには、まず不登校の理由を正確に把握することが大切であると、この准教授はそのように述べています。この調査で、学校側が回答したデータと不登校の生徒が回答した数値の結果に大きな差があったと、そのように述べられております。

親との関係、家庭関係です。親との関係でと思われる数値、これは学校の先生方はこれは約9.3%やないかねと、そして、実際の当事者の本人の回答は14.2%であった。また、これは友人との関係ではということでは、学校の先生方は23.5%で、当事者本人からの吸い上げでは52.9%、53%ぐらい、かなり占めるわけでございます。そして、この3つ目の教職員との関係で不登校になったという項目があります。当然これは学校側が示した数字は1.6%です。しかし、当事者、子どもたちが答えた回答が、教職員の先生方の事案、事柄によって私は不登校になりました。その数が26.2%となったわけです。大きく先生方の発表と子どもたちの発表には、それだけ大きな差があったということです。

不登校の生徒が親や友人を挙げる割合は、学校との比較では1.5から2倍ぐらいの範囲内であった。しかし、教職員が原因であると、これが16倍になっておる。この中から何が見えるかと、この准教授は不登校対策に関する学校側での議論が、実態とかけ離れている可能性があるということを示唆しているわけです。

問題解決には、これまで教師が個人的に培ってきた力量に委ねられてきたわけでありますが、子どもをめぐる問題はまさに多様化しており、教師に全てを期待するのは無理

ではないか。この准教授は、スクールカウンセラーなど専門家が「チーム学校」、そうした形で先生や子どもを支える専門家、そういった体制が必要ではないかとこのように述べられております。

平成24年の9月の一般質問で時久教育長の結びの議事録の中に、子どもの心の中を一生懸命予測し、かかわる中で子どもを元気づけていく、子どもの心を精いっぱい読み取って、その中で子どもを元気づけていく、そういう答弁を教育長がされた。私自身、子どもの心を変えるのは、かかわる人の心でしか変えることはできんのではないか、そんなにも思っております。

⑦の最後の質問になりますが、教育長の答弁をお願いしたい思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 織田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この不登校、いじめ、暴力行為につきましては本当に重大な問題で、学校も教育委員会も教育研究所も、そして教育支援センター、育成センター、もう総ぐるみになって、地域の協力も得ながら取り組んでいるところです。このことが解決していくというか、こういう問題が起こらないようにしていくということに全力を尽くすことで、いろんなことが変わってくるというふうに思っています。

実は、先ほど鏡野中学校の何年か前の様子をお話くださいますと、私たちもあの当時はもう本当にどうしていいのか、もう心が苦しいというときでした。今、鏡野中学校にぜひ行ってみてください。それを心配してくださった方が時々学校を見においでるのですけれども、何て言いますかびっくりしたと、よくこれだけ変わったねというように言ってくる子どもたちの状況があります。どの学級へ行っても、今求められている授業を先生たちが丁寧に行っていますし、子どもたちも一生懸命に学習に取り組んでいる風景があります。先生の話聞くだけでなく、子どもたち同士が班に分かれて議論をしたりとか書いたりとか、本当に質の高い授業が行われるようになってきました。これは、本当に不登校、いじめ、暴力行為のことも頭に置きながら行うことで、子どもたち全ての生活をよくしていくという、そういうことがじわっと今形になってきたと思っています。

ただ、全く安心はしていません。その裏では、先生方とか保護者の方とか地域の方が、本当にいろいろな子どもさんたちがいますので、家庭訪問をしたり電話をかけたり個別に話をしたり、先ほど言ったQ-U調査何かで見ようと努力をしたり、日々本当に一生懸命取り組んでいるところです。

それで、簡単には言いにくいのですけれども、不登校、いじめ、暴力行為をなくす取り組みで、重要だと思っている柱を3つお話をしたいと思います。

1つは未然防止です。起こってからでは遅いという、全てが未然に防止をする取り組みに尽きると思っています。今やっとそのことができ出していますので、今いいサイクルで行っていますが、気を許してはならないと思っています。この未然防止の取り組み

は教職員、保護者、関係機関、地域の連携した取り組みがぜひとも必要で、大人のそういう支えが、チームとしてなされているということが一つ必要です。

けれども一番大事なのは、子どもたちの明るくて温かい人間関係、仲間意識が大事です。この仲間意識の強い学校、学級集団が、いろいろ気持ちのしんどい子どもたちをきっちり受けとめることができる、そういう仲間として支えていくことができます。子どもにとって、子どもの集団が何よりも大事なので、そこに力を入れていく大人の支えが必要だと思っています。

イメージ的に言えば、今までも取り組まれてきました青少年の健全育成だったり、それから、家庭教育の充実というようなところの言葉になると思いますけれども、もっといろいろなことが絡み合って、もうどんなことをしても子どもたちを守りきる、そして、子どもたちが明るく生活ができるようにするというところに、全力を尽くし続けなければならないと思っています。

2つ目は、そういうことがあってもやはりしんどい子どもたちがいますので、問題が起こったりはします。気づいた問題に対しましては、できるだけ早い対応が大事です。これは以前にも申したとおりです。もう気づいたらその日のうちに対応していく、家庭訪問をしたり、子どもと話をしたり学級で話をしたり、とにかくすぐに取り組むということがまず大事で、そのためにはしっかりと受けとめ、連携した対応が行われていかなければならないと思います。先生方が深く研修をして、子どもたちの気持ちを見抜く力を持ったり、そして起こったことに対して適切な対応ができるような、そういうやり方というか、そういうような研修も必要ですし、ありとあらゆるところで力をつけていないといけないと思っています。

3つ目というか、その2つも全部ひっくるめた全ての根幹は、子どもたちの自尊感情の向上への手だてです。私がここにいることに意味がある、私はこんなことができる、ほかの友達はこんなところがすばらしいけど、私はここでは自分の力が発揮できるというような、自分が何かができるというところへ子どもたちが立っていると、いろんなことが解決ができていきます。未然防止の教育も問題解決への取り組みも、子どもに自尊感情を育むという視点で行われていかなければならないと思っています。

ありがたいことに教育支援員さんをたくさん配置をしてくださっています。それから、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習支援員、地域ボランティアさんなど、多くの支援をいただきながら、子ども一人一人が自信を持って進んでいけるように取り組むことができているところです。

初めに申しましたように、一生懸命取り組んでいますけれども、やはりそれでも長年の積み上げにより心を痛めた子どもとか、本当にどうしていいのかわからなくなっている子どもたちもたくさんいますので、各学校が子ども理解のアンテナを高くし、チーム学校として保護者、地域と連携し取り組んでいく、もう本当にそれに尽きると思っていますので、今後も全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。

冒頭、鏡野中学校が大きく変わりましたということで申しわけございません。20日は授業参観ということで、見学に行けるということで、遠くありませんのでまたぜひ学校のほうにも行かせていただきたいと思います。

私は、地域として子どもたちに何ができるか、そういったことを常々考えておりますが、特に朝の交通安全とかそれぐらいしか思い当たらないんですが、ちょっと最近寒うてよう立っておりませんが、そういうことでしっかりとまた、何ができるかということとを再度自分自身にも生かさせながら、協力できることは協力していきたいと。

私は教育、そのことについては、皆さん個々十人十色皆違うわけなんです。英語の好きな子ども、数学、社会、さまざまあります。野球させたら右に出る人がおらんとか、体操したら誰にも負けんとかいう、そういう長所をいかに伸ばしていけるかという、これは教師の、また私の資質、そういったもんが問われるんじゃないかと思えます。

我々世代もそうやったですけれども、やはりペーパー上の点数で人事評価、そういったもんがされておりましたけれども、若干、最近では韓国の大学入試じゃないですけど、日本も傾向が大きく変わってきておるのではないかと。面接、そういったものを重視しながら人事考査、そういったものをされておるんじゃないかと思えますが。その個々の長所をいかに伸ばしていけるかというその1点、やはりこれは教師冥利、そういったものに尽きるんじゃないかと思えます。スポーツで大成をなす人、さまざまおるわけなんです、そういったものをひっくるめて、私は人間力というんですか、そういったものが大切になってくるのではないかと思えますが。

この私の今言うた人間力、そういったものに対する教育長のその見解をちょっとお聞かせ願いたい。もう現場もずっと踏まれ、また管理者として学校運営にも携わってきた教育長ですので、その点もちょっとお聞かせ願えたら思えます。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

まさしく、その人間力に尽きると思えます。教師は本当に子どもたちが前から後ろから、いろいろな角度からやっぱり先生を見ているという人ですので、いろんなことできちっともしていないといけませんけれども、やっぱり温かさとか、子どもたちがずっと入ってこれるようなそういう包容力とか、いろいろな意味の人間力を持っていないといけないと思えます。

授業に関しては、本当に専門的なものが必要だというふうに思えます。けれども、もう一つの視点でいくと、子どもたちの人間力というのは本当に素晴らしいです。大人は年齢がいつているから、いろんなことを経験して素晴らしいと普通思いがちなんですけれども、子どもたちの持っているものは、本当にそれは若くて斬新で、そして、いろん

な意味でその子らしさがあってすばらしいのです。そういう意味で、学校でも今は教科の学習も総合的な学習も、子どもたちが自分の意見をたくさん出して、一緒に考えていけるような授業に組み立てていますし、例えば子ども会議なども、大人が決めて子どもにやってもらうのではなくて、子どもたちが持っているいいものを出せるように支援をして、子どもたちが伸びやかにいろんなことをつくっていくということを後押しをする、そういう教育でありたいと思っています。

香美市の大人も子どももすばらしいので、みんなで本当に子どもたちを守り立てていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。

我々も本市の子どもたちの健やかな成長を、またそれぞれの立場で見守っていきたいと思います。教育長を初めまた教育委員会の皆さん、大変でしょうけれども、またひとつよろしく願いをいたします。

それでは、2番に。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 2時30分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 引き続き質問をさせていただきます。

2番の南海地震や大規模災害時に多くの避難者を受け入れる体育館のハード面、そしてまた、ソフト面についてお伺いをいたします。

東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究を踏まえ、避難所運営について、これは地域住民などと日常的に連携がとれていた学校などは、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという、そういった報告があります。事前に市町村防災担当や地域住民等関係者、また団体と体制整備を図り、地域住民などが主体的に開設、運営できる仕組みづくりが重要であると、このよう考えられるわけでございます。

避難所となる学校施設の整備については、公立学校施設整備事業等の支援が講じられており、文部科学省の東日本大震災の被害を踏まえた学校施設に関する検討会において、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について等々、緊急提言が取りまとめられているわけでございます。

ここで①の質問でございます。

天井等の非構造部材の落下により、体育館が使用できなかった、そういった報道もあ

りました。非構造部材・窓ガラスなど必要な安全対策を講じることが今後とても重要であります。本市の現状をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 非構造部材のご質問についてお答えいたします。

小中学校体育館につきましては、平成19年度新築の大宮小学校を除いた全ての小中学校において、平成22年度から平成24年度にかけて耐震改修工事を実施しております。

また、非構造部材につきましては、平成27年度、平成28年度と専門業者に委託して点検を実施いたしました。点検の結果、改修の必要が認められた箇所につきましては、耐震改修の実施を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ほとんど準備万端整っているようです。1カ所できてない、これはどのような対応になっておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

非構造部材につきましては、各学校で幾つかございます耐震改修の必要な場所が、外壁でありますとかトイレの補修、窓とか天井の取りかえとか、必要なものが各学校に幾つかございますので、順次対策を行っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） わかりました。よろしく願いをいたします。

②でございます。

災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープの設置など学校施設のバリアフリー化、そういったものが必要と思いますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 織田議員のご質問にお答えします。

災害時において、要援護者の方々に円滑な避難生活を送っていただくため、学校施設を含めた指定避難所のバリアフリー化を進めていくことは、大変重要であると考えております。現在、避難所運営マニュアルを策定した指定避難所において、バリアフリーなどのハード整備は県の補助事業が活用できますので、今後は学校施設の管理者である教育委員会と協議しながら、整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 県の補助事業が活用もできますよということで、どうかし

つかりと整備に向けて取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

次、③でございます。

各自治会では要援護者を民生委員の協力で把握し、また共有をしているわけですが、避難所の対応で地域内の保健師や看護師の協力は不可欠ではないかと、そのように思っております。行政や自治会主導で女性の協力者を募り、防災力のアップにつなげていってはどうかということでお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

以前から申し上げておりますとおり、災害発生時の避難所等において、女性の方のきめ細かな視点は大変重要であるという考え方に変わりはありません。先月13日に開催されました、自主防災組織連絡協議会主催の講演におきまして、講師の方から東日本大震災発生直後に、地域の女性の方々が積極的に応急活動を行っていたお話を聞き、その思いをより強くしたところでございます。

その内容は議員ご指摘のとおり、地域の保健師、看護師の方を事前に把握していたことが、けが人等に対して迅速な対応ができたというお話でございました。こうしたお話は98組織、113名の自主防災組織の方々がお聞きになっておりますので、今後の取り組みとしましては、まず、各自主防災組織が地域内に在籍する保健師、看護師の把握に努めていただき、組織に加入されていない方には勧誘を行うなど、避難所生活が円滑に運営できるように、自主防災組織連絡協議会などの場を通じお話をさせていただき、地域の防災力向上につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 避難所生活が円滑に運営できる、これが防災力の向上にもつながるということで同等の認識でありますので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、順次通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。

今回の質問は、地域生活支援事業について、臨時・非常勤職員の実態調査を受けて、そして、奨学金制度の充実をという3点であります。

まず、1問目です。地域生活支援事業についてでお伺いをしていきます。

障害者自立支援法に基づいた社会保障サービスは、国による障害福祉サービスと市町村による地域生活支援事業があります。障害福祉サービスが充実されることが一番望まれるところですが、必要に応じて柔軟な対応ができる地域生活支援事業も充実をさせ、安心して生活ができる地域社会にしていくことが肝要であると言えます。

本市では、平成27年3月に第4期香美市障害福祉計画がまとめられています。そこに示された課題とともに、地域生活支援事業の進捗状況を中心にお聞きをしていきたいと思ひます。

(1)です。障害福祉サービスに含まれる介護給付には、国庫負担基準とされる限度額が設定をされておると聞きます。この負担基準をオーバーした場合、市町村は地域生活支援事業で対応しなければ、不足分の補助を受けられない仕組みになっております。本市の介護給付は、国庫負担基準に照らしてどうなっているかをお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 森田議員の地域生活支援事業についてにお答えいたします。

障害者自立支援給付費の当市の給付状況は、国庫負担基準額内です。ちなみに平成27年度においては、国庫負担基準額5億238万4,455円に対しまして、支出が4億7,318万5,603円となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 基準内であるということで安心をいたしました。

(2)の質問に移ります。

第4期計画を作成するのに当たり、アンケート結果や福祉サービスの利用状況から、課題と今後の取り組みがまとめられております。その内容は広報などにも示されております。ここに自分が今もっているのはコピーであります。その課題の進捗状況と地域生活支援事業のさらなる充実を願っての提案を、順次聞いていきたいと思ひます。

①です。課題として挙げられている相談支援体制の充実には、相談窓口の周知や充実、体制整備、事業者間のネットワーク強化が挙げられております。これらの課題対策は進んでいるか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

相談窓口の周知につきましては、広報香美や市のホームページで周知しており、また、平成28年6月号の広報では、地域活動支援センター香美や身体障害者相談の記事を掲載しております。また、事業者間のネットワークにつきましては、香美市障害者自立支援協議会の専門部会や、日々の業務を通じて強化されていると感じております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 日々の業務を通じてネットワーク強化を図られているというご答弁をいただきました。

続いて、②の質問に移りたいと思ひます。

アンケート結果によると知られていない福祉サービスも多く、成年後見制度や災害時

の避難場所の周知などの情報提供が必要とされております。その後の周知はできているのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 成年後見制度は、相談窓口機関を通じて制度の利用に結びついております。また、災害時の避難場所については、市のホームページやくらしのガイド、広報香美で周知しており、ちょっと古い話ですが、平成27年度（後に「平成24年度」と訂正あり）の防災特集にも掲載されておりました。また、実際に台風等の災害時に際しましては、携帯電話やスマートフォンのほうにもエリアメールが入りますので、避難所の開設状況についてはわかると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 窓口、広報等の周知で成年後見制度のほうは進んでいるというまず答弁でしたが、今この成年後見制度を使われている方はいるのかどうか。まず、その点をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 失礼しました。

先ほどの答弁で、平成24年度の防災特集に掲載とすべきところを、平成27年度と年度を言い間違いましたので、訂正をお願いをいたします。

成年後見制度につきましては、障害者の関係は、ここ最近では1件は、施設の関係の方が制度を利用した経過はあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あともう1点、災害時の避難は広報やエリアメールでお知らせもしているということがありました。これ具体的に、避難訓練等でそういった場所が使用されて訓練ができているとか、またその周知の仕方も、目の見えない方への伝え方と耳の聞こえない方への伝え方では、おのずと違ってくるとは思います。そういった受け取る側に立ったものになっているのか、再度ご答弁をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

その障害の部位に応じた細かい周知はまだできてないと思いますので、今後の課題と考えております。また、災害時避難行動の要支援者につきましては、最近自主防のほうにも名簿のほうを配付いたしましたので、地域の方に避難行動の計画を立てていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。今後の課題ということで、対応をま

たよろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。③です。

地域生活支援事業で任意事業とされています巡回支援専門員整備事業ですが、これは早期の療育、保育園での専門的支援にとって非常に有用であると考えております。本市における取り組みの状況がありましたら、お聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

地域生活支援事業のメニューの一つであります巡回支援専門員整備事業については、実施しておりません。実施するとなると、現在地域生活支援事業が国庫補助基準額を上回っている状況ですので、全額市の負担となります。

なお、類似事業として教育委員会のほうで県の巡回相談員派遣事業、そして、特別支援保育推進事業を実施しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 巡回支援専門員、これ国庫負担基準の話が出ましたが、地域生活支援事業の予算を上回っておるといふような理解でよろしいでしょうか。1問目でお聞きをした国庫負担基準、これは介護給付と障害福祉サービスに含まれる国庫負担基準はオーバーをしていないということを確認をしております。その点、お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 議員のおっしゃるとおり、国庫補助基準額を上回っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あともう1点、県のほうからの相談員にいうようなお話がちょっとあったと思いますが、その取り組みの状況をおわかりでありましたら、お聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 県の巡回員の相談事業につきましては、小中学校のほうでやられていると聞いておりました、もう一つの特別支援保育推進事業につきましては、保育園のほうで実施していると聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 巡回支援専門員整備事業と高知県特別支援保育推進事業についてお答えいたします。

巡回支援専門員の派遣事業につきましては、県教育委員会が設置した専門家チームが

学校支援チーム及び4圏域の特別支援連携協議会に参加する関係機関で、巡回相談チームを組織して学校等に派遣されておりまして、香美市でも精いっぱい活用をさせていただいております。

並びに高知県特別支援保育推進事業につきましては、保育園等に在籍する特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子ども保育の質を高めるために実施するもので、香美市ではこの事業を活用して特別支援保育コーディネーターを雇用して支援を行っております。

事業の内容は支援会議、全保育職員対象の講演・指導、保育所アセスメント研修、個別指導計画、支援ファイル、つながるノートと言われるものの作成研修、就学時研修に向けた引き継ぎ支援でありますとか、ティーチャーズトレーニング指導、就学時引き継ぎシート等の作成支援及び助言などを行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。いろいろな書類等の作成等を行っているという話を聞きました。実際の保育現場、そういったところにはそういった相談員と言ってよろしいのか、この事業の巡回相談チームは、現場を見てのアドバイス等も行われているのか、あわせてわかればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 県の巡回支援員につきましては、そういった現場に入っただけの支援とか指導を行うようにはしております。特別支援保育のほうにつきましても、コーディネーターが現場に入って適宜指導、助言を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あともう少し。もしわかればですけども、その現場に入って居場所の工夫とか教材、そういったものを具体的に構造化をしていくとか、そういったことも考えられるんですけども、そういった物理的な対応が今必要とされておったりとか、またそれに対する具体的なアドバイスがあっただけで対応されているとか、そういった事例がもしお聞きであればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

例えば特別支援のコーディネーターの方だったりすると、今発達障害とかそれだけじゃなくて、支援を要する子どもさんたちが年齢が低いときに、非常に表面に出てくるといふことがありまして、保育園のほうが対応に非常に苦慮しているというようなことがございます。はっきりした数ではないですが、大体1割強とかそういう人数がいますので、この保育のコーディネーターの方は全部の保育園へ出かけて行って、そういう状況をきちっと把握をし保育園と話をし、そして、必要によっては保護者と話をし、それか

ら、もっと進めば支援会議等を行いながら、書類と言っても、これからどういうふうな手だてをしていけば子どもがよくなるかというようなことですので、そういう計画等を一緒につくったりしながら、あとずっと見守って支援をしていくという、そういう非常に日々大変緻密なかかわりをしてくださっています。

ですから、ここでお聞きになられているこの専門的な支援は、大変有効に動いているということです。ありがたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 大変ありがたいということで緻密なかかわりもできている、この実際にかかわりが非常に有効であるということは今の答弁でもよくわかったんですけども、実際に足りているかどうか、もっと手があったらもっとできるのにとか、そういうあたりはひょっとどんなふうな感想をお持ちなのか、よかったらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 人数がもっといればということですよ。

私たちのほうも今1人が動いているので、なかなか、対応するには本当にいっぱい状態になっているということです。ほかにもう1人とか欲しいと思っているのですが、問題はそこにちょうど適切な方が今どうもいらっしゃられないということで、少し専門的などころをわかっていて、そして、保育園全体をきちっと指導ができていく人ということですので、常に人を探しているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜいたくを言えば、欲しい人が今すぐあらわれればそれにこしたことはないんですけども。実際、事業を進めていく中でそういう人材が、今ある香美市の人的資源の中から成長していくと、そういったことにつながっていけば、なおいいのではないのかなというようなことも思います。県のほうでの相談支援事業ですが、これ市町村が巡回支援専門員整備事業を取り進めても何ら構わないと。もちろん補助基準を上回っている状況の中では厳しいとは思いますが、ぜひとも、これは検討の課題には置いておいていただきたいということをお願いをいたします。

④、次の質問に移ります。

先ほどの質問で大分わかったんですけども、本市では香美市の支援ファイル、これをつながりノートというようなことで言うておりますが整備をしております。対応時から情報が引き継ぎをされていると思うんですが、これが学童期における活用は当然そこから始まったと聞いてもおるところなんですけれども、実際に早期発見した乳幼児期、保育期ですか、1歳健診や3歳児健診何かで、保健師さんも気にはかけてくださっているというようなことも聞いておりますので、この乳幼児期からの支援ファイルの活用状況、そこから学齢期に至る部分の連携を中心に、どのような活用がされているのかお聞

かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

香美市では、発達障害児等支援体制整備事業を立ち上げております。現在、庁内連絡会を年3回ほど開催しまして、関係各課での情報共有を図っています。香美市支援ファイルは、支援を必要とする児童・生徒について、有効な支援が引き継がれていくために導入されており、教育委員会中心に活用されております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 活用がされているという状況はわかりましたし、活用が開発されて年3回の情報の共有もされていると。この支援ファイル、つながりノート、保育段階、乳幼児期段階でのキャッチがされて、すぐさま支援ファイルにつながるのかどうか。

多分、これはご両親とのお話し合い何かをされてというふうにお聞きをしているところだと思います。それで、もちろんご両親とのお話の中で、うちの子はそこまでじゃないよというお話になったときには、やっぱりこの支援ファイルは使われてないと、そんなところをちょっとお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） もちろん同意の上で、支援ファイルにつきましては2冊作りまして、1部はご本人のほうに持っていただいて、1部を順次引き継いでいっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） もしわかればですけども、どうですかとお薦めをして、いや余り必要ないよとかというような話は実際にあったりはしているのでしょうか。また、そのあたりがわかればお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 申しわけございませんが、ちょっとそこは把握しておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 積極的に非常にいいものであるという答弁もありましたし、実際自分もそういうように感じております。もっと、それやったら気軽な気持ちと云うていいのかわかりませんが、利用を進めてもらえたらとは思っております。

この事業の認知度が上がるように何らかの広報と言いますか、実際にこの取り組みを初めて一定の時間もたっていると思います。効果というのもそれぞれですけども、

本当に本人の生きづらさが改善をされて、生き生きと今頑張っているというような事例があったらそういったこともご紹介しながら、新たな利用の方にも安心して使っていただけたらなというふうに思いますので、その点をお願いをいたします。

済みません。次の質問に移ります。⑤です。

アンケートにおいて今後の福祉に必要と思うものの一番は、就職先を多くするというものでありました。社会の中で何らかの役割を持つことは、人が生きていく根源的な願いにつながってまいります。相模原市のような事件を繰り返さないためにも、積極的な取り組みが待たれています。

一方で、社会的役割を持っている職場では生き生きと輝いていても、アンケートによりますと休日は家族で過ごすが83.3%と圧倒的で、希望である「近所や学校での友達と過ごす」や「デイサービスを利用する」がかなえられていない実態があります。アンケートの引用はこちらの香美市の障害計画であります。

この日中の活動、就職先と休日の過ごし、両面の取り組みが欠かせないものと考えますが、今後の取り組みはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

昨年は市内に就労継続支援A型事業所が新たに開設し、新規の利用があります。また、一般企業に就職できるよう、障害者就業・生活支援センターと連携を図っています。

休日の過ごし方については、スポーツ等に励み充実した余暇を送っている方も多くいますので、障害を理由に活動への参加が難しい場合は、ケースに応じて検討していかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今いろいろ取り組まれておる方も当然おります。ただアンケートの実態からすると、家族と過ごすが本当に圧倒的であるというふうにも出ております。もちろん、それが本人の望みであるならば問題はないんですけども、何か活動がしたいと思いつつも、なかなかそういうアクセスができていない、そういったものがあるんじゃないかと思っております。

ぜひともそういった掘り起こし、もちろん各事業所等の取り組みによるものやと思っておりますけれども、ぜひとも市としてもバックアップしていくことをお願いを申し上げます。

続いて、（3）の質問に移ります。

第4期計画の中には理解促進研修・啓発事業というようなものがありました。このパンフレットのその中には、パンフレットの配布や市民向けの講話、こういったことが示されております。これに対する進捗状況はいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

発達障害児に関するパンフレットを作成し、平成28年4月に市内の小中学生に配布しました。また、各種の研修会においても配布しており、今後も新小学生、中学生に配布する予定です。市民向けの講和については、民生委員・児童委員、子育てサークル、更生保護女性会等の集まりにおいて、障害福祉についての講話を行いました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 取り組んでいただいている状況がよくわかりました。

それでは、（4）です。

同じく第4期の計画の中で、移動支援事業の利用実績が減少していると報告されています。余暇の充実や社会参加の促進には支援の充実こそが求められております。対策はとられるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

第4期の障害福祉計画で報告いたしました平成24年度から平成26年度にかけての利用者数は減少しておりましたが、平成27年度の実績において利用者数は計画どおりふえており、利用時間もふえております。また、平成28年度におきましても、利用時間数は計画を上回る見込みとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 増加に転じているということで少しは安心をいたしました。

途中、国庫補助基準を上回っているために、なかなかこれ以上は事業をふやせないんだという話もありました。既に取り組んでこの移動支援事業におきましても、補助の金額が少ないために、計画はしておるものの利用がそれ以上できないと、そういった状況はあるのかどうか、なおわかりましたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 現時点では、そのような状況はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

あと、もう1点。

内容についてなんですけれども、今、移動支援事業を使って外出をしておると、その内容がいつも決まったところであると、これも本人の希望にもよるとは思うんですけれども、より多くの社会資源の利用といったところにも発展をしていただけたらなというふうには思うところです。そういった面で、さらにこの移動支援事業の充実ということが望まれると、また望みたいというふうに思っているところであります。

一番冒頭で申しました介護給付や、それから動向支援というような障害福祉サービス

のほうに少しかかわってきますけれども、そういったサービスを利用しての日常生活に必要な外出は、そちらのほうでサービスが受けれるというふうにも聞いております。例えばですが、理髪店の利用などは生活上必ず必要なものであるから、これは障害福祉サービスのほうで利用もできるというふうにも聞きます。そういった点から言いますと、そういうさび分けをしっかりと、移動支援事業のほうでは本人の希望がかないながら、さらに社会参加が進んでいく、そういった方向での発展を求めるものであります、所々の取り組みへの思いなどを聞かせていただけたらと思います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

予算もあることですので、ただし、障害をお持ちの方が普通に暮らせるような形は当然とていかなくはないと考えておりますので、予算の許す範囲で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 予算の許す限りということもありますが、生活の質の向上とあったところ、そして、それは障害を持たれている方に限らず、全ての住民福祉の向上につながっていかねばならないというふうに考えております。許す限りというお話ではありますが、むしろ底上げをするような、声を挙げていくといったような力強い取り組みを期待をさせていただきまして、次の質問に移っていきたくと思います。

2問目、臨時・非常勤職員の実態調査を受けてということでタイトルをつけております。順次、中身に入っていきたいと思っております。

本年9月13日、総務省が2016年4月1日現在で実施をした実態調査の結果であります、地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査、これ速報版を公開をいたしました。2005年、2008年、2012年に引き続き実施をされたもので、今回の調査では、臨時・非常勤の職員数、活用の理由、再度任用や空白期間の有無と理由、報酬、公募方法、能力実証、人事評価、休暇の各状況、そして2014年の総務省通知に対する取り組み状況、この各項目に回答が求められていたものでした。そこに記された本市の回答にのっとり、順次質問をしてまいりたいと思っております。

①です。

この中で私が注目をするのは、「空白期間の有無、職種別の空白期間の設定状況」という質問欄であります。空白期間を1カ月とし、その理由を「業務の遂行に必要なない期間であるため」としてあります。しかし、現場においては別の方の任用をし、職員数を補っております。この回答は実態を反映しているものとは言えないのではないのでしょうか、認識をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 森田議員の臨時・非常勤職員の実態調査を受けてのご質

問にお答えします。

実態調査の回答は事務補助職員のケースに該当するもので、他の職種の場合には、必ずしも実態を反映するものではないと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今、課長のほうからは、事務補助職員の実態を記入したものであるというふうにお答えをいただきましたが。私せんだって、そのアンケートのほうをそれこそ総務課のほうでいただいております。この内容、確かに事務補助員、そして看護師、保育士、そして給食調理員、清掃作業、教員、消費生活相談員、そういった職種で分かれてアンケートをとっていると。その全ての該当がありとなったところの保育士の部分でそのようなお答えをしていたと。見ましたら保育士の欄、該当1カ月空白期間、そして、設定した空白期間の長さの理由が1とありまして、この1の欄を見ますと、業務の遂行に必要な期間であるためという回答になっております。

確かに、この1でありますがおっしゃったような事務補助員といっても、本市でおきますとほかの保育士、そして給食調理員、教員、そういったところも同じ理由になっております。少なくとも、保育士においては当てはまらないのではないかと、この点であります。再度答弁をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 繰り返しになりますが、保育士の場合にも、必ずしも実態を反映するものではないという認識でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 課長は現場からの情報、お話を聞いての答弁なのかもしれませんが、実際に実態を見ていただきたいと思うのと、同じくこの調査の1つ前の質問では活用する理由、この代表的な職種にかかわる職員の臨時・非常勤職員を活用する理由という欄があります。この欄を見ますと、臨時・非常勤を活用する理由で「新たに生じる多様な行政サービスに対応する必要があるため」というふうに回答をされております。これからしますと、近年保育ニーズは新たにふえてきておると。そういった行政サービスに対応する必要があるために、臨時・非常勤職員を雇って対応をしているという認識ではないかと思いますが、その点お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お見込みのとおりだと思います。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうなんですね。今、現在においては多様な行政ニーズ、保育ニーズが広がってきており、とても業務の遂行に必要な期間、また、現場にそういった人を少なくしても大丈夫という期間はないという認識であります。そういうことでありましたら、この回答にあります必要な期間であるためという回答はそれに当たらないのではないかと、そういったことをまず確認をしたいわけでありまして。再度の答

弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） さきにもお答えしましたが、そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 空白期間は、必要のない期間というのではないという現状にあるということを確認させていただきました。

それでは、②の質問に移ります。

この同じ質問理由として選択肢に挙げられているものが4つ、その他を含めると5つあります。そのうち、恒常的な業務を担う正職員との区分をし、臨時・非常勤であることを明確化するという理由や、また、継続した任用と見られないようにするためという理由があります。これらは、まず昭和56年8月20日の自治庁次長の通達、並びにこの昭和61年の閣議決定に抵触せずに、実際上は継続任用を行う便法として、これらの理由が用いられたものと私認識をしております。継続任用に当たっては平成26年7月4日の総務省通知を確認できておると思いますが、認識をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 平成26年7月4日の総務省通知は承知をしております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今回のこの総務課の選択肢に挙げられたものは香美市では選択をしてないということでもありますので、承知をしてそれにのっとって対応をされるものであると思います。この通知によれば、新たな職に改めて任用というようなことで整理をし、客観的な能力主義に基づく再度の任用は妨げられるものではないというふうに書かれておりますので、そういった対応を本市はまだ取り組んではないんですけれども、今後検討されていくということで私も認識をしております。

それでは、③の質問に移っていきます。

「退職手当、社会保険料等の財務負担を避ける」という理由が4番目選択肢で挙げられております。この理由に対しては当てはまるかどうか、その影響額はどれぐらいになるのか、検討をされたのであったらその影響額は試算をされたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） ご質問の中で特に影響が出るのは退職手当ですけど、退職した者に対する退職手当の基本額は、給料月額にその者の勤続期間を区分ごとに1年につき100分の100から100分の200までの割合を乗じて得た額の合計額とするもので、現在運用していないことから影響額をお示しすることはできません。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 影響額は検討はしてないということではありますが、個々に影響が出るであろうということはあるということでした。これ今、住民サービスを行き届

かせるためには、さらなる保育現場の充実が求められておるわけでありますが、そういった状況を改善をしていただきたいということでもあります。

もう一つの社会保険料に対しては、新たな財務負担はないという認識でよろしいかと、そういうご答弁がありましたので、それはよろしいかと思えます。財務負担がありますが、同じこの回答の中で検討中という回答もされておりますので、ぜひともそういった状況があったとしても必要とあらば対応していくと、そういったことをお願いをしたいと思えます。

最後、④の質問に移ってまいります。

高知市では7月から空白期間を1日か1カ月かの選択制にいたしました。それに続いて香南市も、1月より空白解消に踏み切るとのお話を聞いております。これまで、周辺他市の空白期間に当たっている職員を本市の空白に当てていた現場では、今後どうやって人を賄っていけばいいのかという見通しが立たなくなっているというお話も聞いております。

現在の労働環境、社会状況、当事者の要望、こういったことを鑑みれば、以前の答弁で示されました保育士が仮に余った場合の懸念や身分の固定化につながるという部分は、相対的に小さくなっていると思えます。現場の労働環境の改善は関係者の願いとともに、今やらねばならない状況まで来ておると認識をしております。本市の決断というものをお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。

香南市も来年1月から運用を始めるということですが、継続任用をいつまで続けるか、また年次休暇の付与の取り扱いなど自治体によってまちまちであることや、先ほど議員指摘もありましたが、就職機会の減少であるとか、臨時的任用職員としての身分や処遇の固定化などの懸念が残ることから、現在のところ積極的にこの制度を採用することは考えておりません。

今後、他の自治体の運用状況などを見ながら、対応を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 早ければ1月から香南市はその新たな対応をするわけですが、早ければその時点から、そして、遅くとも4月には何らかの影響、人が足りないという状況も出てくるのではないかなと思います。そういった現場の声や状況、これまでの質問の中でもしてきたところですが現場は非常に大変な状況になっておると、人が足りない状況になっているという認識であります。

それを解決する今考え得る最も合理的な方法が、空白期間の解消であるというふうに、これまでも提案をさせてもらったところでもあります。それ以外での対応がもしあるならその点も含めて今の現状認識と、それから今後この点をどう対応していくのか、お聞か

せを願います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議員ご指摘の懸念というのは私も承知をしておりますし、現場サイドもそうだという認識は持っております。しかしながら、この判断をすると、先ほども私が申しましたけれども継続任用をいつまで続けるか、これは先行の各市がどのぐらいその運用をしていくのかということ。これを採用すると、もし未来永劫を続けるということではなければ、どっかの時点で雇いどめをしなければならぬということになります。そうすると、またその時点でもう雇用できないというような状況も出てきます。現状は逼迫しているというのはよく承知をしております。できるだけ人員確保に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 将来どこかで雇いどめになると、いつまで続けていくのかという心配は、実はこの任用をしたもう一つ先の話でありまして、そのときにどうして、例えば新たに空白期間を解消するという判断をしたのかとなったときに、それに対する説明責任というのは当然出てくると思います。その説明責任の内容としましては、ここまでも質問の中でさせてもらいましたように、現状がこのように逼迫をしてきている保育ニーズに対して、なかなか手が足りないという状況、そして、国の通達何かでもそこは柔軟に任用ができるというような形も出てきておると。そういったものを勘案したときに、より住民福祉の充実を図るためにはどのような判断をしたらいいのかという議論の末にこの判断を、空白の期間を解消したんだと言え、これは十分な説明責任になると思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議員ご指摘の平成26年7月4日の通知でも、再度の任用についての留意事項というのがございます。それには「同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職とみなされる臨時・非常勤の職に繰り返し任用されることは、長期的、計画的な人材育成・人材配置への影響や、臨時・非常勤職員としての身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあることに留意が必要である。」ということから、他市の先行した運用状況を見ながら、判断をしていきたいということでございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 留意事項にはそう書かれております。そして、その同じ通知書の中なんですけれども、同一の職ではないという確認のもとに再任用が、能力主義に基づいて同一の職ではない新たな職に改めての任用というふうに整理をして、再度の任用は妨げられるものではないという任用であります。どちらをとるかは法で決まっているわけではない、通達で示されており、その判断は地方の状況に応じて市町村が判断をするものというふうに私は理解をしております。

今、香美市の状況は、周辺市がそういった空白期間をのけたことにより、より保育士

の確保が困難な状況も加わり、状況はさらに逼迫をしておるものと私は認識をしております。ぜひとも、この状況を現場にも足を運んでいただくなりして、必要な判断をしていただきたいというふうに思います。今までのところで最後何かありましたら、コメントをお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 保育所運営につきまして、森田議員からは常にそういったご心配をいただきまして本当にありがとうございます。ただ、今私が申し上げた懸念事項が何点かありますので、それをできるだけまとめていくという努力をした後に、新たな判断をするという形になろうかと思えます。現状の中では、先ほど試算ができないといった退職手当のこともありました。これは年々それが積み上がっていくということでございます。人数掛けるその額が積み上がっていくということから、試算ができないということでございます。例えば、10年であるとかそういった形でいけば試算はできないことはないと思えますが、現状の中で人もばらばらになりますので一斉ということにはなりません。財政負担というのが大きい理由の一つということにもなっておりますので、そういうことは今後、研究をしていきたいというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひとも検討をしていただいて、状況は非常に逼迫をしておるということであります。もし市長のほうでも何かありましたら、最後お話を聞かせていただけたらと思えます。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 非常に悩ましい話なんです、これは。聖域なき行政改革をやってきました。職員の数を減せということでどんどん減してきたわけです。必要でない職員ではなかった、要る職員であっても減さなきゃならない、そういうことがずっと続いてきた。そこは臨時職員の方に頑張ってもらってということでやってまいりました。保育も同じです。保育のほうにつきましては、議員の皆さんにも応援をいただいて、新しく子ども子育ての制度もできるということで、これはやっぱり社会が求める中でたくさん行政のニーズがふえてまいりました。行政改革の中で、県や国がやっていたものも市町村で補わなきゃならなくなってきた、新しい事業もふえました。そして、介護制度も障害者の制度もたくさんふえてまいりました。そして、災害の問題もふえてきました。

でも、これらは全て自治体の責任によって賄わなければならない。けどもお金のほうはどうかというと、全く手当てがされてないわけです。国の交付税がきちんとその中で計算をされて自治体が運営できるようになっておれば、きょうの苦しい総務課長の答弁は私はなかったというふうに思います。

今、自治体がそういう中で非常に苦しみながら、これをどうやっていくのかということになっていきます。ですから検討はします。しっかり検討はさせていただきます。でも本当に厳しい検討になっていくと思えます。行政が支えていくことができなければどう

するか。それは民間で頑張っていたかどうか、そういう選択も出てくると思います。

また、今議員が提案をしてくださった内容も、これは大事なところですからしっかり検討をいたします。公的な保育を守るために最大検討します。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 保育の実質の責任は各市町村にあります。残念ながら、行政改革の中で削られてきたという実態が当然これまでであったわけであります。その点、現状でも非常に頑張っているということもお聞きをいたしました。もう一歩また検討を進めていただきたいと、こういった現状があるということをお場で申し上げたということをもって、私のこの2問目の質問は終わりたいと思います。

3問目の質問に移ってまいりたいと思います。奨学金制度の充実をということでお聞きをしていきます。

今、奨学金を借りている学生は50%を超えています。実数で言いますと第1種、2種を合わせて、およそ120万人を超えておるといことです。背景には学費の高騰があり、奨学金で学費を払い、アルバイトで生活をしているという実態も聞こえてくることです。世界から見れば高過ぎる学費、返済を求められる奨学金は、学ぶ権利の侵害として異常な状態と言えるのではないのでしょうか。

この実態を受けて政府は、所得が低い世帯の大学生や短大生に、給付型奨学金制度を2018年度から本格的に始めることを決めました。給付額は基本的に月3万円で、対象は1学年当たり2万人程度と想定されておるといことです。来年度は、給付対象を親元から離れて下宿先から私立大学に通う学生など一部に限定をして、先行的に実施をする方向ということでもあります。

先ほど冒頭で示しました奨学金を借りている全体からすると、120万人に対して2万人分ということになりますから、非常に少数でまだまだ返済に苦慮する若者や家庭が後を絶たない事態であると思います。

そんな中、香南市はものづくりを推進するために人材育成が必要だと考え、未来人材育成奨学金支援事業と産業人材育成事業を策定しています。今後、制度内容をさらにブラッシュアップしていくということでもありました。このうち未来人材育成奨学金支援事業は、日本学生支援機構などから奨学金を借りて大学などを卒業後、香南市内に就職をし、市内に住所があることを条件として、奨学金の返済額の2分の1以内を短大卒は4年間、大卒は8年間助成するとなっております。

本市は既に給付型の進んだ奨学金制度を運用しておりますが、本市への就職・定住の条件付きの部分でも、補助事業を行うことで、その給付型の権利保障の部分と移住促進事業としての好循環が、両輪として図られるのではないかと考えるところであります。取り組みの検討はされないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

暫時、時間の延長をします。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 森田議員の奨学金のご質問にお答えいたします。

香南市におきましては、大学等を卒業後市内に住所を有し、市内の事業所に従事すると、日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受けている方に対し、卒業後4年から8年間で期限に奨学金返還額の2分の1を補助すると、平成28年度、本年度から開始したということでございますけれども。残念ながら、11月末現在で1名も利用者はいないという状況でございます。このような状況であることから、現時点での事業効果は未知数でございます。

また、平成29年度からは高知県内全域でございますけれども、その就業者に対して県のほうが同様の奨学金の返還支援策を開始する予定でございます。ただ、こちらにつきましては第1種のみというふうな形になっておりますけれども、現時点でそういうふうな状況でございます。今後、県や香南市の事業進捗状況を注視しながら、事業を検討していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際、効果がまだ未知数、取り組んでいる香南市のほうでも利用者はまだいないということでありました。これも地方創生事業の一環のメニューとして挙げられていたものを、香南市がまだ検討する中で工業部会のほうからそういった提案が出たために、これへ盛り込んだというふうな経過もお聞きをしたところでありませう。

今効果がなければということもありましたけれども、今後市の判断、もしくは地元の企業からそういった声が出てきた場合には検討もされるのか、再度ご認識をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、産業振興課のほうとして、なぜ返還ができないのかというところが一番重要なところだと思います。そこはやはり、正規雇用がされていないということによって、新たに新卒で就業された方の所得が低いと、いわゆるアルバイト等、例えば非正規等で収入が低いということが原因ではないかというところが、最も懸念されるところでございます。

やはり香南市といたしましては、個人への奨学金への補助じゃなくて雇用に対する補助、これを産業振興課としては今まで進めてまいりました。例えば商業・企業関係につきましては、テクノパークの立地企業であるとか、川添団地の立地企業であるとかの形を変えての補助でございますけれども、それによって企業が永続してこの地で繁栄をしていただくと、それによって正規雇用を1人でもふやしていただく、そこが最も大切ではないかと考えるところでございます。

また、市の基幹産業であります第1次産業におきましては、農業に対する新規の就農

者支援、これは個人のものでございますけれども、例えば今まで非常に厳しかった林業につきましても、平成27年度から雇用先の法人に対しまして、1人当たりの雇用についての補助を始めております。そういうふうな補助を通じて1人でも正規の雇用を確保する、そういうことによって当然奨学金も返していただくような形にはなろうかと思っておりますけれども、奨学金のみの補助のみならず、その企業に対しての雇用の補助というふうなところをメインにして考えていきたいと、考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） おっしゃるところはよくわかりました。今進めている香美市の施策も進めながら、よりよい雇用環境ができることを望むところであります。

もう1点だけ、この地方創生事業でありますから、狙いとしては要綱の中にもありますように、公務員は対象にしないということで、何らか産業の育成、ものづくり、こういったものが狙いとして、そういったところの人材育成というようなところも狙いの中にあるかと思えます。地元企業の支援ということでありましたら、特に有能な方が就職をされて、その場で力を発揮する、これは両輪であるかというふうに思いますので。もし今の支援の施策にプラスアルファして取り組むことによって、より効果は大きくなるものじゃないかなというふうにも思えます。

もし、その地方創生のプログラムが今後進むようでありましたら、あわせて新たにメニューの中に入れるというようなことはあるでしょうか。その点、ひょっと企画のところでありましたら、お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 企画ということでしたら、私のほうで答えさせていただきますけれども構いませんでしょうか。

先ほど第1次産業、第3次産業、サービス業等についての第2次産業、製造業についてもお答えいたしましたけれども、例えば第3次産業であります観光産業におきまして、このたび（株）香北ふるさと公社から（株）香北ふるさとみらいということで、民営化ということによりまして、また龍河洞のほう、物部川流域全体におきまして、観光についての雇用も促進していこうということでREVICに入ってください、展開をしておるところでございます。そういうふうな形でさまざまな形でございますけれども、正規の雇用、そういう雇用を1人でもふやしていくということは、最も大切なことではないかと考えておるところでございますので、当然森田議員のご質問にありましたように、奨学金に対しては香南市とか県の状況を見ながら、事業効果についての検証はしていきたいと考えておるところでございますけれども、まずはその雇用について、企業に対して、また観光産業に対して、そういう雇用が1人でも多く生まれるようにというふうな形での支援を、継続していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

- 議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。
○5番（森田雄介君） 以上で私の質問は終わりたいと思います。
○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は12月7日午前9時に開会をします。
(午後 2時04分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 8 年 1 2 月 7 日 水曜日

平成28年第6回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年11月30日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月7日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫

欠席の議員

13番 山 崎 龍太郎

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 恵 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成28年第6回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成28年12月7日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 4番 山崎 眞 幹
- ② 16番 比与森 光 俊
- ③ 6番 濱田 百合子
- ④ 14番 大岸 眞 弓

会議録署名議員

7番、村田珠美君、8番、島岡信彦君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○副議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。13番、山崎龍太郎君は、病気入院のため欠席、20番、小松紀夫君は、所用のための遅刻という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、山崎眞幹君。

○4番(山崎眞幹君) おはようございます。4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず1点目、諸般の報告をめぐってですが、まず、企画財政課のほうからまちづくり委員会についての報告がありました。最初に、まちづくり委員会に関連して、順次お尋ねをしていきたいと思えます。

まず①ですけれども、平成27年3月に企画財政課から示されましたまちづくり委員会の設置についてという小冊子には、1、まちづくり委員会設置の趣旨、2、まちづくり委員会の目的・役割、3、まちづくり委員会の構成と任命期間が示されています。

来年2月に開催予定の第1期まちづくり委員会は、終了式を残して主な活動は終了しましたとこのように報告がされましたので、これらの設置の趣旨、目的・役割を踏まえた、これまでの総括を一旦お聞きをしたいと思います。

○副議長(山本芳男君) 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長(山中俊明君) おはようございます。山崎議員のご質問にお答えします。

第1期のまちづくり委員会は、第2次香美市振興計画の策定にかかわっていただくことが大きな役割になっており、平成27年度は、ワークショップや視察を含め9回実施し、提言書をまとめていただきました。

平成28年度は、提言内容を踏まえて振興計画の内容についても協議していただき、これまで部会形式で3回、本会議形式で1回実施し、うち2回の部会形式は、市の担当職員も入り協議をしております。また、4部会のうち1部会は部会だけの会を2回実施していただき、非常に熱心に協議をしていただきました。

こうしたことを踏まえますと十分とは言えないかもしれませんが、設置の趣旨、目的・役割は果たしていただいたと感じております。

以上でございます。

○副議長(山本芳男君) 4番、山崎眞幹君。

○4番(山崎眞幹君) 十分に果たしていただいたという担当課の総括感想というこ

とですけれども、それでは②に移ります。

私自身もこのまちづくり委員会につきましては、ずっと現の担当課長と役割分担とか、これまでもさまざまに議論をしてまいりまして、委員会の構成についても、そもそも5人予定、公募の委員さん5人程度、まあ公募してきた方は皆さんその意思がありますから、皆さんどうですか、できる限り委員さんとしてお願いしてみてもいいですかということなども含めて非常に興味を持って、1回目のまちづくり委員会については、ほぼだったと思いますが、前半には特にずっと興味を持って傍聴もさせていただいておりました。

②の質問に移りますが、そのまちづくり委員会ですけれども、平成26、27年度の委員会、9回ですよ。ずっと見てみると前半、後半もちょっと、たたき台のまとめのころは出席率がよかったんですけれども、平成28年度のいよいよ提言書を出して、それに対して担当課からそれぞれの答えをいただいて、先ほど部会によっては熱心に議論していただいたという総括もありましたけれども、平成28年度の委員会ですね、なぜかこう出席率が徐々に悪くなっているという現実があります。ちなみにそうですね、まあ30名の委員さんがおるわけですが、1回目、2回目、3回目と、これがまあ23名、23名、21名、そして、まあ最後の本部会形式でやったとき22名と、こう割と出席率悪いなというふうに思います。

これはまあ日程のとり方とかということにもあるかもしれませんが、まあなんでそうなのかなというふうに思うわけですね。担当課としてはこの出席率、こう悪くなってしまったという要因についてはどのように捉えているのかを、まず一旦お尋ねをしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

出席率につきましては、平成26、27年度が88%、そして、平成28年度が74%程度ということになっておりますけれども、この要因につきましては、さまざまあるのではないかと考えておりますけれども、平成26、27年度につきましては初年度であるということと、ワークショップのほか視察なども含めたものを継続的に実施したことで、高い出席率になったのではないかとというふうに考えております。

平成28年度につきましては、振興計画の策定作業が想定以上に時間がかかったということで、まちづくり委員会で使用する資料の作成が遅くなったといったことで、第1回目の開催が、前年度の最後の会から半年余り期間があいてしまったというようなことが、要因の1つではないかとというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まあ担当課はそのように、要因の1つということでは言われませんでしたけれども、後の質問にもちょっとかかわってきますが、私自身1回目はほぼ全部、

ほとんど傍聴させていただいてその様子を見てたんですが、どっちかという、まあ平成28年度は、その平成27年度にまとめた、まちづくり委員会として執行部に対して提案した施策についてどのようなその返答が来るか、またそれがどのように盛り込まれるかと、今度の計画にね。すごく関心を持っていいはずの会議だったというふうに思っているんですが。逆にそれがですよ、まあ1回目は23名、2回目23名、3回目21名、4回目22名というふうにグッと落ち込んでしまっているということがね、何か今の説明だけでは、私自身はあんまり釈然としないものがあります。

まあワークショップとかやって、頻繁に会をやったから出席率が維持できたということだけではないような気がしますし、それから、出席ということと言いますと、これ非常に、委員さんによってばらつきが実はありまして、最後の3回目、4回目の会については、それまでの11回の会については、どの委員さんが出席してどの委員さんが欠席したということを、ちゃんと会議録要旨にこう書いてあるんですけど、最後の2回は誰が出席、誰が欠席ということではなくて、ただ出席が何名としか書いてないから最終的にわからなかったんですけども。熱心な委員さん、その職務意識というか役務意識、その立場、当事者意識のすごくはっきりした委員さんについては、本当に毎回、万難を排して出席もされてるということでしたけれども。ちょっと、まあいろいろ都合があったのか出席率ははかばかしくなくて、もうその11回の会議の中でも半分も出席していないという委員さんもいたりして、何かすごく、その立場は30人のうちの1人ですから、2万7,000人の人口のうちの30人という、その当事者意識がちょっとどうかなという委員さんもいたりして、ちょっと残念な感じがしました。

ここまでの話を聞いて、今のその最初の答弁と少しつけ加えるようなね、まあ最初の答弁がこの1つとして考えられるというふうなお話でしたけれども、何か感想があれば、一旦お聞きをしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

要因の1つとして、そういうことがあるのではないかというふうには考えております。またさまざまな、それぞれ仕事を持ってこれに参加していただいておりますので、そういった仕事の都合等もあるだろうと思いますし、また、やはり委員さんの中で、公募で参加していただいている委員さんは、こう出席率なんか見るともっと熱心にやっていたんだのではないかなというふうには感じておりますが、あと、それぞれ個々の委員さんのその状況ということについてはまではちょっと把握しておりませんので、アンケートもっておりますのでそういったものをちょっと分析して、今後の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そうですね。公募の委員さんは割と熱心に出られてまして。

なぜこんなこと言ってるかということやっぱりね、2万7,000人のうちの30人のまちづくり委員会、その方がきちっと執行部とある意味協働して、それでさまざまな提言とかを行うという、その30分の1ということのもうちょっと当事者意識を持ってほしいなという、その立場でないといけないことがいっぱいあるわけですから、ということ言ってるんで、この次の第2期の委員選定何かに関してでも、その団体推薦をお願いするときなんかも、そこら辺はきっちりをお願いしたほうがいいと思います。

実際、何でこの人がこんだけしか出てないんだらうって。すごい重要なパートの代表として出席してる方が、まあ半分も出てないというのを見ると、何かどうなんだらうなという気がしました。

じゃあ、次に移ります。

③です。

この(1)から(4)まで、こう役割としてあるわけですよ。まちづくり委員会の目的・役割というのは、香美市振興計画の策定と検証、そして、地域審議会の発展的解散による受け皿、そして、まちづくりの推進に関する事項その他市長が必要と認める事項についての調査・審議、最後が、まちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長への意見提言と4つあります。

こういった4つの役割から見た会の性質上、進捗状況の検証というのは、一定それを提言した人というか、取りまとめた人が行うことが望ましいと思いますので、委員の継続性も一定必要ではないかと。1期のまちづくり委員さんの中でちょっと出席率の悪い人はね、もったいないなという気はするんですけども。まあ第2期の委員は、どのように組織されるのかをお尋ねをしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

任期は2年となっておりますが、条例により再任は妨げないという規定になっておりますので、現在の委員さんには再度応募していただくようお願いしたいと考えております。

なお、委員の募集については、基本的に公募を第一に実施していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのような方向性でぜひお願いをしたいと思います。

このいただいた設置についての中で、委員さんの役目としてA、B、Cと3パターン用意をされておまして、Bのパターンはこの振興計画をつくる作業は一旦ないわけですから。次のパターンということで、Bパターンで来期のまちづくり委員会は運営されるというふうになっておりますので、このBパターンでやったときにも、やっぱり最初にかかわった人たちが最大限それに関心を持って、そしてまた、その政策提言をした1

人として、その政策の推進に対して、少し力がいただけるような形でやっていただければなというふうに思います。

くどくど言うようすけれども出席が悪かったですよね、団体推薦のね、委員さんおるわけですよ。これ見たらわかりますんで。

企画財政課の、まちづくり委員会については、すごくよかった点があります。もう情報公開がすばらしいです。自分がこうやって説明してるものは、インターネットのホームページから資料を全部とりました。とって、それをもとに質問させていただいてます。だから、いいことも悪いことも、中身についても全部公開されてるということで、そこはすごくいいと思いますんで、ぜひそれを続けていっていただきたいと思います。

だから、今度新しい委員さんになるある団体の方、団体に多分同じように推薦を受けるとは思います、そっから推薦受けた方が、その団体のある意味その意見を代表するような発言とか、そういうことができないまま、多分そのように見えます、半分も出席してないんですから。そういうことのないように、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

それに関連して4つ目なんですけれども、何で出席率が悪くなったかという、まあその委員さん個々の思いがあつてね、まあ、よしもうちょっと、こうなったから今度はここで頑張ろうという人もいれば、何だこんなもんやったかということで、あんまり自分の役立つこともないとか、まあ、前半の1年間で大いにその満足した方、そして、ある意味少し失望した方と、いろんな方がいると思います。

そういうことも含めて④ですが、この委員会は、趣旨の中でこのように言ってるわけですね。「市民と行政の協働のまちづくりをさらに推進していくため」として設置をしたということです。そして、その協働ということが果実を生む大きな要因というのは、数々あるというふうに考えますけれども、中でも目的意識の共有ですね。目的の共有と、そして、役割分担と当事者意識、そして相互理解、お互いの立場の相互理解というのは、やっぱりこれは必須だというふうに考えています。

平成27年3月25日の第1回目のまちづくり委員会では、まずもって委員さんそれぞれが自己紹介をして、そして、その公募の委員さんは特にそうだったんですけども、何でそれに公募してきたかという、ある意味抱負のようなものも語られて、スタートをしたということをお覚えています。

そういうことも含めてそのスタート時の思い、抱負と、最後に当たってどのような、同じようなこともあったかもしれませんが、ギャップもあったかもしれないので、第2期目以降の委員会の運営に参考にしてもらうために、それぞれの委員さんからこの委員会全般について、終わりに当たる感想、ご意見というのをいただいたらどうかというふうに思いますが、見解をお尋ねします。

○副議長（山本芳男君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

第2期以降の運営をどのようにしていくかということについては、現在検討しておるところでございますが、ご質問の委員さんから感想・意見等は重要なことだと考えており、第4回終了時に委員の皆さんにアンケートのお願いをしております。現時点で約半数の方から回答をいただいておりますので、第2期の計画に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） すばらしいと思います。ぜひ、本当に忌憚のない意見を言ってもらったほうがいいと思いますよ。やっぱり協働っていうのは、これから先、やっぱり職員、これまで一般質問でも同僚議員さんから幾つかお話が出てました。職員定数の話でありますとか、事務量の多さというようなことがありました。やっぱり1つは協働で、どのようなものを外へアウトソーシングするかということが1つのキーになると思いますので、ぜひその点も念頭に置きながら、仲間をふやすとかそういう視点で、今後第2期目に向かって頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、定住推進課からの報告ですね。ふるさと納税に関連して、幾つかお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず、①です。

第7号の補正予算で5,000万円が積み増しをされて、予算策定時は私の質問に、希望を込めた推定の金額ということで、前課長は言っておりました。途中経過ですけども、その推定の金額を上回って倍増してしまったと、予算を。担当課としては、この要因をどのように分析をしておられるのか、まず一旦お聞きをしたいと思ひます。

○副議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎眞幹議員のふるさと納税をめぐっての質問にお答えいたします。

返礼品事業者の増加及び返礼品の品数の増加、また委託業者であります、さとふるの企業努力、担当職員等の訪問による返礼品の充実、また広報7月号によるPR、さとふるのテレビCMなどによる知名度アップ等によりまして、当初の予算をはるかに上回る伸びを示しております。

また、第7号の補正予算で5,000万円を計上しておりますが、11月のふるさと納税の寄附金が予想外に大きく伸びておりまして、今議会の最終日に、ふるさと納税1億円増額の予算計上を提出する予定となっておりますので、またよろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よかったですね。よかったです。まあ、えっ、プラス1億

円？

(定住推進課長、中山繁美君、自席にてうなずく)

○4番(山崎眞幹君) ということは、予算が2億円になるということですか。すばらしいね。予想外にいい調子でよかったですと思います。じゃあ、次の質問に移ります。

9月29、30日両日にわたって、奈半利町民会館2階ホール、参加料無料、懇親会はお一人様5,000円という、この「ふるさと納税中四国サミットin奈半利町」へ参加されたと、前回の一般質問で質問をさせていただいて参加する予定です、すごくうれしかったんですけども。そのときには、なかなかある意味充実したメニューになってまして、ふるさと納税日本一の宮崎県の都城市の焼酎と牛肉ね。そして、四万十町、四万十町の広域連携についてというふうなことを含めて、かなり有意義な研修になったのではないかというふうに、実は推定をしています。

そのサミットに参加しての感想と新たな取り組み、さきに答弁いただいたことがあるかもしれませんがけれども、そのようなことは行うことによって2億円になってしまったと。で、これ以降はまだ、これからがいよいよ本番ですんでね、次々に補正予算が組まれるかもしれませんがけれども、そのような点について、お尋ねをしてみたいと思います。

○副議長(山本芳男君) 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長(中山繁美君) お答えいたします。

当日は職員2名が参加いたしまして、県内外の4つの自治体から事例紹介と専門サイトふるさとチョイスを運営する、株式会社トラストバンクの須永珠代社長の基調講演がありました。

サミットに参加することにより、先進地の取り組みのお話や他市町村とのつながりができ、自分たちも頑張れば地域活性化へつながると感じており、参加した職員への刺激となっております。そして何より、奈半利町の地域の輝きを感じたとのことでした。町や住民が生き生きして元気がある印象を受けたとのことでした。

奈半利町には、ふるさと納税の寄附金を活用し建設された2つの加工場があり見学も行いました。返礼品のことだけを考えるのではなく、ふるさと納税を活用し、施設を建設することにより新しい雇用が生まれ、新しい商品開発もできることがわかりました。

香美市におきましても、今後も出品事業者や返礼品数をふやし、新たな香美市のファンを獲得して、寄附金の増額を目指していきたいと考えております。

また、後の山崎議員の質問でもお答えいたしますが、体験型の返礼品も検討しているところがございます。

以上です。

○副議長(山本芳男君) 4番、山崎眞幹君。

○4番(山崎眞幹君) すごく前向きに取り組んでいただいておりますので、うれしく思います。

どこもそうなんですけどやっぱり行政が汗を、この件に関してですけども、汗をかく

ことによって、随分結果が違ってくるといふうなことが出ております。本市がそういうふうには、絶好調近くなっておりますが、一方でトップを走っているというか、高知県の中では多分トップを走っている奈半利町のそのふるさとチョイスのページを見ました。見たらね、すごいんですね。タイムセールマラソンとかね、何かこれ商売やってんのかなみたいな感じで、物すごいことになってます。

で、そのトップページに、12月1日以降にご入金いただきました返礼品の発送に關しましては、平成29年1月以降に発送となる場合がございますとか書いてあるわけですよ。まあ強烈ですね。もうここまでやってるのかなってということもあります。

まあ香美市は一定のこう節度を持ってね、全てにおいてそうなんですけども、やっているといふうなことなんでね、それもそうなんですけれども。まあ順調に行っているということで、次の質問に行きたいと思えます。

③ですけども、4人の職員の方が参加をしてやられて、まあさっきも言いましたように行政がいろんなところにお話をしに行つて、新しいその返礼品とかの開発をしていくということになると、やっぱり、それはそれなりに仕事量がふえるということで、議会初日に行財政改革推進特別委員会の委員長報告でちらっと小耳に挟んだみたいな感じやったんで、ちょっと担当職員の勤務時間等で、多少の危惧が報告の中で示されていたといふうに思いましたので、まあまあそれもちょうと、関心を持っていいことかなといふうに思いました。

その件についてちょっとまあ詳細、どういうことなのかということと、それについてどのような対策を考えておられるのかということについて、お尋ねをしてみたいと思えます。

○副議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成28年11月の1カ月の寄附額は、昨年1年間の寄附額を上回る金額となっております。寄附者からの電話対応、毎月の受領書の発行・発送業務など、担当職員1人では対応し切れないので、まちづくり班及び定住班の職員と一緒に協力して業務をしております。現段階では時間内で何とか対応できております。

今後におきましては、来年度から地域づくり支援員を雇用したいと考えておまして、当初予算に要求をする予定となっております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 前回の質問でもしたと思うんです。香美市の委託の状況で、今言ったようなその作業そんなにたくさん要りました？ほとんど、さとふるがやる、香美市には何かイメージ的にはお金だけがポロンとこう入ってくるような12%の委託やったと思うんですが。

○副議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 毎月大体1,000から1,500人ぐらいの納税証明書が発行、それと、あと今年からワンストップ特例制度の導入がありまして、その受付処理とか、また電話が結構かかっておりましてその処理、またあと、開発でそれぞれ業者さんのほうに出向いて、いろいろ担当職員2人ぐらいで行ったりしておりますので、昼間ちょっと忙しかったりとかいろいろありまして、でも今のところ、まちづくり班は3名、そして、定住班のほうも1人ちょっとお手伝いをしておりますので、何とか時間内で終わっております。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

まあ、やっぱりね、そうやって納税額がふえれば、それなりに業務量もふえると、幾ら委託をしてもということですね、了解しました。

じゃあ、次に移ります。④です。返礼品のランキングについてお尋ねをします。

まあ、その今のお話を聞くと、今用意してるもので何か足りなくなるんじゃないかというふうな気もするわけですが、9月定例会の時点では、ほぼ牛肉というお話でした。その傾向について変わりがないのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

返礼品ランキング1位は土佐和牛（黒毛）切り落としすき焼き1キログラムで変更はありませんが、2位に万能包丁黒打舟行が上がってきました。3位は変わりありませんが、4位に前回5位だった土佐和牛（黒毛）ロースすき焼き用800グラムが上がり、5位に、前回2位だった土佐和牛（黒毛）切り落としすき焼き用500グラムが下がりました。全体として上位を占める牛肉に変わりはありませんが、順位が入れかわったということになっております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 牛肉が足りなくなることをないように祈っております。

⑤に移ります。

本市独自の返礼品として、平成28年3月議会で提案しました大西のbase worksでの革細工とか、土佐打刃物づくりと龍河洞の冒険コース、そして、塩の道のガイド付きのウォーキングとか、そのほかにも、奥ものべを楽しむ会にはそば打ち体験、前の担当課長の答弁でもそば打ちとかいう話がありましたけども、そのメニューとか、あと、いざなぎ流の舞神楽と御幣切りの体験等々、これはまあ、それを旅行みたいにしてしまうと免許の問題があるので、現地集合ということで、香美市ならではのそういうメニューも、来ていただいて、見ていただいて、最終的には移住定住という、まさに今の課長の取り組んでることにつながるためにも、体験型のメニューの導入を再度提案をしたいと思います。見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在は、地域交流施設ほっと平山におきまして、ピザ焼きと陶芸体験等の体験コースの返礼品を交渉しておりまして、前向きに検討してもらっております。

今後は、龍河洞の冒険コースや、また塩の道ガイドウォーキングなど、現地集合型か宿泊プランなどで検討していきたいと考えております。そのほか、地元の旅行代理店やバス会社に依頼をしまして、体験ツアーを企画していただき、それを返礼品としてできないか検討しているところでございます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 引き続き頑張っていたきたいというふうに思います。

きょうの新聞ですけど、2015年度市町村税収実績というのが載ってまして、奈半利町が課税額、課税ベースで2億9,000、約3億円ですか、3億円なんですよね。で、市税がということなんですけどね。で、13億5,000万円か、ふるさと納税が。で、9月14日付の高知新聞ですけども、自主財源が54%になりましたというふうな新聞記事も載っておりました。

香美市の場合は25億円ぐらいですか、課税ベースで。そのうちの今度は2億円ということになりますので、少しプラスする部分が多いと思います。このときのその香美市の自主財源、9月の段階で奈半利町が54%ということになったときに、香美市をちょっと調べてみたら22.9%ということになってました。

これは、もちろん皆さんご存じのように、地方交付税の算定には影響しませんので、引き続き努力していただいて、新たな雇用とか、見学されたそういう製品、6次産業化のもとになるところとか、そういうものにこうどんどん活用できればというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。次は、新たな市勢要覧をめぐってということでございます。

第2次香美市振興計画は、あとは議会の議決を残すのみということになりまして、新たな市勢要覧も発行の準備が進められているのではないかと思いますので、順次お尋ねをしていきたいと思います。

まず、発行に向けた進捗状況と発行時期をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

市勢要覧は市の魅力や施策を広く市内外に発信し、市の魅力を伝えていくための冊子で、本編と資料編の2冊で構成されます。

本編については、現在2回目の校正作業、資料編については、初校原稿の校正作業を進めておるところでございます。作業の進捗状況にもよりますが、順調に進めば1月中

に完成し、早ければ2月には発行できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 順調に進んでるということですね。

（2）に移ります。

平成24年1月発行のこのK a m i G r e e n S t o r yというこの市勢要覧では、前年の平成23年に新庁舎が完成しまして、これを受けて、このように庁舎の写真ですけれども、人は影、これは人が写るとまずいことがあるんで影にしてると思うんですが、こここのとこで、「未来の街を考え、創り上げていくのは、いつも意志のある住民です。人が集い、語らう。住民が中心となって、街が成長していく。その出発点となる場所の1つが、ここです。」と、庁舎関連の写真が6ページ、1、2、この玄関のところとかね、最後にこういうところ（資料を示しながら説明）、6ページにわたってこう使われております。

新しい市勢要覧に掲載する庁舎関連の写真として、私は個人的にですけれども、やっぱり市民憲章碑とわかりやすい庁舎案内に関するものがえいというふうに考えておりますので、順次お尋ねをします。

ぜひ、それに間に合わせていただいたらいいのかなというふうに思うわけですが、まず市民憲章碑、これも担当課長とはいろいろ、その活用の仕方とか時期、それから設置場所とかいうことで、これまでも随分いろいろお尋ねもしてきたわけですが、もうそろそろね、最終コーナーを回ったころじゃないかと思うんで、進捗状況と完成時期等についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

市民憲章碑については、9月に副市長を会長とする検討会を総務課、管財課、企画財政課で組織し、設置場所、素材について検討してきました。

設置場所については庁内も含めさまざま検討してきましたが、最終的に国旗掲揚場ポール前に石材の市民憲章碑を設置することと決定いたしました。

現在、発注のための仕様書を作成中で、仕様書ができ次第早期に発注し、完成は3月下旬を見込んでおります。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 3月下旬だったら間に合わないってことですか、新しいその市勢要覧の写真には。

○副議長（山本芳男君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

残念ながらちょっと間に合いません。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いや、もったいないですよ、本当にもったいない。間に合わせたらどうですか。少し市勢要覧を、こう出し急ぐ何か理由があるんですか。

○副議長（山本芳男君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

市勢要覧を出し急ぐというか、計画でその時期に発行するというので、業者とも契約をして準備を進めておるとい状況ですので、この市民憲章碑については、さまざま、ちょっと検討事項で設置場所等を決定するために時間を要しましたので、こういう3月下旬ということになっております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） さっきの（1）のときの答弁にあるわけですけど、やはりその魅力とか施策とかいうことをアピールする1つの、ここに来られたさまざまな団体の方とか、視察・見学に来られた方にお渡しをするものですよね。そういう、ある意味とても大事な、また効力のあるものなんですよ。それをですね、この次、5年後ですよ、5年後、もったいないと思いますよ。だって、市民憲章はもう随分前に文章そのものはできてね、さまざまな方の協力を得て、そしてパブリックコメントまでいただいて、それをだから生かした協働の何かやりませんかということはずっと提案してきましたけど、なかなかそれも行かずに、最終的に先ほどお聞きしました検討会は庁内だけでやってしまったということですね。その場所とかこういう素材とか、こういうものがないなあということも、市民に対する相談の仕方によって、そこにさまざまな協働活力の芽が生まれるということも、私自身はあったはずだと思ってるんですけども。それもなしにですね、じゃあ、新しくできた市勢要覧に、いや香美市はこうやってちゃんと市民憲章を持って、協働のまちづくりをみんなでやってますよっていうことをバンとこうね、外に向けてアピールするすごい大きな、私はツールだというふうに思ってるんですけども、その機会を逃すというのはどうかなと思います。ぜひ、もうちょっと考えたらどうですか。次に行きます。

②です。わかりやすい庁舎案内、これもやっぱり大事なことで、これまでもたびたび質問をさせていただきました。総合案内につきましては、現在のようにすごくいい感じになりまして、真っ正面に置いてたのが、やっぱり、私自身も思いましたけどちょっと今寒い、で、市民の方と目が直接合うとかいうことで、またちょっと位置をずらしていただいて、すごくいい対応をいただいていると思います。それについては、3月でまた総括質問させていただきますので、それは置いて。

やっぱり、各フロアのサイン類のあり方も、工夫の余地があるのではないかと思います。まず、ちょっと資料として、これ南国市の例ですけれども、それをお持ちしました。その説明させていただく前に、これまでの経過についてちょっと一旦お話をしますけ

れども。

わかりやすいサイン類ということにつきましては、これまでも私自身が一般質問で取り上げてきました。平成24年3月議会の答弁では、「サインは極力こっぴやくして、物すごく大きなサインではなくて、小ぶりのサインなんですけれどもスマートにというのがこの庁舎のコンセプトになっております。そういう関係で、各課の配置の課の書いた案内板を天井から垂らすとかいうようなこともしておりません。」と、このような前の管財課長の話でした。ああ、そうですかということでそれは一旦置いて、平成25年12月の議会で今の管財課長になってからですけれども、私自身の質問に対して答弁は、「当時の管財課長がサインは極力小さくして小ぶりのサインでスマートというのがこの庁舎のコンセプトになっており、現在のところ今の形でご理解をいただきたいと答弁をいたしたところですが、庁舎が落成してから2年が過ぎ利用者の利便性、利用者の皆様のご意見を鑑み、わかりやすい庁舎とするため今回の組織再編に合わせてサインの設置について取り組みたいと考えております。」と。

確かに少し変わりました。ちょっとなかったところにサインを置かれたりして少し変わったんですけど、基本的にはあんまり変わってない。

ですから、これはこの説明なんですけども、これは南国市です（スクリーンを示しながら説明）。実は定住人口増加促進特別委員会で都市計画についての勉強会を南国市でやったときに、私自身も久しぶりに行って、耐震化をされてるわけですね南国市は、新しくつくるんじゃないくて、それとともにサイン類を大幅に変えてるんですよ。入ってびっくりしました。ちょっと大き過ぎて、ちょっとうるさいって言い方は失礼ですけども、ここまでしなくてもいいんじゃないかとは思いますが。こっち側が入り口で、入った正面にこのようにあります。ディスプレイもありますね。ここのこっぴゃなディスプレイは動いてました。

そして次、これ1階ですね。その1階のここを曲がったこの通りです（スクリーンを示しながら説明）。ここの通りがこのように、見ても大きくこう担当課、番号と何をやってるか、ディスプレイも動いています。ここにも大きくこう、この担当課が何を担当してるのかということがずっと示されています。

そして、あとは議会です（スクリーンを示しながら説明）。各フロアはこのようになっています。議会はですね、これ入って正面、エレベーター出たところが振り分けになってまして、両方にこう、真ん中が会議室で両方にいろんな部屋があります。議員控室、これ議場とか、こういうふうに大きなサインがあります。そして、これがそれぞれの委員会。部屋の前のこういう懸垂型の垂れ幕の中に、こういうふうに、ここ「議会」です。ここは「委員会室」とかいう、順次こう、そういうのをちゃんとわかりやすく表示されています。

例えばですけど、こういうふうな、南国市も前の印象は割と古くて暗い、すごくわかりづらい庁舎だったなというふうに、そういうイメージがあったんですけども、耐震化

された途端に行ったら、びっくり仰天しました。すばらしいと思いました。

これが1つの例で、これほどしろという話じゃないんです。このように、やはり市民の皆さんからもさまざまなご意見もあると思います。特に全国的に高齢化が進んでまして、私自身もそうですけれども、小っちゃい字は見にくいということで、今本市にあるサイン類もちょっと小さいものもありますので、もう少しやっぱり、来庁者というか市民ファーストなサイン類について、検討をいただけたらどうかなというふうに思いますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 市勢要覧の発行を機に、わかりやすいサイン類の設置に取り組んではどうかと考えるが見解を問うというご質問にお答えいたします。

質問の中に記載されているとおり、平成24年3月、平成25年12月の議会において、案内板の設置についての質問をいただきました。議員からは「通路を挟んだ北側の課等は見通しが悪いので、支柱に表示板を取りつけたら」という提案をいただき、平成26年3月、支柱に各課案内番号を取りつけました。

しかしながら、わかりやすいサイン類の設置について取り組んではどうかという質問を再度されるということは、山崎議員の考えているイメージと、私どもの考えているイメージに少し相違があったと考えております。山崎議員の考えているわかりやすい庁舎案内、サイン類の配置をきょう具体的に、ご教示いただきましたので、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひよろしく申し上げます。

合併10年になりました。新しい市勢要覧に、ここはやっぱり、ここは今（資料を示しながら説明）、もう正面じゃなくなってる。例えばここに市民憲章碑、ここの部分にどういう写真使いするか知りません、わかりませんが、やっぱりそのすごくわかりやすい庁舎があって、そしてイメージですよ。最後に渡したい。

ここタイトル変わりました（資料を示しながら説明）。それは市民憲章の中の言葉を入れて、「美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市・香美市」ということになって、それはまさに市民憲章と同じなんです。そこに今度はドンと市民憲章があって協働で頑張るぞみたいなのがあると、すごくいいなというふうに私は思うわけで。

再々言うんですけども別にそのね、タイムスケジュールというか、それは違約金が出るかそれは知りませんが、やっぱり5年に一度の機会を生かさないとですか。ぜひ検討していただけるようでしたら、もう一回考え直していただければというふうに、その時期についてはね、思いますので。目、目こっちゃんを見て、よろしく申し上げます。もう、こっち見てますよ、こっち。僕は話してますんで、よろしく申し上げます。

それでは、最後に、次の質問に移ります。

最後に、新図書館・美術館収蔵庫合築建設用地選定をめぐってについて、少し質問をさせていただきたいと思います。

私は別にこれが賛成とか反対ではなくて、文化ホールやってほしいなということで、これまでさまざまお話もしてきました。今回はさきの議員協議会の中でも、今の段階で総額およそ13億円ですか、建物に8億円という本当に大きな、香美市としてはビッグプロジェクト、お金をつぎ込むこの事業に対して、それなりの関心を持って、できるだけやっぱり市民ファーストというか、小池知事ではないですけども、市民の皆さんの思いに沿ったものに、場所についても中身についても、なってほしいなと思う気持ちから質問をさせていただきます。

①です。新図書館・美術館収蔵庫合築は、私自身は第2次の香美市振興計画の進化する自然共生文化都市のシンボルプロジェクトと位置づけられるべきものでありまして、まさによくこの時期にこの建築が来たなというイメージです。もう本当にシンボルプロジェクトになると思います。立地場所の選定については、建設後のまちの姿や人の流れをも視野に入れた対応が必要だと考えます。

私の一般質問等を時系列に整理しますと、平成26年10月議会でのこれは文化ホールに関連したお話でしたけれども、質問はこうでした。「美術館、図書館、文化ホール、これらの施設を高知工科大学の周辺に整備すること、これによって第2次振興計画のシンボルプロジェクトの1つに位置づけて、大学とも協議を行ってはどうですか」というふうに質問をさせていただいたところ、市長の答弁だったんですけども、「検討委員会の意見を尊重するというのが市長の立場であろうかというふうに思っております。議員の言われるように、集中して文教地区を形成するというのも1つの考え方かもしれませんが、私はやっぱり、何よりも市民の皆さんに利用していただく施設であるんだというところからしっかりと考えてまいりたいと思いますし、現在あります施設の位置を変えることになれば、その周辺への影響というものもございますので、そのあたりは慎重に判断してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。」とこのようなご答弁をいただきました。

次に、平成27年5月って書いてましたけど、これ多分6月11日付で報告書提出って書いてありましたから6月の間違いだと思いますけど、6月の文化施設等検討委員会の報告書です。これですけども報告書、今回の質問に当たり、この内容について注意深くずっと読み返しをしてみました。ただ、ホームページ上の検討委員会に関するデータが削除されていまして、もうその成案になったものを見ることができなかつたんですね。そこはだから企画財政課の対応はいいなと思って、ずっと残してあるから。ちょっとそれは残念な対応されてますよね、なぜ残しておかないのかと。

手元にあった案の段階のものを読み返してみました。まあ、だから案ですから正確じゃない部分があるかもしれませんが、その点はまずお断りしますが。

この報告書をちょっと詳細に見てみますと、図書館自体の機能とかコンテンツ、美術館収蔵庫の現状と対応策については具体的に検討されていますが、私自身が先ほど言いましたシンボルプロジェクトと位置づけ、その立地を核にどのようなまちづくりを展開するのかというような点に関しては、図書館自体の機能やコンテンツ、また美術館の収蔵庫の現状と対応策についてのように、具体的に検討はされていないですね、その中で、中身は検討してるけど、その位置とか、そのまちづくりにおけるどういう活用を目指すべきなのかということについては、余り委員さんの間で検討されてるような雰囲気ではないです、この報告書を読む限り、案ですけども。

ただ、そのさまざま言った後の2つの章です。章と言うべきか、「4. 文化施設等の配置について」において、「これからの新たな施設の整備にあたっては、道路整備計画や周辺整備、公共交通機関などを考慮した配置であることと、将来的に文化、教育、スポーツなどからなる一定のゾーンとして形成できるような整備が望まれる。人の流れが生まれることにより、まちの活性化につながるような発想で考慮していくことが必要だと考えられる。」と。また「5. 文化施設等も課題」というところで、「文化施設の検討をする中で、個々の施設の充実だけでなく、いかに幅広い視野で文化施設個々の充実を図るかという視点だけでなく、」ちょっと文章がおかしいですけど、「人の流れを生み出し、まちづくりや経済を活性化させるためにどうしていくかという視点が必要である、それは、ひいては文化施設の充実につながるものである。文化施設相互の連携をとることに加え、民間との協働や、その他の施設や組織とつながりを持ち、利用しやすく充実したものにすることが必要である。まちづくりや産業振興の観点からも、活性化の材料として文化施設を位置付け、相互に連携した取り組みとしていくことが重要であることから、関連した組織や部署との連携・協議を図っていく必要がある。」とあるべき方向性がこのように書き込まれていました。

そして、その次に時系列として3月議会、私が建設用地に関連して行った質問の際の答弁におきましては、選定方針としては、まず1番目として、面積要件が敷地面積が3,200平方メートル程度、2番目として、位置要件は都市計画・まちづくり計画などから市街化区域または、市街化区域に隣接する市街化調整区域の土地などを理由に挙げておりますと、そして3番目として、その他の要件としまして、財政的なことなどを条件に候補地を複数箇所を選定しております。この候補地を現在、庁内組織の先ほどご説明しました建設用地検討委員会を設置しまして、当該土地の属性情報の収集や総合調整を行っているところです。適地が決まり次第、用地交渉に入り、内諾をいただくめどとなっておりますとの答弁でございました。

このような時系列での経過の中でのお話がございました。

これらのことを踏まえまして、用地の選定の進捗について、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（山本芳男君）

生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 用地選定の現在の進捗でございます。

本年5月12日に建設用地検討委員会より、用地選定結果の報告を受けました。受けた第1候補地について、建設用地の検討を現在進めております。当該地の土地所有者の許可を得まして、土地用地測量、土質調査、土地の属性情報（土地登記等の情報）の調査を先月11月末で終了したところでございます。今月には、土地鑑定評価と建物補償調査及び、平成29年1月より開始します事業認定（土地収用法）の手続用の申請書作成の各業務の委託を実施するところでございます。なお、平成29年度当初予算に、土地取得に係る関連予算を計上の予定とさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ただいま第1候補地について、ほぼもう終わったということですか。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 報告を受けました第1候補地を、あくまでも候補地ですので、これから土地収用法、事業認定を行うわけですので、それで事業決定いただいたら、建設用地として決定されるということでございます。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 第1候補地、先ほど時系列でいろいろお話しさせていただきました。これの中で、その次の質問にかかわってくるわけですが、第1ということはどうしようかな、きのうは同僚議員はもう一緒にして質問してしまいましたけど、順番で行こうか。第1があれば、第2があり第3があるというふうなイメージが自分はある、もうどの順番で行こうかなと今ちょっと悩んでるわけですが、ちょっと済みません。議長、ちょっと混乱するかもしれませんが、ちょっとお許しをいただいて。

やっぱりね、私は市長の立場が正解だと思ってるわけですよ。検討委員会の意見を尊重するというのが市長の意見、検討委員会というのは、これは建設用地検討委員会では僕はないと思ってるわけです。これは文化施設等、この検討した委員会ですよ。そこの方が、まあ確かに中身だけ、ほぼほぼ中身だけ、うーっところ検討されたけれども、その場所について残念ながら検討されてない。ちょっと危惧するわけですが、その第1候補地に決められたのは、これ、まあ順番で行ったら、結局その候補地を決めてから施設の検討委員会に諮るというのか、それとも、文化施設検討委員会の皆さんが、第1候補、第2候補、第3候補があるけど、皆さんの意向としては、どこがいいですかというふうなまあ投げかけをするのが、まあ協働という意味からも、手続上はそっちのほうが望ましいのかなというふうにも思ったりもするわけですよ。ちょっと、誰に何をどこに聞いたらいいのかだんだんわからなくなってますけれども。そういうこともあり、まあ第1候補地を今やられてるそうですけれども、それが検討委員会の皆さんの、検討委員会の皆さんというのは要は市民の代表ですから、その方の思いに合致する場所

であれば、私はもう何も言うことはないんですけど。けどどうなのか、ちょっと一旦ここで、じゃあ質問を整理すると、これ建設用地検討委員会の皆さんが、そこがいいですよということで発しているという理解でいいですか。ちょっとわかりますか、言ってることが。ちょっと一旦聞いてみたい。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） ②の質問でお答えをしようと思っていました。建設用地検討委員会に依頼しました内容は、用地選定方針に従いまして、市街化区域または、隣接の調整区域内での適地11カ所を候補地としたものでございます。その中で比較検討を行っていただきまして、序列をつけて報告を受けたものを候補地として掲げて、それを建設用地の事業認定をもって決定をするという手続をとりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いや、だからそれはわかるがですよ。それはそれとして、建設用地検討委員会がこの例えば11ありますよね、11全部をその諮れということではないです。あくまでもこの報告書をこの方たちはまとめて、思いをまとめてあるわけですから、そのうちの例えば上位3つぐらいについて、これで皆さんはどうですかという相談をしましたかという話です。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 用地選定につきましては、先ほども言いました序列をつけた1番を何カ所もの中での第1候補地ということで、1番をもって用地に選定したいというふうに考えて、今後の手続に入りたいというふうに考えております。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いや、それはだから、検討委員会の皆さんには候補がこれぐらいあって、そのうち皆さんの意向としては、どこがいいですかという相談はしてないということですか。

（生涯学習振興課長、久保和昭君、自席にてうなずく）

○4番（山崎眞幹君） してないそうです。うーん、どうかなと思うんですけどね。

いや、それが適地だといいですよ。先ほど言ったように市長がこれ何て言われたかという、私は現在の位置を変えるということになればその辺の影響もあるということ。それから、検討委員会の意見を尊重するという、検討委員会の皆さんの意見は、具体は言ってないですけども、今後のまちづくりにちゃんと生かせるようなことについては何となく言及をされてます。道路整備計画や周辺整備、公共交通機関などを考慮した配置、文化・教育・スポーツなどからなる一定ゾーンとか、それから、産業振興の観点、まちづくりの観点、産業振興の観点、活性化の材料として文化施設を位置づけてほしいとこのように、これが市長の言われる、意見を尊重する、尊重すべき私は意見だというふう

に思ってるわけです。

じゃあ、②へ行きます。②でちょっとまた関連の質問をします。

私自身は、先ほども述べましたように、平成26年10月議会で市長に対して提案させていただきました美術館、図書館、文化ホール、これはやっぱりガンとまとめて核として、工科大の周辺に整備して、第2次振興計画のシンボルプロジェクトの1つに位置づけて、大学とも協議しながらやってみたらどうですかというのが超お薦め、今もお薦めなんですけども。まあ、市長答弁、検討委員会の報告からすれば、現在の美術館、図書館に近くて、土佐山田駅の周辺が私は適地であるというふうに考えます。

これは、私自身定住人口増加促進特別委員会の委員長もさせていただきました、まちの骨格づくりを主管します建設課とのたび重なるお話の中でも、やっぱりコンパクト化という話の中で出てくるわけですよ。それで、その土地利用に関しては、やっぱり一旦その建設課の皆さんも、これは13億円のプロジェクトですからお考えがあるがやないかと。私はこれまでの答弁から、時系列での整理からすると、土佐山田駅の周辺で、今ちょっと話が長くなりますけども、旧のえびす街の商店街の活性化とか、ふらっと中町でチャレンジショップをやらせていただいているとか、チャレンジショップに挑戦するとか、いろんなそのまあ試みをしながらも、なかなかその活性化につながらないというふうなことも現実問題としてあります。そんなことも全部含めてひとつその周辺に、それは私の個人の思いです。できればそれを核にして、周りにもいろんなその商業施設であるとか、物ができ上がっていくんじゃないかというふうに思っています。

そういうことがありますので、ちょっとまちづくりのプロというかその規制に関して詳しい、建設課もこれ入っちゃったがやないですか。そしたらこれ、第1、第2、第3案とかあったと思うんですが、第1案で今行っているという話ですけども、お聞きをすることであれば、ちょっとその見解を一旦お聞きをしたいと思うんですよ。そのまちづくりという13億円のプロジェクトですよ、大きな大きな。僕は大事やと思います、これ。かわりを連携せないかんでしょ、連携。いろいろサジェスションが入ってますけど、ぜひ、ぜひ、ちょっと意見を聞かせてください。いや思い、僕の思い、市長の思い、市民の皆さんの思い、通じるもんであってもう何も言うことはないですから。

○副議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 建設課サイドとしての考え方、まちづくりを担当する課としての考え方になります。

今までもそうですが、これからともいますが、駅を中心としたまちづくりを計画してきた経過もあるし、これからもしなければならぬと思っております。

その結果といいますか、市街化内の人口は、現在のところ割合減っていません。これからは多少ふえるのかなというふうな形で考えております。ただ、結局、駅北の開発、民間開発等の一因により、市街化区域内の人口がふえてきたものと考えています。

ただし、人口構造といいますか10年、20年後になっていくと、やはり全体が減っ

ていきゆうこともあるので、いつまでもふえるわけではない、減っていくこともあるのかなど。そのためにも、山崎議員のほうからも指摘ありましたコンパクトなまちという形の中で、ある程度の人口密度を維持するようなことが大事だと考えております。その人口密度を保つために、やはりまちづくりの核となる施設として、図書館であり文化ホールというのを、まちづくりの核になる施設と考えております。

今後は、あけぼの街道の延伸としまして、山田バイパスという形で道もつながり、香北、物部との連携もとれるという形の中で、駅周辺、駅北周辺というのも、1つの案というふうには考えています。ましてや今の美術館もそうですし、ちょっと外れますが秦山公園等もある、その部分というのも1つの候補ではないかと思えます。

ただ、事業はうちの課ではないので一概には言えないところがありますが、三千何平米という広い土地、それと、やはり用地の協力というのが事業を進めていく上で一番大事ではないかとは思っています。やはり用地のほうが進めば、8割方の事業は僕は済んじゅうというふうには考えております。

その中で場所が決まれば、それに対する建設課サイド、まちづくりサイドとしての、まあ何か応援といいますか協議があれば、道の問題、駐車場、周辺の問題と一緒に検討していかなければならないものと考えています。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今の答弁を聞いて、担当課としてはどうですか、それに沿っていますか？

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 先ほどもお答えしましたとおり、市街化区域、市街化調整区域の中に適地と思われる土地が、まちづくり計画等々のいろいろ全ての計画を網羅した土地、3,200平米程度の土地を見つけた場合、11選定しました。その中で選定要件としまして、物すごい項目におきまして、これを数値化して選定したという経緯もございますので、建設課長さんも委員さんに入っておられますので、そういったことは含まれておるといふふうに思っております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 3,000平米、ここでまた混乱するわけですけども。

やっぱり何を一番大事に考えるかということのを常に考えてもらったらいいかなど、そのことについては私はたびたび言ってますけれども、まず、まちづくり計画というものが一番大事で、それに対する考え方の中で市長の方針というのがやっぱり正しいと思うんですよ。この検討委員会の皆さんの意向をちゃんと生かすということが一番大事です。この人たちに、私たちは図書館について付託をしてるわけです。何名ですかね、十何名ですかね、2万7,000分の十何人かの当事者意識を持ってしっかりとやってくれて

るというふうに信じてるわけですね。その信じてる人たちが出したこの答申、やっぱり一番しっかりと大事にしてほしいと思います。

ちなみに、この3,200平米ということでしたけども、この答申の中にある参考資料の中で、同規模自治体などの図書館というのがあります。そこでここに挙げられている、例えば二戸市立図書館でありますとか、大町市立大町図書館というの、そこまでもないんですよ。1,427㎡、1,727㎡とかいうことです。それから、あともう大分質問時間がなくなってきましたんで、50分の予定が60分になってしまいました。利用者の多い図書館というふうなことである中で、例えば富山県の舟橋村立図書館というのは、駅舎を併設した図書館って、土佐山田駅の乗降客も、土佐山田町って最近ベッドタウン化してまして、もう商業施設じゃない、ベッドタウンですよ。そのベッドタウンに仕事終わって帰ってくる方たちが、JRから出たときに気軽に寄れるような場所、徳島市立図書館は駅前のビルとかいうことがあります。大分質問時間もなくなってきましたので。

私の希望はそのような希望ですけれど、ぜひ今検討されている部分が、それに沿ったものであるということを希望してます。検討委員会の皆さんが、しっかりとそれについて納得のするものであってほしいなと思います。

もう発言時間が19秒になりましたので、最後にちょっと市長の見解をここで一旦お尋ねをして、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 図書館の建設に関しての、山崎議員の質問にお答えをしたいと思います。

議員も質問に大変苦慮されたことだと思います。用地が決まっておれば、当然もう制約があって、そこにはこういう建物しか建たない、こういうことができるというものがあるわけですから、そこに当然自分たちの希望を入れていこうとするわけですが、このたびは用地もないわけで、用地を決めなきゃいけないということになるかということで検討をする。建設建築の検討と建設用地の検討と2つがある。これまでに建築をしよう、このまちに図書館を持とうということで、さまざまな研究もしてきていただきましたし、その中には用地の面積もこれぐらいは必要だと、駐車場もたくさん要るよという話もされてきました。今までの図書館のイメージは一旦打ち壊してでも、こういうものを内容に入れたいということは教育長からもお話をさせていただきました。

そういうものを踏まえながら、用地のほうの検討も進められてきたというふうに思っておりますので、私が6月に答弁をした内容を踏まえた中でなかなかぴったりとはいかなくても、その中で検討をされてきたものということで、それぞれ汗をかいてくださっている方々には、信頼を置いておるところでございます。

ともかく、これから人様の土地の上にイメージを描いておるわけですので、人様の土地でございますので、その地主さん、また、県の用地対策課の問題もあります、市の問

題もあります。このあたりをきちんと調整をしながらやっていかなきゃなりませんので、土地の問題についてあれこれとこう、なかなか申し上げたいところですがけれども、申し上げられなくて、議員のほうも大変質問に苦慮されたと思いますけれども、とにかく大筋の中で進んでおるといふことだけは申し上げて、答弁とさせていただきたいと思えます。

○副議長（山本芳男君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ、後顧の憂いのない対応をお願いしたいと思えます。
以上で質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。
暫時休憩をします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○副議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、不妊治療と不育治療について、質問いたします。

晩婚化を背景に不妊で悩む夫婦は少なくないようです。不妊治療を受けるなど、妊娠、出産を目指す活動は妊活と呼ばれ、積極的にサポートする自治体が増加しています。

不妊治療のうち、女性が中心に治療を受ける体外受精や顕微授精といった高度な治療は保険適用外であります。費用は体外受精で1回当たり約30万円、顕微授精では約40万円かかるとされ、自己負担は重いものがございます。そこで、国は都道府県を通じて、それらの特定不妊治療、これらは体外受精とか顕微授精ですが、への助成を行っており、その助成件数は2014年度には15万2,320件と年々増加傾向にあります。

今年1月から国の助成制度が拡充され、特定不妊治療の場合、初回に限り助成額を最大30万円に倍増したほか、新たにこうした国の助成に加え、独自の助成を行う自治体が広がっています。

2014年、不妊治療で生まれた出生児数は4万7,322人で、1年間で生まれた新生児の21人に1人が不妊治療で生まれた計算になるようです。不妊治療で子どもを授かることは、決して特別なことではありません。

以上を述べまして①、本市において不妊治療、不育治療を受診されている方は何人いるのかお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 比与森議員の本市において不妊治療、不育治療を受診されている方は何人程度かという質問にお答えします。

香美市の受診状況は、住民からの相談によるところであるので正確に把握することは

難しいですが、母子手帳交付時の保健師による面談などから、不妊治療を経て妊娠に至っている妊婦はいます。それ以外に、年二、三人の相談があり、中央東福祉保健所等へ紹介する場合があります。

香美市母子手帳交付時の聞き取りの件数として、平成28年度11月末現在では4件、そして、平成27年度は3件ありました。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） その4名というのは不妊治療であって、不育治療というのは全く把握ができていないということではよろしいでしょうか。

○副議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 不育治療のほうは把握できていません。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それぞれプライバシーのこともあり、なかなかこういうことを、特にメリットがないわけですので、母子手帳での掌握というようなことに限られるのでこの人数は仕方ないと思いますけど、実際にはもっと多数の方が治療を受けているのではないかというふうには感じるところです。

私の知人が数年前、40代後半で不妊治療により赤ちゃんを授かりました。当時その自治体には人工授精など一般不妊治療に対し公費助成はなく、治療費も大変だったようでございます。そして、その知人いわく、子育て支援策にあって乳幼児に対する助成は進んでいると思うが、不妊治療に対する子育て支援はおくれているのではないかということでした。

②としてお伺いします。

本市での不妊治療に対する助成の現状をお聞きするとともに、全ての不妊治療に係る費用を一部を助成することを求めて、見解をお聞きいたします。

○副議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

不妊治療は医療保険が適用されず、医療費が高額となります。現在、高知県が体外受精、顕微授精などの高度の不妊治療となる特定不妊治療について、費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。

香美市としては、特定不妊治療の前段階である一般不妊治療、人工授精です。それに対して、県の一般不妊治療助成事業費補助金を受けて、一般不妊治療に対して、1年度につき3万円を限度としての助成を検討しています。

あわせて、医療費が高額となる特定不妊治療、体外受精費の助成は、県の助成に上乘せする形で、1回10万円を限度として、平成29年度開始に向けて予算要求を予定しています。

この事業は、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である、「子どもを産み育てやすい環境をつくり、若い世代の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる」ことの一助となる事業であり、少子化対策の推進に寄与するものであると考えています。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 課長の言われるとおり、少子化対策の本当に大事なことだと思いますので、平成29年度のまだ予算段階ということですが、ぜひ予算化して、助成をしていただきたいということをお願いし、③の質問です。

不育症に対する治療費の助成についてお伺いいたします。

不育症は、妊娠しない不妊症と異なり、妊娠はするが流産や死産を2回以上繰り返し、結果として子どもが持てないというもので、厚生労働省の研究班では、2回連続して流産、死産があれば不育症と診断とする定義をされております。

不育症の原因はさまざま述べられていますが、その多くが原因不明とされているようです。その一方で、不育症は適正な検査や治療を行えば、85%の患者さんが出産を迎えることもわかっているようです。しかし、高額な検査費用と治療費と必要とするため、出産を諦めるケースも少なくないようです。まだまだ支援が必要ではないかと思っているところです。

子育て支援に関する種々の施策を見たとき、子どもを生み育てやすい環境をつくるために、子どもが生まれた後の支援がほとんどだと思います。見方を変えますと、子どもがいて成り立つ支援策です。このことを否定するわけではなく、大変重要な施策だと理解しています。これまでの子育て支援策のさらなる充実と、またそれと並行して、本市の宝となる子どもをふやすための支援も重要であり、大切ではないかと思うところです。

以上のことから、本市での不育治療に対する助成の現状をお聞きするとともに、不育治療にかかる費用の一部を助成することを求めて、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

不育治療をされている受診者の数も把握されてません。あと、先ほど議員の言われたように、不育症は、妊娠は可能ですが流産や死産を繰り返し、生児を得ることができない病態や症候群のことを言い、不育症の方の精神的、肉体的な苦痛ははかり知れないものがあると思います。不育症の助成制度については、高知県としても助成はしておりません。県内では日高村のみが実施しています。

しかしながら、香美市としては不妊治療の実態の把握も難しく、まずは一般不妊治療と特定不妊治療の助成を考えていますので、不育症の治療費に関する助成については、現在のところは考えておりません。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 不育治療につきまして、日高村で確かに自分も助成されているということは調べました。全国的に見ましても、不育治療に対する助成を行っている自治体は本当に少ない自治体数であることもわかっていますが。実際、本当に子どもが欲しくても、なかなか妊娠しても育たないというような、私ごとですけど、嫁が流産すると本当にかける言葉もない、慰める言葉もないというか、ただ、息子に励ましてやれというのが現実です。本当に、欲しい赤ちゃんを流産するという事は、辛く悲しいことですけど、ぜひ先ほど言いましたように、子育て支援策の一環として取り入れる自治体があるわけですので、今後検討してほしいと思いますけど、もう一度見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今後、近隣の市町村の確認もしますし、あと、不妊治療の状況を見ながら考えていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 続きまして、水道事業について質問します。

上水道の老朽化、そして今後の対応についてお尋ねいたします。

安全で安定した給水を行う水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインです。

①に水道管の法定耐用年数をお尋ねするわけですが、水道管の材質や内径、その厚さ、そして使用水压等によって変わるようですが、一般的には20年から30年が寿命と言われています。正確な法定耐用年数をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

地方公営企業法施行規則による法定耐用年数は40年と定められております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 40年ということは、自分がいろいろ資料見る中以上に長いわけですけど、それはそのPVC管とか、ライニング鋼管とかあると思えますけど、それらはもう材質とか関係なく、もう40年と定められているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 一律40年という形で定められております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それぐらい長いとなると自分の思っていたのと違うので、これ質問が大変ですけど、②の質問です。

日本水道協会の吉田理事長の話によりますと、「現在の水道施設は大半が高度経済成

長のときに整備され、老朽化が課題となっています。法定耐用年数を超える水道管の割合は、2014年時点では全国で全体の12.1%となり、全長では約8万キロ、地球2周半分に相当し、その割合は年々増加しています。」と述べられています。

使用しています水道管が、先ほど言いましたけどPVC管やライニング鋼管では老朽化も違ってくる。これ今の答弁で違わないということですけど、本市において耐用年数を超える水道管は、市内どの地域といますか区域で、どれぐらいの長さになるのかお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

香美市の上水道の管路総延長は、平成27年度末におきまして、およそ107キロメートルであります。そのうち、法定耐用年数40年を超えたものは17.6キロメートルで、全体の16.4%になっております。

次に、どの地域でどれだけの長さになるのかというご質問ですが、昭和43年の上水道第1次拡張事業において整備された山田、明治、岩村及び楠目の一部に存在することを資産台帳と管路図面の情報により確認はしておりますが、当時の情報に不明な箇所もありまして、今後詳細な調査が必要と考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 幅広い地域で耐用年数を超えているということで理解いたしました。

③です。

数カ月前、私の自宅前近くで大量の水が噴き出す事故がございました。安井課長が早朝より、その処置に当たっている様子を拝見したところです。

あの事故はどのような原因で起きたのかお伺いするとともに、水道管の老朽化に伴い、ここ数年の間に破損するとかいった事例は発生していないのか、現状についてお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

まず、商店街の水道事故についてですが、商店街の区域は昭和59年からの公共下水道工事によりまして、管路はほぼ更新を終わっております。ただ、今回の事故についてであります。接続部ののりづけ不良が原因ということで破損を、管が抜けたという状態での事故になっております。したがって、老朽管ということで事故が起きたということではないということであります。

それと、済みません。もう、もう1点は。

（16番、比与森光俊君、自席から「現状についての」と発言する）

○環境上下水道課長（安井幸一君） 申しわけありません。現状についてであります。

現状について、先ほど比与森議員さんのほうからもお話があったとおり、老朽化した水道管の更新については、全国の水道事業全体の重要な課題と認識はしております。本市ではこれまでの老朽管の破損による陥没等の事故は発生はしておりませんが、老朽管対策は急務であり、将来にわたり安定的な給水を確保し、次世代に健全な水道事業を引き継ぐためには、中長期的な計画の視点に立って更新計画を策定し、着実な更新投資を行うことが必要であると考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） うちの前であったその接続部分ののりづけですかね、そういう箇所が破損するということは、市内にもそういう接続というの、これやっぱりのりの耐久とか耐久年数とか、そういうものがあるのでしょうか。あるとすれば、今後そういうところの破損事故も発生する可能性が高いと思いますけども、その辺の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 商店街の水道事故について自分の認識としては、あくまでも施工上の不良というふうに考えております。この事故前後におきまして、こういうケースで発生した事故というのはありませんので、あくまでレアなケースというふうに認識をしております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 先ほどの答弁で、安定した水道の供給というのが今後の課題だという答弁がございました。このまま数年が経過すると一挙に、先ほど示された地域での老朽化に伴う水漏れや破損といった事態を招きかねないと思いますけど、その辺に対する見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

水道事業を持続可能なものにするためには、先ほども申し上げましたとおり、中長期的な視点に立って、技術的な知見に基づいた施設整備及び更新需要の見通しについて検討し、着実な更新投資を行う必要があると考えております。そのためには、水道アセットマネジメントは重要な手法であると考えております。来年度より、香美市水道事業アセットマネジメントの策定に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） この後、④の質問の答弁も一部いただいたような気もしますが、④の質問です。

水道管の更新は喫緊の課題ではないかと思っております。そして、あらゆる災害に備えて耐

震化を図る必要性もあるのではないのでしょうか。次の世代に安心の水道網を継続していくことは、絶対に欠かすことができません。

国の今年度、第2次補正予算には、生活密着型インフラであります上下水道や浄化槽の整備が盛り込まれているようですが、そういった国の予算を活用した改修事業などに着手できないものか、その辺も調査し今後の対応を望みますが、見解をお尋ねいたします。先ほどお聞きした部分も含まれると思いますけど、よろしくお願いします。

○副議長（山本芳男君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほどアセットマネジメントの件については回答しましたので控えさせていただきますが、公共下水道においてはストックマネジメント、先ほどアセットマネジメントの説明と、アセットマネジメントについては資産、ストックマネジメントについては既存の施設という位置づけで整備をしていくということになっております。ただ、上水道については公営企業会計になりますので、あくまでも水道料金で整備をしていくということになってきます。

したがって、アセットマネジメントについての一応計画スパンについては、約40年というスパンをとる形になってきます。現在策定をしております香美市の地域水道ビジョンとあわせて実践をしていくということになります。

それに加えて、現在、総務省のほうから通知をいただいております経営戦略、これは水道ビジョンにかかわるものと認識をしておりますが、これもあわせて全体的な整備を進めていくということになるかと思えます。

したがって、上水道について、補助事業を導入するという事は非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。先ほども言いましたように、安全で安心な水道の供給ができる、今後の取り組みをまた検討していただきたいということで、次の質問です。

図書館について質問いたします。

①です。新図書館の図書館建設の進捗状況についてお尋ねいたします。

これまでに説明をお聞きした経緯はありますが、その後、着実に建設に向けた作業が進められていると思えます。希望予定の敷地購入に際し、決定するまでは公表することが好ましくないとのことで、議員としましても推測、憶測による発言は差し控えるべきとの思いから、新図書館に関する話題は差し控えてきたところであります。

過日の議会報告会では、市民の方から、新図書館建設の進捗状況を聞かれた際、土地の購入に向け取り組みを進めているとの答弁しかできませんでした。

以上のことから、これまでにお聞きした部分も含め、現在の状況をお尋ねいたします。

1つ言い添えますと、多くの市民の方が関心を非常に高く持っているという案件であることは間違いありません。先ほど同僚議員の質問でも、種々お話は聞かせていただきましたが、①として、進捗状況についてお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 先ほどの山崎議員さんの答弁に重複するかと思いますが、お許し願いたいと思います。

これまでの経緯につきましては、平成27年6月11日に文化施設等検討委員会より、図書館と美術館収蔵庫を優先して建設との内容の報告を受けました。このことを踏まえまして、事務局におきまして、香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設計画書を作成しました。

本年7月1日に建設検討委員会を設置し、図書館と美術館収蔵庫の合築案での建設基本計画書の策定作業に入っております。委員会設置後は、広く図書館利用者の意見を求めるため、子ども会議、図書館懇談会、市民アンケート、先進地調査等を実施したところでございます。また、CM、コンストラクション・マネジメント方式によりまして、適正予算でのコスト管理と建設マネジメントの支援業務を11月2日に業務委託をしております。

次に、建設用地につきましてはの経緯をご説明します。

本年2月1日に、建設候補地の検討、選定を目的としまして建設用地検討委員会を設置しました。その後、協議、検討を重ねていただきまして、5月12日に建設用地選定結果の報告をいただいております。その報告をもって、該当地、候補地の現地立会許可から始まりまして、7月19日には候補地の土地用地調査測量、土質調査、土地の属性情報調査の業務を委託しまして、この11月末に委託業務を終了しております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 先ほどの山崎議員の質問にも、聞きながらも思ったことです。この候補地選定について、なぜその経過報告等を随時議会に報告できなかったのか、その辺の理由についてお聞きしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 選定の内容につきましては、建設用地検討委員会にお願いしてありましたことありまして、あくまでも候補地ということですので、経過については、候補地を建設用地にするということもございまして、内容につきましては公表はしておりません。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 建設用地検討委員会のその選定に対しての苦情とかそういうものではなく、議会としてある一定の報告できるべきものは報告をしていただいて、

またその中で、こういう意見が議会からもあったというものを、建設用地検討委員会に市のほうから、こういうことはどうですかという、そのキャッチボールが必要ではなかったかと思いますが、その辺の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 図書館の建設に関しましては、議会の皆様にある程度のスケジュールはお示ししました。その中で、用地につきましては大変重要な問題でございますので、その内容の詳細については経過ということで、内容についてはお示しできなかったということでございます。

今後につきましても、時期を見てご報告を申し上げ、皆様方のご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 経過報告でえいと思うのですが。この市役所の新庁舎を建設のときにも、自分の記憶に間違いがあるかもしれませんが、何カ所かこの候補地はこういうことでだめでした。また、この候補地についてはこういう内容でだめでした。最終的にこの今建ってますこの土地、この現在の市役所の位置で判断しましたと、そういうふうな経過報告であっても、十分納得というか理解ができるわけですので、市民の方から図書館どうなってますかと聞かれたときに、5月、6月だったですか説明受けてから現在まで、同じ返答しか自分たちはできないわけで、その経過報告であっても欲しかったと思うわけですが、まあ今後、そういうことを報告をしますということによりよいでしょうか。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 事業認定の認可をいただくまで非常に敏感な件でございますので、発表できる点、市民の皆様にご説明できる会をもつての進め方というふうにしたいと思っておりますので、以上よろしく申し上げます。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 課長の言われることも十分理解はするわけです。それは理解しますが。例えば、そしたら議会は、建設用地検討委員会で決定しました。お金がこればあ要ります。議案で出てきました。この予算を承認してください。それで、そういうことでえいのかなと、非常に自分としては疑問を持ちます。こういうことを一般質問で山崎眞幹議員も質問したわけですが。一般質問でこういう大きなプロジェクト対して、こんな細かなことを質問せないかんとというのは、これでえいのかなというふうに思うところです。出てきたもんを予算だけはい承認してくださいでは、そのときに質疑を幾らしても、何の要望しても、決まったものを出してきてお金がこればあですというので承認してくださいというのは、何かこう違うんやないかというふうに思うことを述べまして、次の質問に行きます。

以前にもお聞きした点もあろうかと思いますが、変更された部分があるかもしれませんのでお聞きいたします。新図書館完成予定時期も含め、今後の大まかな建設計画をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今後の計画につきまして、ご説明申し上げます。

まず、図書館建設につきましては、来年1月には検討委員会におきまして策定しました建設基本計画書（案）を1カ月間、2月中です、市民意見を聴取するパブリックコメントを求めたいというふうに考えております。

その後最終調整しまして、建設基本計画を決定します。また、これと並行しまして、来年1月には基本計画書をもとに図書館建設仕様書を作成しまして、建設図書作成者、設計事務所に対しましてプロポーザル方式での提案書作成期間を1カ月、2月中とりまして、3月初めに提案作品の審査、契約をするとともに、建設検討委員会との協議により建設基本計画から実施設計を平成29年度末をめどに作成いたします。

また、事業認定を申請状況に合わせまして、地元及び市民説明会は6月ごろを予定しております。を開催しまして、建設場所、図書館機能等々に関する事業説明を申し上げたいというふうに考えております。

市民の理解とご協力を求めまして、平成30年度には図書館・美術館収蔵庫の本体工事に着手し、同年に完成予定としております。

平成31年度には外構整備、植栽、駐車場等及び図書、IT機器、什器備品等々の整備に加え、新図書館へ引っ越し等の開館準備に入る予定としております。よろしく願います。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今後の計画をお聞きしました。

このスケジュール、先ほど聞きますともう平成29年、来年、年明け早々1月、2月、3月にやるの予定があるということでもありますわね。年明けの1月、2月に基本計画、何、自分で書いてわからなかった。いろいろ委託をすとかいう作業があるということやったと思いますけど、間違いはないですかね。再度、来年早々の1月、2月、3月ごろに委託業務と、もう一度、済みません。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 再度お答えを申し上げたいと思います。

図書館建設につきましては、来年1月には検討委員会において、作成を今しております建設基本計画（案）を1月に案ができますので1カ月、2月中に市民意見を聴取するパブリックコメントを求めます。その後、3月になろうと思いますが、最終調整をしまして建設基本計画を決定したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 済みません。再度お聞きして申しわけないです。

ということは、これ初めに述べました答弁のありました土地については、全てもう順調に進んでいると、その前提で作業は計画されているということであれば、なおさらのこと、私としては、なぜもっと具体的に、公表でもないけど説明とかを議会にできないのか、非常に疑問に思うところですけど、その辺の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 建設用地につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

事業認定の認可庁、県用地対策課におきまして、段階的にまちづくり計画等々の計画の土地利用計画等々の整合性、図書館・美術館収蔵庫用地として、さまざまな要件がふさわしいか等々の事前協議を、来年年明け1月から6月、6カ月程度かかる予定でございます。6月まで進めていきまして、本申請までに建設候補用地を市民説明、先ほど申しました6月ごろにした後、当該地、候補地を適地としまして、事業認可を申請することになっております。

本申請書提出後2カ月程度、7月、8月の県の審査を経まして、事業認定の取得となり、建設用地として認可されるところでございます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 大体お聞きしました。信用していないわけじゃないです。ので、できる限り。問題になりました東京都の築地の移転じゃないですけど、できる限り開かれた建設に向けた作業をお願いして、③の質問に移ります。

この件につきましては、9月定例会でも質問させていただき、課長からは、今後慎重にその必要性を判断するとの答弁でございました。利用頻度に関しましても疑問視する答弁があったように思っています。9月定例会以後にも書籍消毒機の設置は着実に進んでいます。その先見性に汚点を残さない判断を望むところです。

利用頻度についてですが、図書館を利用される方々に、面倒でも当初は繰り返し説明と実演を実施することが大切だと思っています。例えば、ちりとりとほうきで掃除をされている時代、またそうされている方に対し、電気掃除機を置いてあるだけでは、電気掃除機を使う人はいないのではないかと、そのように思うところです。説明と実演をすることで、その利便性が認識されると思います。

以上述べまして、再度、新図書館への書籍消毒機導入に対する見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） さきの9月議会で答弁しましたとおり、導入につきましては慎重に必要性を判断しまして検討するというところでございました。

現在、図書館利用者から書籍消毒機の導入要望は残念ながら出てないという現実もご

ございますので、今後、書籍消毒機の導入につきましては、さらに調査検討いたしまして、図書館運営審議会に諮って結論づけたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今の答弁ちょっとおかしい部分が、知らないものを要望せんわけですので、そういうものがあること自体どれだけの市民の方が知っていて、9月の質問でも言いましたけど、殺菌とかフケとかそういうものを飛ばして除菌するという機械があることを、簡単な作業でできる、そういうものを知っていれば要望すると思いますけど。実演して教えることでその利便性というか、だから、今例え話で、ほうきとちりとりで掃除している人が、掃除機というものを知らないのに掃除機を要望すると思いますか、その辺お聞きします。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 答弁になってないようで申しわけございません。

隣の市の南国市には、書籍消毒機も導入されたということもお聞きしておりますが、現実的に余り皆様方に人気といいますか、利用が少ないということも伺っております。

先ほど議員さんから言われましたとおり、今後に関しましては、その試行といいますか、そこへ機械持ってきてやるということも視野に入れて、市民の皆様のご要望をお聞きしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 比与森議員の図書館建設について、お答えをしたいと思います。

議員が言われるように、きちっと経過の報告もあって承認があるんやないか、よくわかる中で物事を決定していくべきだというお話、このとおりであります。

一方、担当課長のほうから慎重に進めるという話、これは双方非常に大事なところを言っていると思いますが。この図書館というのは大きな事業でございますので、議会の皆さんにもできるだけ理解をいただきながらやっていくのが、これはもう行政のとるべき一番大事なところでございますので、今後におきましては、情報につきましてはできるだけ皆様方にもお知らせをし、そして、ご意見をいただきながら進めるような形をとりますので、そのところをもっと力を入れてやってまいるようにいたしますので、ひとつ質問される側もなかなか難しい中身で、答弁するほうも難しい、ちょっと厳しいところがあるわけですが、これにつきましてはもう一歩前へ出た形で、具体にお話をさせていただきながら進めていくということ、私の姿勢としてお示しをして、答弁にかえさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ今後のご協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（山本芳男君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 市長の答弁もいただきました。どうもありがとうございます。

書籍消毒機導入の件も協議いただきまして、要望しまして、一般質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問をさせていただきます。

まず初めに、社会福祉協議会についての質問でございます。

社会福祉協議会は地域福祉を支える民間組織として、行政・民生児童委員や社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関、自治会などの住民組織等と連携し、住みよい地域社会の構築、地域福祉の充実のため、さまざまな事業を担っています。本市における福祉行政において、人口減少や高齢化の進行、生活課題が多様化している現状を踏まえると、社会福祉協議会はその中心的役割を果たしていると思います。

本市では、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにするための地域福祉計画が、平成25年3月に策定されました。そして、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して策定する福祉課題の解決に取り組むための民間の活動・行動計画となっています。

この計画は平成25年度を初年度とし、目標年次を平成29年度とする5カ年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととなっています。

以上申し述べまして、順次質問をいたします。

①です。2町1村が合併をし10年がたちました。合併前と合併後、今年度までの正規職員と非正規職員の推移について伺います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 濱田議員の社会福祉協議会についての職員数の推移についてお答えいたします。

推移につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 課長のほうから資料をいただいております。これを見ますと、合併前、平成17年4月1日は正職員数が13人、非正規職員数が79人で合計が92人ということになっております。そして、平成18年に合併をしましてから、正職員数が6人というふうに半数以下になっているわけでございます。

非正規職員も減ってるようではありますが、去年の正職員数を見ますと、4月1日時点で7人、非正規が79人で合計86人、そして今年の4月には同じく正職員が7人で非正規が86人で合計93人という実態がこれでわかりましたけれども、この

職員数の状況を見て、その見解を伺いたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

年度によりまして、実施する事業によって職員数が変わってきているものと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 事業の実施によって変わっているというご答弁でしたけれども、私、隣の香南市の資料なんですけれども、課長のほうにお渡しさせていただいておりますけれども、香南市も合併をしておりますが、今年度、事務局長などを含めまして、正規職員は21人で、非正規職員が72人で、合計は本市と変わっておりません、93人でしております。この合併した後、正規職員を減らすという、香美市のほうも合併をして、行革ということで正職員が減ってきたわけなんですけれども、やっぱりそれと同じように社会福祉協議会もこういう状況があるわけです。

でもやはり、同じ合併した市としまして、余りにも減り過ぎてるのではないかと、正規職員の割合は本市が1割にも達していませんし、香南市の場合は2割いるわけです。このような状況を見ましたときに、先ほど課長は事業の実施によって職員が変わってくるというふうにはおっしゃいましたけど、それにしてもですね、やはり正規職員が少な過ぎるんじゃないかという見解を私は持っているんですが、その辺どうでしょうか。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

確かに議員が言われますように、香南市と比べますと随分少ないとは感じておりますが、合併時に正職員、デイサービス等の事業をしておりましたヘルパーについては、他の事業所に異動したとか、移っていただいたというふうな経緯もあって、事務職員のみが香美市で正職員となったというように聞いております。

また、香南市につきましては、合併時、香美市と比べまして、5町村でしたので、その社会福祉協議会の人間が移ってきたので、当然香美市より多くなっていると考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 事務職員のみになったということでございますけれども、次の質問に移りたいと思います。

②です。地域福祉計画を策定して、ずっと平成25年からやっているわけなんですけれども、本市が平成25年度から平成28年度、今年度にかけて、社会福祉協議会に委託した事業について伺います。できましたら年度別をお願いしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

福祉事務所では、平成25年から現在まで、社会福祉協議会業務と福祉活動推進校事業を委託しております。また、平成27年度からは、生活困窮者対策事業を委託しております。

健康介護支援課が平成25年度から現年度まで、香美市地域介護予防支援事業、香美市よりそい支援事業、家族介護支援事業を委託しております。なお、あったかふれあいセンター事業につきましては、平成25年度は健康介護支援課、平成26年度以降は福祉事務所のほうで委託しております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 本来、この本市が実施すべき事業もあると思うんですね。健康介護支援課にしろ、そして福祉事務所にしろ、担当課でこういった事業を受けることができないので、社会福祉協議会に委託をしているということになってると思うんです。

やはり地域福祉を推進する上では大変重要な役割、あったかふれあいセンター事業にしましても、そして、今本当に大事な生活困窮者自立支援事業、これなんかは本当にこのグレーゾーンにいる方なんかを救っていただいていると、そのための本当の事業だと思うわけです。

このように大変重要な役割を社会福祉協議会が担っていただいているわけだと私は思っております。そのような認識はおありでしょうか。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、専門的な知識を有しておりますので、こういう事業を受けていただいて、市にとっても大変ありがたいことだと考えております。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

香美市社会福祉協議会の平成28年度の一般会計収支予算では、収入の部を見ますと、補助金が0.6%、受託金収入が40.1%、介護保険等の収入が53.2%となっています。また、支出の部を見ますと、人件費が73.6%、事業費が15.1%となっています。

この支出の部の人件費に対する収入の部の項目は何になっていますか、伺います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

受託金、介護保険等の収入が人件費に充てられております。特に法人拠点は、社会福祉協議会業務委託費により、会長以下本所、支所の総務課及び地域福祉課の職員給与を賄っております。その他の職員については、受託事業ごとに人件費を支出しております。

ちなみに、社会福祉協議会業務委託費は、先ほど議員がおっしゃられました人件費73.6%というのは1億6,757万円ですが、そのうちの3,766万3,000円については、この社会福祉協議会業務委託費で賄っております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そしたら、確認をしたいと思いますが、この受託金収入40.1%の中に社会福祉協議会業務委託費として、その3,766万3,000円の部分が、この受託金収入の中に入っているということなんでしょうか。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

受託金収入のうち、約50%がこの委託費となっております。残りにつきましては、ほかの受託事業から賄っています。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） では、この50%がということですがけれども、この受託金収入の中に人件費ですね、事務をしてくださっている方の人件費等が含まれているということがわかりました。

私が思いますのには、受託事業というのは事業を委託するものであり、その事業がなくなれば、そこで働いている方の人件費も捻出できなくなるのではないかと思うわけです。臨時の方とかパートの方はまた違うとは思いますがけれども。社会福祉協議会自体が民間組織ですので、本来ならば自主財源で賄うことができればいいと思いますし、賄うことができるものはそれで対応はしてると思います。ただ、自主財源だけでは人件費を賄うことができないという実態がありますので、その分を本市のほうから受託金の委託ということで、人件費も含めてということになっているかと思えますけれども、本来その人件費として、こういう形ではなくて別項目で確保されていくのが妥当ではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたしますが、これは④の質問ではないんですよね。

（6番、濱田百合子君、質問席から「③です」と発言する）

○福祉事務所長（西本恭久君） 地域福祉の推進につきまして本来市が直接実施するよりも、先ほど言いましたように、専門的な知識を有する社会福祉協議会に事業を委託して、実施したほうが効率的と考えておりますので、その考えから、人件費につきましても委託したほうがいいという判断をしております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 所したら、効率的、もちろん専門性が求められるところなのでという部分はわかりますが、その委託事業の中に、全部その人件費というのが入っているということが、どうなのかということちょっと疑問に思うわけです。やはり、ずっと社会福祉協議会として事業を継続していくための最低限の、ずっと使う、必ず要るという人件費というのがあると思うんですけれども、その部分は別枠でというふうに思いますけれども、次の質問の④に移ります。

地域福祉活動計画を推進し、活動の活性化を図るためには、各種事業を安定的に充実させることが必要だと思います。人件費は本市からの委託事業の中から拠出しないで、補助金での対応にすべきではないでしょうか、伺います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほどの答弁とも重なる部分がございますが、国・県の補助事業による生活困窮者対策事業とか、あったかふれあいセンター事業の委託では、その事業に直接かかわる人件費を計上して委託しております。また、社会福祉の推進に必要なこれらの事業を統括して社会福祉を推進するために、介護保険事業以外の人件費や法人運営に必要な経費を社会福祉推進事業として委託しておりますので、補助事業とは異なるものだと解釈しております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 所長のお手元に同じく香南市の社会福祉協議会の資料を渡しておりますけれども、今年度の一般会計の香南市の社会福祉協議会の収支を見ますと、収入の部では補助金が18.8%、本市は0.6%ですけれども、18.8%あります。そして、受託金収入が40.1%本市がありますけど、14.5%というふうになっております。その補助金の中に事務局長、事務局次長を含む正規職員21人がこの補助金で対応をして、法人運営をしているということをお聞きしています。

他の市町村の一覧表も課長のほうに渡しておりますけれども、補助金率が大体20%から39%が16カ所ぐらいあるわけですね。20%未満も16カ所とはなっていますけれども、この0.6%というのはほかにないわけですね。法人運営に欠かせない、課長もおっしゃってましたけれども、その重要なポストの人件費、本市でいいますと会長、そして本所の事務局長、香北支所長、物部支所長などの4人の非常勤職員、そして7人の正規職員は、やはり補助金等で対応、この受託事業の中の委託事業の中に入れるのではなくて、補助金等と私言いますけれども、この香南市の場合は補助金でしていますけれども、そのほかにもやり方があるかとも思いますが、補助金等で対応すべきと思うところですが、いかがでしょうか。その辺のそうではないというような部分がありましたら、またご答弁いただければいいと思います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、地域福祉の推進については、本来市が直接すべきものだと考えております。それを専門的な知識を有する社会福祉協議会に事業をお任せするわけですので、委託費のほうよろしいと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

香美市の地域福祉活動計画を推進していくためには、社会福祉協議会の役割は大変大きいわけで、このことを課長も認識をされていることが十分わかりました。正規職員をふやすことについては、今現在7人でございますが、ふやすことについてどのような見解をお持ちなのか伺います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

社会福祉協議会の業務量が増加していることは承知しておりますが、市の財政事情と鑑みて検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 今の香美市の社会福祉協議会のちょっと現状を見ますと、事務局長が総務課長、地域福祉課長、介護保険課長を兼務しているようで、大変な仕事量ではないかと思うわけです。大事なポストには、今の事務局長が云々というわけではなくて余りにも兼務が多いので、これではなくて、それぞれの地域福祉というのは非常に大事なことですし、それから総務も大事です。介護保険も独立してその採算をとらなければならない事業なので非常に大事です。やっぱり現場の体験をされた経験豊富な方も人材に配置していくとか、今は事務局長で事務局次長はいませんが、事務局次長のポストを構えるというようなことも含めまして、正職員の位置づけということには、方向としてならないでしょうか伺います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、事務局長が3課の課長を兼任しているわけですが、介護保険事業につきましては独立採算でやっておりますので、市の委託料で賄うということは適切でないとは考えております。

その介護保険事業については、この職員数の約半数以上を占めていると思われまして、そちらはやはり社会福祉協議会のほうで努力していただかなければいけないと考えております。

そのほかの職員につきましては、社会福祉協議会もこれから先、人員の育成も考えていく必要があるかと考えておりますので、先ほど言いましたように市の財政との兼ね合

いで考えていきたいと考えております。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 職員体制のこととか、社会福祉協議会と十分協議されてやっているとしますので、今後も正規職員をふやすこととか、また人件費のことなんかも十分検討していくというようなことで理解をしましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 当然、地域福祉を推進していく必要がありますので、社会福祉協議会と十分協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

地域福祉活動を円滑に行うために地域福祉活動の中心になる人材、地域福祉コーディネーターの配置が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

地域福祉計画の重点施策として位置づけておりますので、社会福祉協議会と協議の上…。

（サイレンにより中断）

○福祉事務所長（西本恭久君） 適任者が配置できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 適任者が配置されるように努めていただけるということで、これやっぱり2年ぐらいずっと懸念事項だったと思うので、やはりこの方向でコーディネーターを配置して、そして円滑に行えるということが、計画推進のためには一番欠かせないことだと思います。私も地域福祉活動を一緒に推進していきたいと思っています。

以上でこの1問目の質問は終わります。

○副議長（山本芳男君） 暫時、昼食のため休憩をいたします。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

議長を交代します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 午前に引き続きまして、質問を行います。

私の質問の2問目は、おたふく風邪の予防接種についての質問でございます。

おたふく風邪患者は3歳から4歳が最も多く、2歳から9歳が好発年齢で、毎年数万から数十万の患者が報告されています。高知県衛生研究所の資料によると、今年の1月4日から11月20日までで866人、11月14日から20日の1週間では16人となっています。

小児科医の話では、おたふく風邪の予防接種は任意接種で、接種費用は全額自己負担、そのため接種率は低く、おたふく風邪患者の発生を抑えられていませんということでした。

本市では、現在、医療機関に小児科がないため、対象児童のいる方は、私がお聞きした中では南国市の小児科に行き、予防接種を受けている方がほとんどでした。保護者から、南国市の小児科で接種していますが、南国市のように助成があれば助かりますという声をお聞きしました。

南国市では、平成21年度から、おたふく風邪の蔓延や重症化防止のために、1歳から7歳未満の方を対象に、1回のみ3,000円の助成を行っています。接種費用が4,500円の場合、自己負担は1,500円で済みます。小児科医にお聞きしますと、定期接種ではないが絶対受けたほうが良いと言っていました。合併症として無菌性髄膜炎が知られているところですが、合併症のリスクは接種したほうが少ないということで、経過は良好で全員が完治しているということです。また、0.5%から0.01%と頻度は少ないですが、難聴という合併症があります。感音性難聴でほとんどは片側性ですが、両側のこともあり、治癒は難しいということです。WHO（世界保健機関）は接種を推奨しています。

そこで質問に移ります。①です。

私はちょうど6年前のこの12月議会で、子育て支援策の一環として、この質問をいたしました。そのときの答弁では、厚生科学審議会予防接種部会のワクチン評価によると、6種類のワクチンを定期接種にするか今検討中であり、今後の方向を見守っていくというご答弁でした。その後の厚生科学審議会予防接種部会の審議の経過について伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 濱田百合子議員の厚生科学審議会予防接種部会の審議の経過はというご質問にお答えいたしたいと思っております。

国は、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防とすることという基本的な理念のもと、平成26年3月、厚生科学審議会予防接種部会において、予防接種に関する基本的な契約の1つとして、ワクチンの研究開発を疾病負担、有効性、安全性、費用対効果を評価して、開発優先度の高いワクチンを選定しました。その1つに麻しん・風疹（MR）ワクチンを含む混合ワクチンとして、おたふく風邪のワクチンが検討されています。

おたふく風邪ワクチンは、その後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において引き続き審議されており、定期接種として広く接種をするに当たっては、より高い安全性が期待できるワクチンの承認が前提とされています。麻しん・風疹ワクチンを含む混合ワクチンとして、麻しん・風疹・おたふく風邪混合ワクチンとして開発が望まれており、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で引き続き検討するワクチンとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 国のそのようなワクチンの審議会のほうで審議されているということですが、その審議内容を聞きまして、課長のほうはどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） まだそのワクチンがやはり、接種後の無菌性髄膜炎との問題があるというふうに聞いています。で、これについては定期接種にならないと、やはりゼロではないという声もありましたので、その分が進められて今検討中と考えてます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 専門家の先生方が審議されていますので、もちろんその動向を見ないといけないと思いますけれども、無菌性髄膜炎にしては、接種をしたほうが、接種せずにおたふく風邪になったときにかかる率よりも非常に少ないということで、小児科も接種を進めているという現状は、もうここ何年かあります。それで順次、以前の、6年前のときには6種類のワクチンを定期接種するかどうかの検討ということで、その後小児肺炎球菌とかH i bとか、この10月からはB型肝炎も定期接種のほうになりまして、ずっと移行はしてるんですけども。おたふく風邪の必要性というのは、冒頭で述べましたように、接種される方が少ないから蔓延をするというようなことも、そういう循環になってる状況はあるということで、その辺のことを課長もご理解していただいたらいいかなというふうには思っています。

そしたら、次の②の質問に移りますが、南国市では接種の対象が、1歳から7歳未満となっております。本市での対象となる子どもの数についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

おたふく風邪ワクチンは、生後12月以上のおたふく風邪既往歴のない者であれば、年齢に関係なく使用できます。なお、接種費用の助成をしている市町村、南国市、それから三原村、大豊町では、罹患年齢の多い1歳から7歳未満、または就学前のお子様を対象としているようで、1歳から7歳未満のお子様の罹患状況及び任意接種で受けたワクチンの接種歴は把握できてませんが、平成28年11月30日現在、香美市に住民票

のある1歳から7歳児の総数は1,209人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 1,209人ということで、今、定期接種のほうは市の負担でやっておりますので、任意接種となりますと、その後の補助となると、また財政を圧迫するということにはなろうかと思えますけれども。

③に移りますけれども、接種料金は医療機関によって差があると聞いています。南国市のほうは冒頭で述べましたように1回3,000円だけの助成を行っているということでもありますけれども、なかなか4,500円から大体5,000円、高いところでは8,000円ということになっておりまして、したいけれども、なかなか子どもを連れていくことにはならないと、定期接種で精いっぱいだという声も聞いておりますが、やはり幾らかの公費負担の方向で、香美市におきましては小児科がございませんので、ほとんどがやはり、予防接種となりますと小児科のある医療機関に皆さん足を運んでおります。そういったときに南国市のほうに行かれる方が多いわけですが、窓口で要るお金が少しでも安いと、それもまた接種に行くという機会にもつながっていくと思えますけれども、この公費負担について、③ですけれども、幾らかの公費負担はできないものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

おたふく風邪は感染力も強く、後遺症につながるさまざまな合併症もあるため、ワクチンによる予防が望ましい病気です。流行をなくすには、集団の中で85%から90%が接種している必要がありますが、任意接種でもあり、最近の接種率は30%程度と言われており、各地で流行が繰り返されています。ワクチンの副反応は全てのワクチンにおいて皆無ではありませんが、現在流通しているおたふく風邪ワクチンについても、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会で、接種後の無菌性髄膜炎等の問題が検討されている状況において、市で接種費用の助成をすることは慎重に検討しなければならない事項であると考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 慎重に検討しなければならないっていうのは非常によくわかることです。やっぱり病気に直結しますので、副作用は出方によっては、大変な事態になるということを危惧されることはもちろんだと思っております。

ただ、やっぱりワクチンで防げる病気の、そういう集まりの会が東京のほうでもあるんですけれども、地元紙にも載っていましたが、やはり医療費の問題にしましても、おたふく風邪にかかりますと、実際2回は通院が必要になります。そうすると、それよりも1回接種をしたほうが、医療費としてはずっとワクチン接種のほうが安くなる

わけですね、それは課長も知ってると思いますけれども。安全性のことがどうしてもひっかかるという部分だと思いますけれども、ぜひ、自費だからなかなか行けないというような、2回打ちますとやっぱり1万円ぐらい要りますので、けどワクチンを打ったほうが、打たないよりは副作用の出方は少ないんです。無菌性髄膜炎になるとかいうことはありますけれども、今ほとんど100%ぐらいは良好に経過をしています。そして、その辺はすごく医学も発達しておりまして、打たなくてそういう無菌性髄膜炎になるほうの率が高いわけですね。

だからそれを考えますと、やはり接種をするしないは、その子どもさんを持つ親御さんの意思だとは思いますが、そういうふうな環境整備ですね、経済的格差とか、またその地域格差によって、そのワクチンの接種料金に違いが出るということがないように、南国市に行く場合に南国市の方は無料だけでも、香美市から行った場合に補助が全くないというのではなくて、南国市が3,000円の補助をしてるんだとしたら、1,000円でもね、少しでも、ああ香美市のほうは補助があるんだということの中で、予防接種にもぜひ行ってもらいたいと思うところですが、その点のことを今後の検討にさせていただけないでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 予防接種費用の助成のみでは、予防接種による健康被害が生じた場合、市で加入している全国町村会総合賠償補償保険の予防接種事故賠償補償保険における、行政措置災害補償保険の対象にもなりません。国がワクチンの安全性の面で、現在流通しているワクチンを定期接種として位置づけられない状況で、市単独の公費負担は難しいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） もうこれで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

次に、14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で、一般質問を一問一答方式で行います。

まず、国保税徴収事務と予防医療についてお伺いをいたします。

1点目の質問ですが、お手元の資料をごらんください。裏表になっておりますけれども、私の名前が入ったほうが表でございます。その表のほうをごらんになってください。

この資料は、県の国保指導課から提供されたものをもとに作成をしておりますが、2014年の各市町村別の国保税あるいは国保料滞納処理状況のデータです。

香美市の欄を見ますと、滞納世帯が326世帯で、差し押さえ件数が180.70%となっております。2014年は、平成26年度ですが、平成26年度の国保加入世帯は4,891世帯で、約7%弱が滞納世帯ということになります。

他の市町村と比較しましても、180%を超える差し押さえ件数というのは断トツで

大変多いわけですが、どのような徴収事務を行っているのでしょうか。滞納者に対してどのようにアプローチ、また指導をしているのかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

①ですが、滞納世帯の326世帯は年度末における全滞納者世帯数であり、既に支払いが終わった世帯は入っていません。年度内に滞納世帯数は増減します。また、差し押さえ件数の589件は、差し押さえの延べ件数となっております。収納班で滞納処分した世帯は、収納班だけのデータですが、平成26年度362世帯となっております。

それで、180.70%を出しているというのですが、これは差し押さえ額というのが7,674万9,000円ほどになっておりますが、これは滞納額です。それに対して、件数で割って13万303円というのが出てまして、換価できた額、滞納差し押さえの額に対して、その差し押さえて換価できた額というのは772万1,000円で、1件当たり1万1,000円（後日「1万3,000円」と訂正あり）となっております。

滞納者に対してのアプローチというご質問であります。滞納者に対してのアプローチとしましては、まず、滞納した時点で納期を決めて督促状を發します。それでも納付がない場合は、年に2回の催告書を發送します。滞納者は滞納していることは十分認識されていると考えています。その過程の中で滞納処分をされたくない方、滞納処分をされた方、処分をきっかけに税務収納課収納班に相談に来られる方がおいでです。そのときに滞納者の方の生活に配慮しながら納税指導を行い、納税の計画を立てていただける方には、分納誓約等を結んでいただいています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ご答弁をいただきました中で、督促状を郵送しまして、そして催告書を2回發送して、これは全ての滞納者に対してそういう手順なのか。

それと、滞納世帯というのは資格証、短期証の保有者の合計ですか。

それと、差し押さえ件数、延べ件数だということなのですが、後の質問とも関係するのですが、件数がこの2014年は非常に多いですので驚いております。その説明をお願いしたいのと。その指導の過程で相談に来られたらということなんですが、その相談の過程の中で、納税緩和措置というのが3点ありますね。その納税緩和措置、誠実な支払いの意思が示された場合には納税の猶予、それから滞納処分の執行停止、それから換価の猶予というのがありますけれども、それに至った方はいらっしゃいますでしょうか。また、その活用状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問にお答えします。

最初の1番目の答ですが、全ての滞納者に対して同じように差し押さえをしているかというのは、督促が出た時点で滞納ということになりますので、督促状が發して10日

を過ぎたら滞納者ということになりますので、差し押さえをすることになります。

2番目ですが、被保険者資格者証と短期被保険者証の合計が、この県で示されている世帯数となっております。

それと、差し押さえの世帯が県の資料で180.7%というのになっているのは、差し押さえ件数というのを県のほうに報告してるみたいですが、実施分としまして548で、機構等の差し押さえ件数41で、合計589となっております。年度末の世帯数で、世帯数そのまま差し押さえ延べ件数になってますが、589の延べ件数で割ったので、180.70%という数字が出てきていると思います。589件というのは延べですので、1世帯で何件も差し押さえをしているということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私が聞きましたのは、全部のこの滞納世帯に対して督促をして、その後2回催促して発送して、全部の滞納世帯に対して同じ手順を踏んでやっているのかということと、それと、今お聞きをしましたら、督促を出して10日過ぎたらもう全部差し押さえと、こういうふうに聞いたように思いますけど、それで間違いないですか。

それから、この差し押さえ件数が、延べだというふうにお聞きしましたけれども、ほかの年度と比べても、後でお聞きするんですが多いんですね。その件についてどういう、特別な何かその事務を促進したのかということをお聞きしたいわけです。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問にお答えします。

平成26年度が多いというのは、事務の手續としまして滞納した時点で調査をかけます。そのときの調査をかける件数が、飛躍的に伸びているというのはあると思います。

先ほどもお答えしたんですが、滞納した時点で差し押さえの対象者ということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 調査をかけて飛躍的にその件数が伸びたんだと、その飛躍的に伸びた理由をお聞きをしたいわけですが、通常と変わらない事務をやって、たまたま多かったということなんでしょうか。

それと、さっきの質問で、生活に配慮をしながらやっているんだとおっしゃいましたが、ただ、滞納者は全て差し押さえの対象、督促を出して10日過ぎたら差し押さえと、私がさっき質問を最初にしましたその過程の中で、生活に配慮しながらと言われましたけれども、じゃあ、その国保税の滞納者の中には、払いたくても払えない人もいますわけですね。行政として丁寧に事情を聞いて、考慮した上でこういう事務ですかということと、どんなまあ相談してるのか、相談の過程で、そのさっき言いました3つの納税緩

和措置に至った事例があるのかどうか、これ最初にお聞きしてまして、答弁ありませんでしたので再度お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問にお答えします。

先ほど督促を送って、催告を年に2回して差し押さえに至る方もおいでですが、滞納者が督促を受け、その督促を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に関する地方団体の徴収金を完納しないときは、差し押さえの対象となりますという事で、差し押さえの対象者ということにはなりません。実質、差し押さえをするのは、先ほど説明させていただいた事務の手続で1回に2,000人近い滞納者がおいでですので、それに対しての調査等を行う時間があります。差し押さえに至らなかった場合にも、催告を再度出して、納付をお願いするようにしております。

それで、換価の猶予と徴収の猶予、納税の猶予のご質問をさきにいただいでいて、自分がお答えできてませんが、実質、現在は1件もありません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移りますけれども、差し押さえ該当者かどうかの見きわめをどのようにしているのかという質問でしたが、滞納者は基本的に全部差し押さえの該当者というふうな捉え方をしていることがわかりましたので、税法上もそういう部分があることもお聞きはしておりますけれども。ただ、ここからお聞きをしたいわけですが、行政の事務でございますので、一律なその事務のやり方かどうかと思うので質問をしております。

これまでに何度も国保の関係を一般質問等で明らかにしてきましたけれども、添付の資料の裏側をごらんください。

この円グラフが上にありまして、下段の白黒でちょっとわかりにくいですが、棒グラフです。これは国保世帯主、国保税の納税義務者のことでもありますけれども、この職業の変遷を1965年度から経年で表にしたものです。1965年度当時から比べると、国保加入世帯の約6割を占めておりました農林水産業、自営業が16.5%に減っております。被用者保険、つまり会社の保険に、その中に被用者というのもあるんですが、会社の保険に入れてもらっていない会社勤めの労働者、派遣とか非正規労働者などが34%、また、40%以上が無職者です。これが国保の構造上の問題と言われるゆえんでもありますけれども、無職で所得がなくても資産割や均等割はかかるわけですから。応能割には法定減額もない。そういった背景があることは考慮しての対応ですか。

滞納者を払えない人とみなすのか、一律にもう督促を出して1週間、10日ですか、何も連絡なかったら悪質とみなして機械的に対応するのか、そのあたりをお聞きをしたいわけですから、認識を。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） お答えします。

実際徴収をするのには、一応やはり、督促状とか催告は年に2回というふうに出していきます。それで、その過程の中で滞納処分をされたくない方、滞納処分をされた方、処分をきっかけに収納班のほうへ来ていただいて、相談に乗らせていただいています。

自分たちの職務というのですが、やはり差し押さえ該当者かどうかの見きわめというのがなかなかその時点では難しい、ご相談に来ていただいたら、その状況がよくわかるということになってます。

我々は地方団体の徴税吏員は、地方団体の徴収金につき滞納者の財産を差し押さえなければならぬということで、これをしなかったら、やはり仕事をしていないというか怠慢ということになると考えておりますので、そこはきちんと法律どおりやらせていただいています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 徴収業務の担当者でありますので、そこはきちんとやっておるということですが、機械的な事務はどうかと、市民のその滞納状況に陥る生活背景とか、そういう国保会計のこの間の変遷の事情とか、そういうものは全く考慮しないのか、しなくていいのかという質問でございます。

次の質問に移ります。③です。

過去3年間の滞納世帯、差し押さえ件数、物件の中身、差し押さえ額をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問にお答えします。

過去3年間の滞納世帯等の説明ということで、平成25年度から平成27年度の3年間の収納班独自で差し押さえた滞納世帯の数字ということになります。

平成25年度末の滞納世帯は460世帯、差し押さえ件数は延べで198件、差し押さえ世帯は162世帯です。物件の中身としましては、預金、それから税等の還付金、保険の払戻金、動産、積立金となっております。平成25年度の換価金額ですが、これが475万1,000円となっております。

それから、平成26年度末の滞納世帯は326世帯で、差し押さえ件数は延べで548件、差し押さえ世帯362世帯となっております。物件の中身は預金、給与、税等の還付金、それから保険の払戻金、請負代金と農業交付金等となっております。平成26年度の換価金額ですが、これが772万1,000円となっております。

平成27年度末の滞納世帯は407世帯、差し押さえ件数は延べで391件、差し押さえ世帯241世帯となっております。物件の中身は預金、給与、税等の還付金、保険の払戻金、農業交付金等となっております。平成27年度の換価金額ですが、367万

5,000円となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 法の中でやられておるとお思いますので、例えば、その今おっしゃらなかった中に児童手当とか、そういうものは入っておりませんね。その確認と、それから、請負代金というのを今お聞きしたようにおと思いますが、これはどういうものですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問にお答えします。

児童手当等は禁止、差押禁止財産というものは入っていません。

それで、請負代金というのは、民間の方で、自分がお仕事を請け負ってした、施主さんから払っていただいた分を、確認ができれば差し押さえを行っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その請負代金については、仕事の成果として受け取ったというお金ということですね。わかりました。

それでは、法律で禁止されたものは入っておりません、気をつけて扱っておられるということですので、次の質問に移りたいと思いますが。

これも行政の職員さんとして徴税の吏員であるとともに、行政の職員さんとして立場にお聞きをするのですが、差し押さえをしましたその世帯のその後の生活状況、どうなっているか把握などしていますか。困窮世帯であれば滞納整理とともに、引き続き香美市で自立して生活できていけるように、福祉事務所や国保の原課、社会福祉協議会なども連携して、道をつけていく、こうした福祉的な対応も必要と思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問にお答えします。

差し押さえた世帯のその後の生活状況がどうなっているかというのは、収納班では把握できていません。

ただし、差し押さえにより完納できなかった方の中には、国保の係や収納班に相談に来られる方もおいでです。今後の滞納解消に向けての相談を行います。相談の内容によっては、本人の承諾を得た上でほかの課につなぎをとっています。

また、滞納者の家の搜索を行ったときに生活状況がわかるので、状況によっては本人の承諾を得て、やはり他課につなぐということを行っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今後の徴収に関して他課に相談というふうにお聞きをいた

しました。

そこで、私がおの徴収される課、あるいは原課にやっぱりこういう観点が欲しいと思うのですが、新聞記事からご紹介するのですが、滋賀県の野洲市というところでは、その税金を払いたくても払えない人、そういう人こそが行政が手を差し伸べるべき方々だとそういうふうにつまえて、市民生活相談課を設けて、ここに9人の職員さんを張りつけておられます。財政規模にもよるかと思うのですが、そこで市民のあらゆる相談に乗っています。

その課では、暮らしに行き詰まって介護保険料とか水道代、公営住宅の家賃も滞納した市民の相談にきめ細かく乗った結果、1年間の徴収猶予期間を経て滞納を一掃し、後はきちんとこの方は納税をする市民になった、納税し続けているとのこと。生活を立て直す道を当該者と一緒になって道をつけたと。その担当課長が、徴収率を上げるために、徴収ありきで困っている人の生活を破壊してまでは取り立てないと言っています。また、他の担当者が、困窮者をどう助けるかという視点が大事だと、徴収部門と福祉部門が早くから連携できれば、一時的には滞納がふえても、生活保護費が抑えられる等の行政全体のコストが抑えられるはずと述べています。

野洲市のこの徴収姿勢には学ぶ点があるのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問にお答えします。

我々、滞納になった方の税金を徴収する部門では、法にのっとり行っていくということで説明もさせていただいたんですが、やはり滞納された方が我々のところにご相談に来られれば、やはりそれなりの手だてもできるし、お話もできる。滞納の緩和というかうちでやってるのが分割の納付の方法、誓約書ですが、そういうものもありますし、本人が生活に行き詰まるようなことにはならないと、自分たちは考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お答えを言っていただきましたので、より一步踏み込んだ徴収事務を、その親切なきめ細かな対応を求めまして、この質問はこれで終わりたいと思います。

次に、⑤の質問に移ります。

2015年度の国保税の滞納世帯は407世帯で、そのうち143世帯に対して資格者証が交付をされております。

資格者証は早期の受診を妨げます。相談があれば短期証を発行するとの答弁もありましたけれども、納税の督促を受け続けた者にとっては、敷居が高くなかなか行けるものではありません。実際そういう声を聞いたこともあります。重症化を招くと、結局医療費の増嵩につながり、保険料にはね返り、負のスパイラルに落ち込んでいきます。負担の平等を言いますが、国保事業に関しては、社会保障制度らしく、市民の命と健

康がかかっておりますので、命と健康を守ることが優先されるべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 重症化を防ぐために資格者証を短期証にという観点からお答えをさせていただきます。

資格者証の方からの先ほどから出ておりますご相談ということで、特別の事情に係る届け出、申し出がありましたら、放置すると重症化をし、将来社会生活を送る上で重大な影響があることや、命にかかわるような病状になることが予測されるような場合には、最低1日から最長1カ月の短期証を現在交付をしております。

それと、先ほど収納のほうからも話が出ておりました、差し押さえ等でその後、財産調査で執行停止になった場合、資格者証から保険証に切りかえております。

それと、短期証に振りかえをということでございますけれども、その収納は収納というか、お払いをいただくものはお払いをいただかないかんのですけれども、その後いろんな事情で生活に困窮されている場合は、先ほども出ておりましたように、短期証に切りかえるのはその2つでございますけれども、他課の生活自立支援の相談の窓口とかにつなげるようにして、短期証が出るような形をできるだけとるような取り組みをしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、課長にご答弁いただきました、最短1日から1カ月程度のその短期証、資格者証からの短期証への振りかえというのは、今現在どれぐらいの事例、件数がありますでしょうか。例えば、その2015年は143世帯でございますけれども。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 現在、特別な事情で短期証をお出しをしている方は、現在約16名おります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長もよくご存じかと思えますし私も質問で何度も申してきておりますけれども、なお申しますと国保の資格者証というのは、それまでそういう制度はありませんでした。1984年に国保法が変わって、国保に係る国庫負担が半額に減らされたその2年後に制度化されまして、1997年に施行、それで義務化されたのが2001年です。それまではそういう制度はなかった、皆保険の形を保ってきたんですね。

皆保険というのは、その要件は保険証は無条件交付であること、それから、保険証1枚でいつでもどこでも必要な医療が受けられること、全国一律の公的給付であること、この3要件をそれまでは満たしておったわけですし、その責任はまだ今も一番負ってお

ります。一番責任を負っているのは国ですが、国は先日来の報道を見ておられますと、この先さらに社会保障費を圧縮しようとしておられますので、市民のほうは、このまま行ったら医療難民がふえるおそれがあります。貧困が広がる中でこの方向性は改めさせなければなりませんけれども、それまでは基礎的自治体ができ得る限りの支援をするというのが本当だと思います。

資格者証、16名の方と言いましたけれども、もう少しきめ細かな調査をして、窮迫した方に短期証への振りかえ、せめて短期証への振りかえをすることは全くできないものでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 資格者証にならないために、できるだけ事前に手を尽くしてご相談も受け、自立支援につなげるような形をとりたいと考えてます。

やはり、かかっている国保税について、それをお払いをいただいている方との公平もございます。その関係もありますので、やはり短期証、少なくとも短期証、資格者証にならないための取り組みっていうのが、自分とこの課でできる精いっぱいのことだと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ここまで聞いてきまして、原課とその徴収のほうとで別々に徴収に係る事務をやってるわけですが、やはりもう少しきめ細かい対応のために、野洲市のような、市民生活相談課のようなものを設けて、ここの市役所で相談に当たって振り分ける。生活自立困窮支援の業務もありますけれども、そういう対応はできませんか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 今おっしゃられてるような市の中でっていうのは、今すぐにどうということは私のほうからは言えませんけれども、やはり他課、やはり福祉事務所とかいろんなところと連携をして、現在ある自立支援の、そういう支援の窓口のほうにつなげる場合は、うちのほうも担当課のほうも行って一緒にお話もさせていただくようなことしておりますので、別の課というのは今ございませぬけれども、香美市としては福祉事務所の中にある自立相談の支援の窓口のほうに、つなげていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） できる範囲でやったださっているというのは、これまでのご答弁の中で伺えたわけですがけれども、私は基本にある考え方として、やはりその福祉的な対応の必要性をととても感じます。

世田谷区ではこういう一人一人の困窮した方々に隅々まで目を配り、その方々を救うための社会的包摂を進める予算というのがあるそうなんです。それで子ども食堂とか、児童養護施設を18歳で出た子どもさんに、区営住宅を安く提供したりとか、その徴税

の部分でもそうなんですけれども、こうやって区が支援した方が優良納税者になって将来その市で住んでいただく、こういう事例もございますので、ぜひそういうことも踏まえて、今後対応をしていただきたいと思いますと思うわけですが、同じ質問になるかもしれませんが、再度見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 今後とも他課ともますます密な連携をとって、支援の方向につなげられるような形を模索していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑥の質問に移ります。

特定健診では、基本メニューに加えまして、現在、県独自にクレアチニンの検査をつけています。これは糖尿病治療にかかる医療費が大きいことに着目した、進んだ取り組みであると私は評価するところです。そこにもう一つ、市の独自に骨粗しょう症の検査を加えてはどうかという質問でございます。

私の居住する地域で、自治会活動として年に1回健康まつりというのをやっておりますが、今年はその健康まつりに市内の医療機関の理学療法士さんが3人来てくださりまして、骨粗しょう症のお話をしてくださりました。そのお話の中で、骨粗しょう症の患者さんは潜在的にかかっている患者さんが非常に多い。特に60歳以上の高齢女性が閉経後骨粗しょう症にかかりやすくて、いつの間にか骨折、また連鎖骨折、それで要介護状態になったり、寝たきりになるケースが多いということでもございました。骨粗しょう症は、自覚症状がないため、ほとんどの人がその検査に行こうかという動機づけにはならない状態しております。知らない間に進行しているわけです。

そこで、お伺いをいたします。

特定健診のときに検査項目に入っておれば、検査を受けやすく医療や介護予防になると思いますが、いかがでしょうか。

また、専門家に骨粗しょう症の治療法、日常生活で気をつけることなど聞けて、この学習会が非常に私は参考になり、皆さんうなずいておりましたけれども、こういう場を市内の医療機関にもご協力いただいて、学習会をする機会を広い範囲で市の主催で設けることができたらと思つての質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

現在、特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、40歳から74歳を対象とした生活習慣病予防のための内臓脂肪型肥満に着目した健康診査で、検査項目も法で定められております。

現在行っております特定健康診査の検査項目につきましては、法の実施基準に定める項目と、高知県として独自に追加をしました血清クレアチニンと血清尿酸検査となっております。またその実施に当たりましては、各医療機関等との間で各市町村は集合契約を

結んだ状態で実施をしております。

大岸議員の言われる新たな検査項目の追加につきましては、国の実施基準や県の検査項目が追加されれば別ですが、市独自で検査項目を追加し、医療機関等と契約を締結することは難しいです。

しかしながら、骨粗しょう症につきましては、ちょっとした転倒により骨折し動けない状態が長期間にわたって続きますと、将来寝たきりの原因になることが推測されますので、医療や介護予防の観点からは、予防対策は必要であると考えます。

骨粗しょう症の予防では、日ごろからカルシウムやカルシウムの吸収を助けるビタミンDを多く含む食事を心がけるような食生活や、運動習慣をつけることなどが言われております。

今後うちの実施します運動教室とその他学習会等、保険事業の中で、骨粗しょう症の予防につながる取り組みや啓発を行っていきたいということとともに、他部署で中学生とかいろいろな取り組みをされている課もありますので、他部署との取り組みと連携を図りまして、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 啓発に取り組んでいただけるということですが、このクレアチニンのように県が独自に追加すればいけるわけですね、今のご答弁からしますと。この来てくださった、お話ししてくださった理学療法士さんも、その検査項目を何か、そのみんなができる手だてはないだろうかというようなお話もありまして、それでこの質問なわけですが。最近ずっとロコモティブシンドロームとかいうことに皆着目して、運動する人口がふえてきているわけですが、多分それなみに私は骨粗しょう症対策というのは、やっぱり必要な対策と思います。

それで市のほうも、何かのメニューに加えていただいて啓発をしていただくと同時に、県のほうにも、こういう検査項目をつけ加えることはできないだろうかという要請はできませんか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。この質問がございまして、県のほうにも動向というか、県の考え方を問い合わせをいたしました。

県のほうは、今のところ特別に今実施基準以外に入っております糖尿病性腎症の取り組みのクレアチニンのほうを今やってる段階ですので、今のところ予定はないということではございました。それまではいろいろ取り組める状況の中で、市としても取り組んでいきたいとは考えておりますが、県のほうにもそういう要望があったということは今のところお伝えしてるとい状況です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、大きな2点目の質問に移ります。自衛官募集の勧誘と学校教育についてでございます。

安保法成立以降、自衛隊の志願者が激減し、全国で高校だけでなく中学校、小学校にまで勧誘があると聞きました。ある中学校で、夏休みの行事に陸上自衛隊の大規模な軍事演習を見学したり、ほかには職場体験学習として、模擬ナイフを持たせて戦場での格闘訓練を体験させた中学校等もあるそうです。また、直接高校生を勧誘したりする例もあるようですが、こうしたことは学校教育の場にはふさわしくないと思いますがいかがでしょうか。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員のご質問にお答えをいたします。

結論を申しますと、大岸議員の言われるとおり、中学校や小学校への自衛隊への勧誘等、文部科学省や厚生労働省の通知に反する不適切な求人活動が、行われることはあってはならないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） あってはならないというご答弁をいただきましたので、よかったです。

私は、学校教育の中では、やっぱり人と自分の命を大切にすること、それから、意見や立場の違いはあっても、お互いを尊重して助け合って生きていくことを教える場だと思っております。その根幹を大事にしてほしいと思い質問にいたしました。これについて、教育長、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

基本的なものは先ほどのとおりでございますけれども、自衛隊の学校への教育支援についてですが、自衛隊は学校の総合的な学習の時間に対して協力するというので、さまざまな学習メニューを準備をしています。

県内においても、南海トラフ地震に備えた防災学習として、ロープワークや土のう積みなどの体験学習を行ったり、東日本大震災での壮絶な救助活動、復旧活動について子どもや保護者に話をしたりするなど、自衛官の専門性、貴重な体験を生かした協力をしているところです。

本市では、キャリアチャレンジ日のブース講師としてお世話になっております。キャリアチャレンジ日には22の企業、団体、個人の方から、社会にはさまざまな仕事があること、それぞれの仕事には必要な能力、その仕事果たす役割、働く理念や志があることを学びます。子どもたちに職業観を育むとともに、キャリアデザイン力やキャリアプランニング能力等の発達を促すものです。

自衛隊のブースの授業では、仕事や生き方に関する基本的な話をさせていただくとともに、ロープワークの実技も行い、さまざまなロープの結び方を教えていただいています。災害救助活動や人命救助についての話も聞きます。子どもたちの視野を広げる適切な授

業だと思っています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 実はその学校へ、自衛隊からの協力という今お話がございましたけれども、平成27年4月の参議院の外交防衛委員会の会議録なのですが、平成25年度の自衛官募集の援護担当者会議におきまして、自衛官を希望する方が減っているということで何とかその人材を確保したいと、それで、学校の総合的な学習時間の活用、自衛隊への理解を促進するために安全保障教育の必要を働きかける文書の内容が明らかにされて、国会で問題になりました。

その中には、防衛省から文部科学省への働きかけを示すということで問題視されたわけですが、今教育長おっしゃったように、防衛大臣のほうはそうではないよと否定しながら、あくまでも学校から防衛省に対して協力が求められた場合であって、防衛省から学校に一方的に介入しようとするものでないと答弁はしておりますが、なおリアルタイムでこういう協議が進められていると、こうした流れの中での先ほど示したような学校での状況、格闘訓練とかですね。

自衛隊が今変わろうとしています。安保法が通りまして、災害対応とかそういう人命救助の面だけじゃなくて、現実には武器を持って南スーダンへ行ったわけですので、そういう変化もやはり留意をしておかなければいけないと思います。

それで、そういうことも踏まえた上での対応ということでお聞きをするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） このキャリアチャレンジ日の授業を例にとりまして申し上げますと、この中身は、子どもたちにどういう話を聞きたいかと事前にアンケートをとったり、学校のほうが子どもたちに聞いてくれて、聞きたいというその職業を広い分野から選んで、話を聞かせていただくようにしているところです。

自衛隊は、消防署などとともに人を助ける仕事をしたいという子どもたちはたくさんいまして、その人に役に立つ仕事の中に、こういう希望が出てきたりするところです。私たちとその自衛隊員の方たちの話の中では、こう逸脱することがないように、子どもたちの願いをかなえていくという意味で、中身をつくっていただくという事前の話をしながらです。講師の先生として、2回ですか事前の話し合いをずっと持っていますので、そこは間違いがございません。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その通達、中学校の新規卒業者は、職業等の知識が乏しく職業を選択する能力が十分でないため、学校とハローワークが十分職業指導を行った上で、職業選択を行わせるというふうになっておりまして、文書募集は中学生に対しては行わない。ですので、小学生に対してはなおさらのことですので、教育長のようにそういうのを踏まえて、この通達と、それから、国連子どもの権利条約の第38条でも、1

5歳に満たない者に対するその徴募は行わないということになっておりますので、ましてその高校生に対しても、戸別訪問、職場体験学習の場で就職のあっせんは禁じられておりますので、勧誘等も自粛していただくようお願いをしていただきたいと思います。そういうご答弁でしたので、この問題は以上で質問を終わります。

全国学力テストに関してお聞きをいたします。報道によれば…。

- 議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。
（午後 2時11分 休憩）
（午後 2時25分 再開）

- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

- 14番（大岸眞弓君） 一般質問を続けます。

全国学力テストに関して、お伺いをいたします。

報道によれば、4月に実施しました小学校6年生と中学3年生全員の全国学力テストの結果について、文部科学省は知識の活用や表現力に依然課題がある、また、公立校の都道府県別平均正答数を過去の結果と比べ、学力の底上げは進んでいるとしています。

本県、本市でも文部科学省の分析結果に大体近いのではないかとおもわれますが、この間のテスト対策が、子どもたちの学力のアップに寄与した面があると同時に、過熱する順位争いに子どもや教員が駆り立てられる、このような現実があるのではないのでしょうか。

以上を述べまして、お伺いをいたします。

まず、①の質問です。

テストの分析結果や順位の結果公表により、各学校間で順位を上げることが至上命令のようになっていないのでしょうか。テストの前になると過去問題を繰り返しやらせる。これは実際聞いた話でございますけれども、県内のある公立小学校では、校長から授業をテスト中心の内容にするようにと言われて、それで過去問題を集中的に取り組んだ。そのため家庭科とか図工の時間がとれなかった。平均値を上げるための単元テストとして、県教委から問題が配付され、学校でそれをコピーして過去問題をやらせた。また、あるいは全国学力テストまでの対策50日プラン、学校によっては30日プランとか、高知県学力定着状況調査のための70日プランとかがあると聞きました。

そして、通告しましたように、高知県学力定着状況調査においてある教科の教師が、テストの4日前に試験問題と酷似した練習プリントを配付し、試験日までに解くように生徒に指示したことが問題となりました。これは教育上最もやってはいけないことですが、教員がモラルハザードを起こすほどの圧力が、周囲からかかっているのではないかと推測してまいります。

現場の先生方からは学校教育はどこに向かうのか、大人が平均点で子どもを見るようになった、平均点に及ばない子どもがふえていってるような気がする」と実感を述べています。テスト対策で逸脱した先生も、教員として大いにつまずいた出来事ではなかったでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。このように、あつれきとなっている点数至上主義は改められるべきと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員のご質問にお答えをいたします。

全国学力テストは、出題された問題や結果を教職員全員が事後に分析することで、今求められている力が子どもたちに確実に培われているかを判断し、今後に向けて具体的な改善策を立て、チーム学校として取り組んでいく目的で行われているものです。

過去の問題を授業で取り扱うことは大事な面もあります。それは、全国学力テストの問題は、学習指導要領で求められている力をはかる問題ですので、解けなくてはなりません。子どもたち自身がどのような力を身につけることが求められているのかを知り、どのように回答すべきなのかを理解していることが必要だからです。

しかしながら、過去問題を繰り返し子どもにやらすことで本来実施すべき学習が十分にできないことは、学力調査の趣旨に反するもので、このことにつきましては、国や県からも通知が出ているところです。香美市の場合は、宿題の一部に過去問題を計画的に加え習熟を図ったりはしています。ただ、教員がそのように意図して問題を加えているということだけで、子どもたちにとっては、現在学校で学習している内容そのものが、活用力や表現力を高める方向ですので、通常の宿題も全国学力テストの問題も、子どもにとっては同じものに受けとめていると思われれます。

子どもたちに、今求められている力を十分につけることは学校の責務です。教員の仕事はもうこのことに尽きます。点数至上主義は、これはいけないと思います。香美市の子どもたちの平均が、全国平均は超えるようにしたいと思って努力をしているところです。つまり全国平均ということは、子どもによって高い低いもあつたりしますので、せめてその平均を超すぐらいの力を目指してやっついていかないと、子どもたちが今後生きていく上で、基礎的な学力がついたと言えないというところがあります。

だから点数は目安にはしますけれども、点数が高いほどいいという、あおるようなことをしているわけではありません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） あおるようなことはしていないというふうに、教育長もそのあたりは十分を気をつけてやっついていただいているとは思いますが、結果としてこの表には出ないけれども、学校の先生の実感として、何かこう周りから点数を上げることにずっとかかっておらんといかんという、その強迫観念という言葉悪いですけど、そう

いうふうに駆り立てられている面が、やっぱり過熱し過ぎている面がありはせんかと。やっぱり学力テストが済んだら、世間の耳目はうちの学校の順位は何位かとか、県は何位かとかいうふうなところにどうしても移りますので、それで子どもたちをその点数で見ると、学力のほんの一部でしかない評価、それが全部子どもの評価になってしまうとかいうふうな、過熱傾向にあるのではないですかという質問なのですが、いかがでしょうか。

私は教育長の熱意も、現場の先生が忙しい時間を割いて自分で問題解いてみてとか、来た問題をわざわざコピーして傾向を調べるためにやってるとか、まあ言うたら、ほかの授業を犠牲にしてまでとかいうふうなことにならざるを得ない状況というのが、この間出てきたのではないかと。それについてはどうですかという質問でございます。再度お願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

全国学力調査もそうですし県版の調査なんかもそうですけれども、順位をつけたことはございません。また、全国で何位とかいう順位もわかってるわけではありません。私たちが基準にしてるのは、全国平均ということは、普通にその問題が解けていくというそういうレベルですので、そこの平均のあたりは目指していこうということで、学校とは話をしながら取り組んでいるところです。

そういう意味で、先生方は実は平成19年にこの調査が始まったときに、高知県の学力は本当に低くてもう全国にとってもかなわない、何が一番かなわなかったかという白紙でした。白紙の回答が大変多かったのです。

それはなぜかということ、選んで書いたりとか計算をしたりとかいう、そういう知識的なところは書いているのですけれども、文章で表現するとか、何かを比較して自分の意見を述べるとかいう、何字で書きましょうというようなのが幾つも出てくる。それがことごとく白紙という状態から、高知県自体が危機感を感じて、授業を変えていこうということを、ここ10年ずっとやってきているのです。

その流れの中で、先生方は今どういう授業をすべきかがもう大変よくわかってきていますので、先ほど言われたように、学力は次第にずっと上がってきています。学力が上がっているということは、先生方の授業が的を得たものになっているということです。

ただ課題になっているのは、以前にも申しましたように、小学校から中学校へのつなぎの部分で中学校の先生がやっぱり苦勞するので、中学校の学力をどのように上げていこうかということで、今、先生方が頑張っているのは、小学校で十分に理解をできる状態にして中学校に送っていかなければ、中学校の先生方が受け取ったまま困ると。だから、香美市の小学校はみんなが力を合わせて取り組んで、子どもたちが十分な力をつけて、中学校に入学できるようにしようというところで頑張っているのです。

中学校は、そこを受けとめて今どんどん授業が変わってきていますので、感じとして

は、今年あたりは大分また、力をさらに伸ばしているのじゃないかなと思います。

小学校も国語は平均のあたりです。算数がまだ弱いので、そのあたりの1つ焦点を絞って、今取り組んでいるところです。そういうことです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教育長は現場で長く教職に携わっておられた立場で、子どもたちのこともよく理解をされた上でのことかと思いますが、今私が申しましたいろんな、あんまり好ましくない状況といいますか過熱ぎみになっていく、学校の現場の先生がほかの授業を犠牲にしてまでテスト対策をやる。それで言うたら、授業の仕方がわかった、授業が改善された、そういう前進面もあるかもしれませんが、テスト訓練、訓練したらなれていきますので、それが本当の学力と言えるだろうかというふうに、疑問をお持ちの先生もいらっしゃるということで、それから、子どもたちも学校も大変忙しくなるというふうな、こういうその過熱ぎみの状況が、やっぱりいろんな弊害になってきているのではないですかというふうに思うわけなのです。

それで、まあいろんな新聞記事もなったりしますが、テスト問題を子どもに事前にやらせようとした先生は、英語の教科の先生だそうですけれども、校長先生から、あなたの英語の指導力には期待しているからということ言われて、何とか点数を上げないかなんと思うて、悪いことはわかっていながら、その子どもたちに事前にやらせたと、そういうことが起こってしまうということが、教育の現場でどうなのかなというあたりをお聞きをしたいのです。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

授業の中でテスト問題の解き方を練習するとか勉強するというのは、このごろは大変少なくなっていると思います。

いつとき何年か前は、そのテストの解き方がわからないということがあって、少しこういう問題は、このような視点で考えて解いていくのですよということを丁寧に教えた時期もありました。ただ、これもそんなに今過熱したというようなことではなくて、子どもたちに普通のこの流れの中でしていくものですから、香美市の中で過熱してというのは余り思っていないのですけれども。

そうですね、保護者の方からは宿題が多いという声は聞きます。けれども、今教育が変わっているということは、私たちが解いた昔のテスト問題とは全く違って、昔だったら、例えば括弧が幾つか抜かれていて、記号を選んで答えなさいとかいうようなものとか、それから、英語だったら、日本語が書いてあって、何か英語の文をつくりましょみたいなことですが、非常にこう、活用する応用的な問題が大変多いです。それをきちっと解いていける子どもにするには、基本的なところはきちり身につけないといけないのですけれど、それをもう一つこう活用していくという、そういう意味で練習学習はかなり必要です。

今、学校が出している宿題がもう基本で、どの子どもその宿題をしながら時間もかなりかけてやって、今、平均的なところの学力を保っているのですけれども、実は中学校が学習時間が足りなくて、今年から少し宿題というか家庭学習をたくさん出しています。そうしないと力がどんどん落ちていくので、そういう意味で、どうしてもしなければならないところを今やっているということなのです。

おうちの人にとったら、それほど宿題をしないといけないだろうかというご意見もあって、ですけれども今それぐらいしないと、多分これから先も社会の中では通用しないというところを、先生方が頑張って指導しているところです。

それプラス、きちっとできない子どもに対しては、放課後の学習教室もしていますので、子どもたちの学習時間はかなりのものになっていると思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） いろんなことで前後しましたので、大体お答えいただいたかと思うのですが。

私はこの新聞記事が、何とかその学力テストに関して地元紙含め載りまして、その論点というふうなものが社説という形で書かれておって、そして、それ現実にどうなんだろうということ現場の先生にも二、三お聞きをして、この質問を組み立てているわけですが、今までの答弁の中で重複する部分もあるかもしれませんが、②の質問に移ります。

報道によりますと、学力テストの分析結果の結論はほぼ同じで、50億円、60億円という巨額をかけて毎年やる必要があるのかという疑問が投げかけられております。また、今お話しましたように、先生方の負担も非常に大きい。この学力テストのあり方は見直されるべきではないかと思いますが、再度お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

ご存じのとおり、社会情勢は目まぐるしく変わり、不透明な未来を生きていく子どもたちにとって必要な学力は、私たちの小中学校時代とは随分変わってきています。

また、この調査は義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的としています。毎年受けることで、今求められている学習の内容や到達基準を全ての子どもたちが知り、自己の学力定着状況を確認し、主体的な学習につなげていく意味は大きいと思っています。

何よりも、教職員が分析をもとに授業改善に取り組むことに大きな意義がありますので、国や県が事業を行ってくださっていますので、その国や県の事業にあわせて、市としては継続していきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 指導のあり方もその教える能力も随分ついてきて、子どもたちもそれに応えて、平均点も上がってきたということが現状のようですが、なお私は、

そのステップアップをするって本当は子どもたちにとってとてもうれしいことで、周りもうれしいですね、やりがいもありますし。ただまあ楽しいことなんですが、私の聞きました先生の実感とか、子どもにあらわれている最近の心配な様子などを見まして、もうちょっとこう何か、楽しみながら勉強できる方法ってないだろうかというふうにつくづく思います。それであれば不登校も減るような気がするのですが、もうこれはご答弁は結構です。次の質問に移りたいと思います。

③の質問ですが、困窮家庭の児童の割合が高い学校ほど正答率が低い傾向にあり、また進学率にも格差が出てきております。

就学援助率で高知県は、2013年のデータですが全国平均15.68%を上回り、25.39%と全国1位です。不登校児童・生徒数は、小中学校で1.55%で全国1位、暴力行為発生率全国2位などとなっています。また、年間30日以上長期欠席率も小学生で全国5位、中学校で全国2位となっています。

子どもたちの様子にあらわれたこうした数字は、貧困や虐待、学校でのいじめ等が深くかかわっていると感じます。今、学力向上対策のお話でしたが、こういう困難な子たちも、やはり学力向上対策の対象として、カウントされていかなければならないというふうに思うわけですが。

先般、山田小学校に特別支援教室のことで議会がお邪魔をいたしました。特別支援担当の先生、校長先生たちから教室を見せていただきながら、お話を伺いました。特別支援の子どもたちやグレーゾーンの子どもの多さに驚きましたが、支援担当の先生が非常によく対応されており、感銘を受けました。やはり、その先生のお話を伺って思うことは、学校だけの対応だけでなく家庭支援の必要性も説いておられました。

そこで、お伺いします。

子どもの衣食住、睡眠といった生活基盤への支援、また場合によっては親への指導、相談体制を強める必要があるのではないのでしょうか。また、教育長が人員配置には配慮してくださっているとの話もお聞きをしてみました。先生方の定員をふやすことが急がれるのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

その③の前に、②にちょっとかかわってですけれども、私がきょうのこの答弁の中では、学習のこの何という、フォローというか宿題のことを主に話をしたものですから、ちょっと苦しい面がたくさん出たかもしれませんが、学校の授業はこのごろ大変楽しいです。それは、先生が前にいて、先生が教えるというそのパターンから抜け出て、子どもたちが自分たちで課題を把握して、お互いに協議をしたり発表したりとかいう、そういう集団でのグループの学習なんかを取り入れたものが大変多いので、教室はにぎやかにとても楽しく学習ができています。

そういう力を求められていることをはかるテストですので、先生方がこれつくるのは

大変ですけれども、いろんな問題を持って来て子どもたちとともにするというのは、力をつけるのに大事なことだと思っています。ごめんなさい、ちょっと追加です。

で、その③にかかわってですけれども、今の状況は大岸議員さんの言われるとおりです。現在の子どもたちへの状況の対応がとても大事なことから、国や県の教育振興基本計画にチーム学校という言葉が示されました。子どもにかかわる教職員がチームとして共同で課題解決に取り組むということと同時に、そのチームの中にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして福祉関係の方、医療関係の方等、いろんな関係の方を位置づけて、子どもや家庭を取り巻く課題を、多様な機能を生かし合って改善する方向が示されています。

本市では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置とか、学習支援員の増員も含めて、子どもたちへの支援を行う支援員の配置をたくさんしていただき、感謝をしているところです。この配置が大変役立っています。

また、県の加配教員を配置をしていただくなど、できるだけ多くの教職員数確保も行っていっています。今後もその時期がまた参りましたので、全力で努力をしていくつもりです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先生方を確保することに日々心を砕いてくださっている様子はよく存じております。

今のこのこういう学校の状況で、正職の先生が本来どれぐらい欲しいのか、加配とかの先生でいっぱい補っていると思うのですが。本来どれぐらいあったらまうとか、それに数は今足りてるとか、足すために今後どういうふうにとるかというふうな、ひょっとその構想がおありでしたら、その今の現状の数ですね、やっぱり正職の先生がきちんといることが私は大事だと思いますので。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 学校のその基本的な定数につきましては、もうこれは決められたものがあって、その定数の中でできるだけ正規の先生が入ってる形をとりたいたと思ってやっていますが、国のほうが加配教員の措置を、学校の状況とか希望によって加配を措置してくださるといふ、そういうやり方になっているのです。

ですから、各校が加配教員は来ていただきたいので、計画書を出しながら要望していくわけなんですけれども、この数も限られていて、なかなか全体的には思うようにいかないというのが現実です。

その中でも課題が非常に大きい、人数も多い山田小学校とか鏡野中学校には、県としてはかなりの加配教員を投入してくださっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 心配しますのは、今、国のほうは財務省側が2024年までの9年間の間に、子どもの数の自然減に合わせて3万7,000人減らすという、そういう大変厳しい方針を出しておりますので、その中で香美市の教育に大事な先生方の確保が、どういうふうになっていくかなあとってお伺いをしたところです。

それでは、次の質問に移ります。大きな4点目の質問です。

事業所へのマイナンバー通知に関して、お伺いをいたします。

市町村は毎年5月に、事業所で働く人が納める住民税の額などを記した通知書を事業所に送付します。総務省が今年1月からマイナンバーの開始に当たり通知書の書式を変更し、従業員の名前、住所に加え12桁の番号記入欄を新設しました。個人のプライバシーの侵害、事業所の負担増などの懸念があるのではないかと思ひ、お伺いをいたします。

①です。本市では事業所に個人番号を記載する方向でしょうか。そして、それがどのような方法で事業所に届けられるかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 大岸議員の事業所へのマイナンバー通知はのご質問にお答えいたします。

平成29年度分以降の特別徴収税額通知書においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、個人番号利用事務実施者である市から、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者の事業所へ、個人番号が提供されることとなります。

送付方法については特段決められたおりませんので、普通郵便もしくは簡易書留での送付を検討しています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市のほうとしては個人番号は記載すると、それでその根拠となる法律が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律となっておりますが、この中に「番号を必ず記載をして届けるものなり」というふうな一文がございますか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 番号法の第19条第1号により、個人番号利用事務を処理するために、個人番号利用事務実施者、すなわち市町村等は、個人番号関係事務実施者たる特別徴収義務者、すなわち事業者に、番号を提供することができるということに基づいて送ることにしております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） できる規定なわけですね。先ほど言いました長い名前のその法律ですが、それによって個人番号をつけてそれをキーとして、行政機関の特定個人

情報を共有し、利用するのが目的となっています。

行政機関は個人番号を利用するために規則の変更を行い、税の通則法や所得税法も変更して、個人番号の記載を義務化してるわけですが、この義務というのは、あくまでも行政機関が個人番号を利用するための義務だというふうに捉えられます。事業所に知らせることを拒否する従業員の番号まで知らせるのは、個人番号の利用範囲を超えるものではないかという専門の指摘もあるわけですが。

そこで再度お伺いしますが、記載しないで送付をした場合に、税務収納課に対して罰則がありますか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 税務収納課に対して何かあるかということについてはちょっと調べてないんですけど、今度の確定申告等においても、個人番号については教えていただいて記載するという事になっておりますし、何かあるのではないかとはおっしゃるんですが、個人番号を事業所のほうに通知することによって、事業所のほうは税に関する事のみ利用ということで、使っていただくということにはなりません。以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今わかりましたことは、その根拠法はできる規定、そして、記載しないで送付した場合も罰則というのは認められないということの位置づけでよろしいですね。

それでは、次の質問に移りますけれども、普通郵便か書留かというふうにおっしゃいました。②の質問です。

事業所に自分の個人番号を知らせていない従業員もおります。その事業所に行政が番号をつけた書類を送付しましたら、個人のプライバシーの侵害、市役所にとったら発送業務の増大、第三者に漏れた場合には市役所の責任も発生、業者にとっては、番号の記載された書類の安全管理義務と費用発生など、非常に負担とリスクの多い事務です。こうした懸念に対しどのように対処をされますでしょうか。

また、書留にした場合の発生費用というのは幾らほどになりますでしょうか。わかりましたら結構です。お願いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 先ほども申し上げましたように郵送方法は検討中ですが、仮に普通郵便で送付することになりますと、誤配等のリスクが生じます。簡易書留で送るということになりますと、郵便局のほうの手渡しで事業所のほうに届けるということになりますので、誤配等の危険はなくなると思っております。また、事業所の安全管理義務につきましては、特別徴収税額通知書にその取り扱いについての注意喚起の文書を同封してお送りいたします。

簡易書留にした場合の金額なんですけど、約2,000件ほど送りますので、普通郵便

で送るより310円余計にかかりますので、60万円程度の費用が発生いたします。

それと、事業所のほうに知らせていない方についてですが、うちのほうからはその方についての番号もお送りしますが、事業所のほうについては、引き続き教えていただいてない方についての、番号の提供を求めていくという形になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 安全管理義務に関するその注意書きを事業所に対してするので、セキュリティーは大丈夫とかいうふうなご答弁かなと思ったんですが。

実は12月2日の新聞記事ですが、マイナンバーが他人に漏れた件がございました。ごらんになったかもしれませんが。元勤務先の女性役員のマイナンバー通知カードに記載をされている情報を、その元社員が不正取得をしたということで、IT関連の元社員が逮捕されました。その被害に遭いました女性役員は、社内手続で通知カードのコピーを提供する必要があって、パソコンにデータを保存していたそうなんです。それで、逮捕された元職員はそのパソコンにアクセスして社内チャットにアップして、同僚の男性社員に見せていたとのことでした。

通知カードには住所、氏名、生年月日などが書かれており、本人に成り済まして犯罪の悪用する成り済まし危険性があります。幾ら安全管理者にその注意事項を書いたといっても、どこからどういうふうに情報が漏れていくかもわからない。そして、一度漏れた情報は次から次へ漏れていく、こういうことは防ぎようがありません。

こういうことを考えますと、個人番号の入った情報はやったりとったりする危険性が物すごく高いわけですから、行政が手元でしっかり管理し移動させないのが、リスクを最も回避できる有効な手だてかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） おっしゃるとおり、市役所内だけの管理ということになりますと情報の漏れがないと思いますが、先ほど申しましたように番号法で事業所のほうに知らせることができることになっておりますので、うちとしましてもお送りするという形になります。

また、安全管理義務につきましては、内閣官房だと思えますけど、国のほうからの通知でいろいろ指導が事業所のほうにもあると思えますので、管理を確実にしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） しっかり管理をしていただきたいと思いますというふうにおっしゃったんですが、幾ら管理をしても漏れることってあるんですよね。これまでもすごく重大な事件というか、情報が漏れたことがたくさんありました。避けようがないんですよね、そういうことをやろうとする者がいてやれば。

もう一度申しておきますけれども、法律に基づいてとおっしゃいましたが、それはできる規定であり、しなくても別に罰則はないということ。そして、仮に従業員から提供を受けていない個人番号を事業主、安全管理者が、誰かに漏れた場合も罪に問われるんでしょうし、また、所得税や社会保険手続にそれを勝手に使うと、そうやって利用した場合も処罰の対象、何か罰金200万円だそうですけれども、非常に負担が大きいわけですね。

幾ら注意書きをもらっても、やむなく漏れてしまう場合というのは考えておかなければなりません。マイナンバーが始まる時に、こういう黄色のパンフレットが市でもありましたけれども、こういうリスクについては記述はありませんでした。こんな危険な情報の取り扱いに対して、何か危機管理が薄いとかそういう感じがするのですが。

以上を述べましてお聞きをしますけれども、仮に事業所のほうでも、自分はもうこういう情報を安全管理義務が果たせる自信がない、できないので、市役所からの通知を受け取らずに、個人番号と同じように受け取らずに、番号記載のない通知書を送ってほしいという場合は、対応可能ですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） さきに内閣官房、国税のほうからのQ&Aがありまして、罰則については、故意でなく過失による情報漏えいに、いきなり罰則ということはないというのがQ&Aに載っていますので、それほど悪質でなければ、いきなり罰則ということはないかと考えております。

また、ご質問の事業所のほうが番号記載なしの通知書を送ってくださいということについては、今のところそういったもので送るということは考えてないです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 罰則については、過失の場合はそれほど、故意でなければとおっしゃいましたけれども、そうじゃないんですね。漏らされた人の情報がひとり歩きするということについて責任を負うわけですよ。そのリスクが余り重要視されていないとか、これ重大な問題だと思います。その上でこの取り扱いにつきましては、新たに簡易書留にしたら費用が発生する問題とか、取り扱いについて今後、課において十分に検討をしていただきたいと思いますと思いますが、その点いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） また近隣の市町村とか税務署のほうで会議等がありますので、その辺については、一緒にまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、最後の質問に移ります。技術系職員の補充について、お伺いをいたします。

香美市議会の行財政改革推進特別委員会におきまして、現在、機構改革に関する審議が行われております。議会初日の委員長報告にもありましたように、現在の体制では国・県からの権限移譲による業務がこれ以上ふえたら、対応が厳しい。職員が研修していく時間もとれず、将来を担えるように育成するのが厳しい状況、健康面も心配とのものも現状が報告されました。また、この16年間技術職員の補充がなく、香北支所や物部支所でも採用されていないとの報告でした。美良布クリーンセンターの機械設備が、オーバーホールして漏電の危険があって、人力で対応したとかいうふうな問題もあったわけですけれども、これなんかも人手不足に起因するのではないのでしょうか。

職員さんは日々一生懸命仕事をこなしていると思われませんが、余りこのような余裕のないぎりぎりの状態でやっていると、メンタル面への影響、健康面への影響、ひいては住民サービスの低下が懸念されます。

そしてやはり、災害時にどうなるかということが一番気になるわけです。

地震から6カ月以上を経過しました熊本県の小規模自治体の深刻な状況が新聞報道でありました。国費負担のある災害復旧事業の認定を受けるための図面作成や費用の計算、コンピュータ設計システムの運用ができる技術職員が少なく、発注が年内は無理ではないか。全国から応援を受けているが、それでも手間取り、実際の発注段階では設計書の作成を業者に委託をし、月に数百万円の負担になっているとのこと。

以上の状況からお聞きをいたします。

技術系職員の補充について、現状認識と今後の対応をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 最後の質問でなかなか大きく、技術屋として答えにくいところは多々あります。ただ、技術職員を集めている建設課として回答させていただきます。

限られた人数の技術職員についてですが、土木・建築等工事を担当する全ての課への配置となると、業務に無駄が多く、あわせて職員間の連絡体制等に問題が生じることもあり、また、災害等の緊急時に技術職員が一体となり対応できる体制づくりとして、この4月より上下水道関係を除く技術職員が建設課に集約されました。

現在、職員間の連携はとれていると思います。ただ、分室等の業務等、細部につきまして、今後協議は必要と考えています。ただ、決まったことですのでやるしかない、進んでいくしかないと考えています。

ただし、事業量は減ったわけではなく、また気候状況の変化、ゲリラ豪雨等による災害等の増加、あわせて事務業務が複雑になったことなどにより課員の残業も多く、心と体が心配な状態です。そのためにも、担当課としては技術職員の採用について、今まで以上要望していかなければならないと考えています。

また、大規模な災害時等の対応についてですが、現在の体制では到底無理であるというふうな認識はしております。ただ、県の外郭団体であります技術公社や山林協会、土

地改良連合会や設計・施工業者の応援、あわせて県、他市町村及び広域的な他県からの技術者支援などに頼らなくてはならないと考えています。ただ応援があっても、その中心は市職員になると考えています。そのために、職員の補充と育成は大切と考えています。技術屋として、自分たちのまちは自分らでつくり、守り、管理、そして復旧しなければならないと考えています。

また育成についてですが、新人職員については一月程度となりますが、技術者の新人研修に必ず参加させています。また、年数回になります短期間、長くても2日とか3日とかの研修になりますが、そういうのにも数回参加させています。参加することにより、技術の習得はもとより同世代の他市町村の技術系職員との交流も有意義と考え、今後もできる限りの参加をさせていきたいと思っております。

また、現職場での対応ですが、先輩職員による指導はもとより、現地に出向き地域の方々と話をしたの対応が大事と思っております。

私も含めまして、私が一番ひどいかもしれませんが、技術屋としてはまだまだ半人前だと思います。地域の皆様方や議員の皆様方のお力をかり、今以上に成長しなければならないと考えていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長のやるしかないという意気込みをお伺いしましたが、物理的条件がそろってこそその仕事というふうに思います。それで、今の課長クラスというか、職員さんをまだまだ育成していかんといかんわけですが、今いらっしゃる課長、技術職というのは土木だけではありませんけれども、いなくなったらどうなるのかなというとても不安もよぎりますが、どうなるのでしょうか。やっぱり計画的に補充し、育成し、やっていかんといかんと思います。

それで、同僚議員の質問に対して、技術職を募集したけれども、試験に通らなくて採用できなかったというふうなこともあるんですが、このまま推移していくわけにいかないと思うのですけれども、この職員の補充につきまして、市長の見解をお聞かせいただきたいのですが。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 技術系職員の採用に関しての質問にお答えをしたいと思います。

今お話がありましたように、今年も採用試験はやったところですが、一定の基準に達しないということで、2次の試験の結果はゼロという形になっております。

直ちに2次の募集を行うということで、この中では年齢の少し高い方も対象にしようということで、企業で経験を積んで来られた方、あるいはこっちのほうに帰って来られた方など、お正月の間もずっと広報いたしますので、その中で来春早々ですが、試験をぜひ受験をしていただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

昨年もこんな形で採用試験を行いましたところ、たまたまだったのかもしれませんが、大変優秀な方を複数採用することができました。技術職といいますか保育のほうについても同じような形で、少し年齢を上げて2次の募集をして、採用をしたいというふうに思っております。

やはり、これまで技術職の職員については、いろいろとその農林の現場であるとか分かれてたんですけども、ちょっと集約をさせていただいたという中で監督管理をしている課長、それから、手放すような形になった課長も大変ご苦労いただいていると思うんですけれども、いましばらくこういう状況が続くのではないかなというふうに思っております。

ただ、今後は私たちのまちを将来に向けてしっかり支えていく技術職の採用については、大学などとも連携をして、早期にやはり採用の取り組みもする必要があるだろうというふうに思います。優秀な方を早く採用すると、青田刈りと言われるかもしれませんが、行政は非常に我慢をして採用しているような状況があります。少し採用の時期が遅いんですけれども、これらについても少し前倒しで採用するということも、あえてやらざるを得ないときが来るんじゃないかなというふうに思っております。

ともかく採用については、いろんな情報をアンテナを上げて捉えて、優秀な方を、香美市のために貢献していただける職員を採用してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 採用につきまして、市長のほうでももちろん現状ではいけないというご認識をお持ちで、あらゆる方策を講じて、技術職の補充をしていくというふうなご答弁をいただきました。

その際、こんなこと釈迦に説法になるかもしれませんが、やはりこれからの振興計画ではありませんけれども、こういう仕事していく、香美市としてこういう事業をしていくというときに、必要な定員数というのは当然わかってくると思いますので、それをやっぱりノーマルな形で確保をしていくというその計画のもとに、やはり募集をして、事業が滞りなく行われていくようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 職員の体制がきちんと整わないとそうした運営ができないというふうに思いますので、今後計画的に採用していくことは、これは当然のことですけれども、その計画的にやっていくための、さらに知恵を絞っていかなければならないと思っております。

1点、大学などとの連携のお話もさせていただきました。もう一つは、香美市に関心を持っていただくということで、香美市のこうした技術職についても、少し早くから入って来ていただいて知っていただくと、関心を持っていただくというふうなことも、市役所をオープンにしていくというこの取り組みを、少し考えていく必要があるんじゃないかな

いかなというふうに思っております。

とにかく、優秀な人材をこの香美市へという思いでいっぱいあります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会します。

お諮りします。一般質問が全て終了しましたので、12月8日は休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、12月8日は休会とすることに決定しました。

次の本会議は12月9日午前9時に開催します。

（午後 3時21分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 8 年 1 2 月 9 日 金曜日

平成28年第6回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成28年11月30日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月9日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 76号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）
議案第 77号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 78号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 79号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 80号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 81号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第 82号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 83号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 85号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 86号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 87号 香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 88号 香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について
議案第 89号 香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について
議案第 90号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
議案第 91号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 92号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 93号 葦生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
議案第 96号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
議案第 97号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
議案第 98号 香南香美老人ホーム組合規約の変更について
議案第 99号 公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成28年第6回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第4号)

平成28年12月9日(金) 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|--------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 | 76号 | 平成28年度香美市一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第2 | 議案第 | 77号 | 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第3 | 議案第 | 78号 | 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第 | 79号 | 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第5 | 議案第 | 80号 | 平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第 | 81号 | 平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号) |
| 日程第7 | 議案第 | 82号 | 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第 | 83号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第 | 84号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 | 85号 | 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 | 86号 | 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 | 87号 | 香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 | 88号 | 香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 | 89号 | 香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第 | 90号 | 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第 | 91号 | 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第 | 92号 | 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第 | 93号 | 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第 | 94号 | 猪野々集会所の指定管理者の指定について |

- 日程第20 議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第 96号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第 97号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第 98号 香南香美老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第24 議案第 99号 公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について
- 日程第25 陳情第 1号 かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について

会議録署名議員

7番、村田珠美君、8番、島岡信彦君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(小松紀夫君) おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第76号、平成28年度香美市一般会計補正予算(第7号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第77号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第78号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第79号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第80号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第81号、平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第82号、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第83号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第84号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第85号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第86号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お尋ねしますが、このピースフルセレネの宿泊料金が大幅な値上げとなっております。それで、当然香北ふるさとみらいとの協議の上でこのような金額になったかと思うのですが、どういうことでこういうふうな、倍額以上の室料の引き上げといたしますか、値上げになっておりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

9月補正で2億円の改修の補正をいただいたところですが、それに伴いまして、クオリティーの高いホテルを目指すという形での料金の値上げでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） クオリティーの高いホテルを目指してということで、そうしましたら、こういう上限2万円というクオリティーの高いホテルということで、そしたら、その事業収益とかそういうのは、おおよそどれぐらいを見込んでおるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今現在は、その財務計画につきましては今後まだ詰めていくという形なんですけど、この1室料金の値上げによって、現状以上の収益を目指していきたいと。今までにやっていたホテル収益以上の収益を確実に目指していく。それによって、後の議案で出てきますけれども、指定管理料につきましても検討をしていきたいということで伺っておるところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第87号、香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第88号、香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第89号、香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について、

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第90号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第91号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第92号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第93号、葦生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第94号、猪野々集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第95号、三谷地区集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第96号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 議案第96号、それから、議案第97号にも関連をしてですけれども、指定管理者を香北ふるさとみらいに指定するということでの条例ですが、このさっき宿泊料金の件で、クオリティーの高いホテルを目指して宿泊料金もそれに合わせて上げて、そして指定管理料もというふうにおっしゃったかと思うのですが、この細かい契約内容のわかるものを委員会等に提示をしていただくことはできますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

現時点でまだ、この議会の承認を得て詳しく詰めていきたいという部分もございます。

ちょっと補足説明をさせていただきますと、このピースフルセレネの指定管理、料金という形を先ほど依光議員からもお話をいただきましたので、補足説明をさせていただきます。

現在、株式会社香北ふるさとみらいにおきまして、継続雇用をした従業員に対しまし

て、社員教育を初めとした能力に応じた配置転換も含めたものを、計画をして実施をしておるところでございます。ホテルにつきましては、7月のオープンということを目指して進めておるわけですが、著作権者からの意向等を含めた改修計画を現在進めておるところでございます。

平成29年度の指定管理料金につきましては、3月議会で平成29年度の当初予算で計上させていただくところでございますけれども、まず、新しい指定管理者によります初年度ということございまして、前述の社員教育期間等も含め、これは必要であろうということになっております。昨年公募をしたときに、このピースフルセレネについての指定管理料金は1,500万円プラス消費税、また、議案第97号になりますけれども、日ノ御子河川公園キャンプ場につきましては400万円プラス消費税ということで、議会の皆様方にも説明をさせていただいたところでございますけれども、今回香北ふるさとみらいから提示をいただきました指定管理料金につきましては、平成29年度におきまして、ピースフルセレネが1,100万円プラス消費税、また、日ノ御子河川公園キャンプ場におきましては400万円プラス消費税という形になっておるところでございます。

ホテルにつきましては、今現時点での宿泊料金とか、詰めが一定できたところを今回議案として提出させていただいておるところでございますけれども、名称変更も含めたものを3月議会にまた提出をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

なお、この指定管理料金の1,100万円につきましては、平成30年度以降につきまして、限りなくゼロに近づきたいというご意向を持った計画となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうしますとその契約内容、どういう条件で指定管理を受ける、指定管理しますよという、その文書があると思うのですが契約結ぶ際に、その契約内容を知りたいのです。その指定管理料だけのことではなくて。委員会等にその資料を出していただくことができるか。

それと、以前、これは私は所管が総務常任委員会ですので、総務常任委員会のほうに香北椎茸組合の決算書を出していただいたことがあるのですがけれども、十分審議をしたというふうに考えておりますが、委員会のほうでもそうだろうと思いますが、それを所管の常任委員会に出していただくことはできますか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現在まで詰めておる部分で提出をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 1点、済みません。

これから、その収支だとかを検討していくとか話し合い、協議をしていくということですが、そういうもろもろが終わったら、それを議会のほうへ、説明なり資料なりは出してくださるということですかね。少し気になったのは、この指定管理を申請するときに条例の中へもううたってますよね、その事業計画だとか管理に係る収支計画書、それから、その経営状況などを説明する書類をつけて、指定管理を申請し許可をするってなってますよね。そしたら、そういうその部分は少しおくれてるということですが、それについての説明をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

指定管理者のほうで、香北ふるさと公社のほうから株式を譲渡して、新しく会社をとことになったのは11月の初旬でございますので、まだその会社の体制も含めて現在検討中、検討中というか組み立て中でございます。現在進行形の中で、一定皆様方にお示しできる部分につきましては、全て公開をしていくという形は当然とっていくものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第97号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第98号、香南香美老人ホーム組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 細部説明書に大体詳しくは書いてくださっておりますけれども、少しお聞きをしたいと思ひます。

今ユニット型地域密着型のほうが定員が10人で、特別養護老人ホームのほうが40人ということをやっておられた白寿荘なのですが、それがユニット型のほうを閉鎖して、特別養護老人ホームのほうにもう指定を変えるということの理解でよろしいでしょうか。それで、ユニット型のほうの需要がなくなったということでしょうか。料金等の関係もあるかもしれませんが、その背景をちょっとお聞きしたいと思ひのですが。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この部門につきましては、確かに利用料金が高いということもあり、地域密着型特別養護白寿荘への入所希望者のほうが少ないということもあります。そして、介護職員の

人員確保が困難ということもありまして、やはりユニット型地域密着型特別養護白寿荘だけの夜間勤務を含めた、職員の勤務体制に支障が生じるということがありまして、特別養護老人ホームという形に変更ということになりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうすると指定が違いますので、ユニット型で働いていた職員さんと特養のほうでというふうになってたと思うのですが、1つが閉鎖されることによって職員さんがこちらのほうで使えると、スケールメリットが働くというふうな形ですか。それで、職員さんの不足がもう慢性的で、介護事業者さんは大変悩みが深いわけですが、それで何とか回っていくという形ですか。慢性的なその職員さんの不足というのは今後も続くんじゃないかと思うのですが、そうすると確保も本当はしていかないかんのですよね、その辺の見通しをどう立てておられますか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おっしゃるとおりでございます。

本当に介護職員の方が実際少ないということで、白寿荘のほうも募集はかけてやってみようと思いますが、なかなか見つからないということも現状です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第99号、公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

議案第99号ですけれども、説明書にも書かれてますけれどもちょっとわかりにくいので、今までしてなかったことを来年4月からですかね、加入するということですが、これについてのちょっとご説明をお願いします。どういったものなのか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

当市では、建物総合損害共済、自動車損害共済の2つの共済事業を、一般財団法人全国自治協会の実施する事業に加入しておりました。窓口は高知県町村会にあります。このたび全国自治協会から高知県町村会を通じまして、平成29年4月1日以降の建物災害共済分担金について、共済分担金が大幅に増額になるという試算結果を提示されています。このことから、全国自治協会、全国市有物件災害共済会及び全国公営住宅火災共済機構の3社を比較して検討した結果、全国市有物件災害共済会への加入が有利であると判断しました。全国市有物件災害共済会は、全国総市数790市のうち684市の会員で構成する公益社団法人で、公益目的事業及び収益目的事業を実施している団体でご

ございます。ちなみに分担金の試算結果なんですけど、建物共済ですけど、全国自治協会では現行約284万円支払ってますが、来年から約903万円、619万円の増額になります。ちなみに、今度入る全国市有物件災害共済会は289万円で、大体现行と同じ金額になります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第76号から日程第24、議案第99号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りをしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は12月15日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月15日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

日程第25、陳情第1号、かたじ児童クラブ専用施設の早期設置についてを議題とします。

陳情第1号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました案件は12月15日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月15日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は12月16日午前9時に開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前 9時22分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日 金曜日

平成28年第6回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成28年11月30日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月16日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫

欠席の議員

12番 山 崎 晃 子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 恵 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 76号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）
議案第 77号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 78号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 79号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 80号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 81号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第 82号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 83号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 85号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 86号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 87号 香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 88号 香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について
議案第 89号 香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について
議案第 90号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
議案第 91号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 92号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 93号 蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
議案第 96号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
議案第 97号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
議案第 98号 香南香美老人ホーム組合規約の変更について
議案第 99号 公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について
議案第 100号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第8号）

- 議案第101号 第2次香美市振興計画基本構想及び基本計画の策定について
- 議案第102号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 発議第 6号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第15号 保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出について

議事日程

平成28年第6回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第5号)

平成28年12月16日(金) 午前9時開議

- 日程第1 報告第 13号 専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第2 議案第 76号 平成28年度香美市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第3 議案第 77号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第 78号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第 79号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第 80号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第 81号 平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第 82号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第 83号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 85号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 86号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 議案第 87号 香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第 88号 香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第 89号 香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第 90号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 91号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第 92号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第 93号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第 96号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第 97号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第 98号 香南香美老人ホーム組合理約の変更について
- 日程第25 議案第 99号 公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について
- 日程第26 陳情第 1号 かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について
- 日程第27 議案第100号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第28 議案第101号 第2次香美市振興計画基本構想及び基本計画の策定について
- 日程第29 議案第102号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第103号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 発議第 6号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 意見書案第15号 保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出について
- 日程第33 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第34 議員派遣の件

会議録署名議員

7番、村田珠美君、8番、島岡信彦君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。12番、山崎晃子さんは、葬儀のため欠席という連絡がありました。

ここで、教育振興課長、横山和彦君から、甲藤邦廣議員に対する一般質問の答弁の一部を訂正したいとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。

教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） おはようございます。甲藤議員の児童クラブについての、施設そのものが絶対に学校敷地内でいけないのか、あるいは敷地外でも可能ではないかというご質問に対し、「現在の補助の基準でいえば敷地内に建てるのが要件となっており、外部へ建てるとするならば、土地の買収とか造成とかの費用につきましても補助がおりないということで、買収、造成、建築までが市の単独ということになってしまいますので、できる限り学校の敷地内に建てたいと考えております。」と答弁いたしましたが、県に確認いたしましたところ、用地買収費や造成費は前回答弁のとおり補助対象となりませんが、建築については補助対象となりますので訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） お諮りをします。申し出のとおり、訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、訂正を許可することに決定しました。

次に、税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君から、大岸眞弓議員に対する一般質問の答弁の一部を訂正したいとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。

税務収納課収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 大岸議員のご質問の①で2014年度の香美市国保の滞納世帯が326世帯で、差し押さえ件数が589件で180.70%となっているが、どのような徴収になっているか。滞納者に対しどのようにアプローチ、指導をしたかの回答の中で、換価できた金額772万1,000円、1件当たり「1万

1,000円」と回答しましたが、1件当たり「1万3,000円」でしたので、訂正をお願いします。

○議長（小松紀夫君） お諮りします。申し出のとおり、訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、訂正を許可することに決定しました。

本日、議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等につきましては、議案4件、発議1件、意見書案1件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

平成29年3月定例会の会期日程につきましては、別紙予定表のとおり決定しましたので、お手元に配付してあります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

ご報告いたします。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第13号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

日程第1、報告第13号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから、報告第13号の専決処分事項の報告について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎です。

この報告第13号ですが、今議会全ての保険制度の相手先を来年度から新しく変えるということで、そのような方向性が示されたところですが、実際この免責要件等について変わったような話を伺ったところですが、この今回のような2万9,419円という損害賠償額が出たときには、これはもう新しい保険の契約のもとでは保険の対象にならないということの認識でいいのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 山崎議員のご質問にお答えします。

この損害賠償保険については町村会の分でございますので、先日申し上げた入り直すと

いうものの対象ではないです。だから従来どおりということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと認識不足やったかもしれませんけれども。ということは、今度のやつは建物とかそっちのほうで、この車の関係とかの損害賠償の保険については変更ないということでもいいのか、再度お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。

公共施設と自動車が今度の保険の入り直すというところで、損害賠償については、従来の保険を継続するようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 公共施設、自動車と言いましたわね。自動車で、私が伺ったところによりますと、免責要件が今まで1万円やったやつが5万円になったから、実際5万円までの損害賠償については対象にならなくなるのではないかと聞いたんですが、この車の関係は別建てなものなのか。同じやけど、今後も同じなのかどうかというか、ちょっと勘違いしちゃうかもしれんけど、再度の確認です、最後の。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

こないだ保険の書きかえのことで説明いたしましたのは、公共の建物と公用車の分の保険です。今回の場合は一般の車両ということですので、自分らが管理しゅう保険の対象にはなってないです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第76号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）から日程第26、陳情第1号、かたじ児童クラブ専用施設の早期設置についてまで、以上25件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

総務常任委員会は12月9日に全員出席のもと行われました。今期定例会で当委員会が付託を受けました案件は、議案第76号、84号、87号、90号、91号、92号、93号、94号、95号、99号の10件です。

それでは、審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第76号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題としました。本案件は既に連合審査会で質疑は終了しており、直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第76号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。市民と事業者の皆様申しわけなかったが、合併当初から入湯税は条例に載っていたが、現在まで徴収できていなかった。平成29年4月1日から事業所のほうに徴収するに当たって、条例を改正するものである旨の補足説明の後、質疑に入りました。今までとるべきものがとれていなかったということを確認する質疑があった後、入湯税徴収の該当する事業所はとの問いに、新しい条例によって入湯税がかかる事業所は、べふ峡温泉、龍河温泉、夢の温泉、宿泊があればニューわかみや温泉の4施設であるとの答弁。条例改正によって70万円から100万円の税収が見込まれる。目的税なので、観光や消防、環境整備などに使うとの説明がありました。以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第84号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題としました。物部支所庁舎2階に併設される会議室等の施設の取り扱いについて、旧開発センター物部の運用を引き継ぐ施設として位置づけた場合、教育委員会部局の他の地区公民館との整合性がとれないことから、日常の運営管理は教育委員会に委任、支所は施設の維持管理業務を行う、そのための条例整備との補足説明がありました。質疑として、祝宴等に使用する場合の料金設定の根拠を尋ねる質疑があり、祝宴で使うと想定される部屋数に、その市外の設定料金を適用して計算した使用料の合計と使用時間を5時間と設定して、積算した旨の答弁がありました。コミュニティセンターと中央公民館とのかかわりについての質疑があり、使用の場合の申込先は物部支所の教育委員会の分室で受け付けるようになり、料金が発生すれば教育委員会の収入になるとの答弁。夜間はシルバー人材センターが管理するとの説明がありました。以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第87号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第90号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定についてを議題としました。執行部より、引き続き同じところで指定管理をするものだとの説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第90号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

続く、議案第91号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第92号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第93号、葦生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第94号、猪野々集会所

の指定管理者の指定について、議案第95号、三谷地区集会所の指定管理者の指定については、以上読み上げました議案第91号から95号までは、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第99号、公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入についてを議題としました。掛け金が上がった理由についての質疑があり、合併特例で抑えられていた料金の緩和措置がなくなったものだとの説明がありました。ほかに特段の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第99号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

今期定例会において、教育厚生常任委員会に付託された、議案第80号、81号、82号、85号、98号、陳情第1号について審査を行いました。審査の経過と結果を報告します。

初めに、議案第80号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）では、前期高齢者交付金の現年度分は前々年度の精算額や調整金額が確定したことに伴い追加とあるが、前々年度の処理の仕方、また、後期高齢者制度は今後見直しはあるのかとの質疑に、前期高齢者交付金の算定によるもので算定が前々年度となっているためであり、制度変更の情報はないので現状で推移されるとの答弁。また、国保の単独基金はないのかとの質疑に、平成27年度末で2億280万円あると答弁。さらに、都道府県化は平成30年から実施されるか。そして、現在の基金は平成30年度の制度改正時までの確保はできるとの予測であるのかとの質疑に、平成30年の4月から行われ、医療費の多寡にもより予測は難しいが、近年の推移状況から年間約1億円程度基金の繰り入れをしているので、平成28、29年度で使い切るとの予測をしていると答弁。また、仮に基金を使い切った場合、現在の水準を維持するにはどのような対処をするのかとの質疑に、それまでに足りないとの予測があれば、基本は前に税の見直しをすることになる。平成30年度に不足することになれば平成29年度に見直さなければならないが、納付金の状況もわからないので難しい。また、不足すれば県から借り入れることも考えるが、状況を見ながら検討しなければならないと答弁がありました。また、予算書では一般会計からの繰り入れが多い。不足するなら一般会計の繰り入れも考えられるのかとの質疑に対し、繰入金は認められた一般会計からの繰り入れである。認められるのであれば、一般会計からの繰り入れも選択肢の1つと考えると答弁。繰入金で保険基盤安定繰入金、保険税軽減分はマイナスであるが、保険者支援分はプラスとなっているとの質疑では、保険税軽減分は被保険者全体が減ったことによるものである。保険者支援分は使用する軽減対象の人数は同じであるが、平均の調定額を掛ける算定となって

いるため増となっていると答弁がありました。後期高齢者支援金は、諸率等の改正に伴う額の確定で減額となっているのかとの質疑に、基本的に後期高齢者支援金は総報酬割りに移行しており、計算式で諸率等が改正されているためであると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第80号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）では、介護サービスの財源振替は、当初予算の充当錯誤により他財源からの振りかえとあるが、他財源や振りかえの理由はどの質疑に、当初予算で一般会計の繰入金がある他にいられたため、一般財源に振りかえたとの答弁。以前はこのようなことはなかったのではとの質疑に、入りの充当先を間違えたためとの答弁。当初予算からの間違いなのでもう少し早目の対応はできなかったのかとの質疑に対し、今後は十分注意し対応するとの答弁がありました。一般管理費の時間外手当について、同じ部署の職員か、また、メンタル面の心配はないかとの質疑に、法改正により、残業はあるが現時点メンタル面の心配はないと答弁。また、歳入で基金の繰入金額と、歳出の基金積立金の差額についてとの質疑に対し、歳出の基金積立金は平成27年度の余剰金で、歳入の基金繰入金は平成28年度の繰入金であるとの答弁。また、研修旅費の内容はどの質疑に対し、厚生労働省の介護保険指導監査等、市町村研修が全国4カ所で開催されていて、2名が参加し、適正な介護保険制度の知識の習得に向けた研修との答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第81号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、債務負担行為、後期高齢者医療納付書カスタマイズ作業とはどのような作業かとの質疑に対し、平成28年度は納付書のオンライン発行や印字調整とか、納付書の校正作業である。平成29年度は収納消し込み処理に伴う改正や収支日程、日報の対応等に伴う作業であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第82号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第85号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第98号、香南香美老人ホーム組合規約の変更については、特別養護老人ホーム白寿荘の待機者数はどの質疑に対し、現在は三、四名であるとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第98号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

最後に、陳情第1号、かたじ児童クラブ専用施設の早期設置については、まず初めに、小松議長から陳情提出者の説明を聞いた内容について説明を受け、陳情に対する執行部の見解を伺いました。児童クラブの建設については、老朽化や遠距離等、緊急性を

含め優先順位を定めているので、年度ごとの計画に沿った建設としたい。計画では山田小の2児童クラブ、舟入小、そして楠目小、片地小、最後は香長小を予定していると答弁がありました。質疑、協議の後、委員から陳情内容について検証、精査を希望する意見もあり、陳情第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。なお、本会議終了後ではありますが、委員会として現地視察を予定している旨、申し添えまして、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） それでは、今期定例会におきまして、産業建設常任委員会が付託を受けました、議案第77号、78号、79号、83号、86号、88号、89号、96号、97号について審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告します

まず、議案第77号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題としました。香美市水道事業維持管理業務委託ロードマップ（案）についての補足説明の後、質疑に入りました。委託業務についての債務負担行為限度額2,300万円の積算根拠はとの質疑に対し、香北、物部をもとに土佐山田を積算している。その積み上げた額が2,300万円であると答弁。土佐山田も香北、物部と同じ業者になるのかとの質疑に対し、香北、物部の1年間の評価を行っている。問題なければ3地区をお任せしたい。今後も実績、評価に基づいた契約になると答弁。地元雇用はとの質疑に対し、現在5名中1名が香北である。ほかの4名も香美市のほうに住所を移転している。来年度以降順調にいけば3人増の8名となる。この分も県内雇用を予定していると答弁。現在の業者に問題があった場合、他の業者の選択肢は持っているかとの質疑に対し、当初入札結果に基づいて今の業者に決定している。さまざまな要件もあり、他の業者が対応するのは難しいと考えていると答弁。雇用等を考えたとき、評価を急ぐ必要があるのではとの質疑に対し、できるだけ早くしたいと答弁。土佐山田は新規になるが、入札を行わなくてよいのかとの質疑に対し、香北、物部の実績及び3カ所をまとめることによるコストダウンを考えたときメリットがある。そのほか、夜間対応、災害対応を考えてもメリットは大きい。条例に照らしても違法性はないと答弁。全て業者に委託した場合の市の技術職員の人材育成はとの質疑に対し、育成は課題である。そのためにも民間から学習するメリットがあると答弁。この業者が上水道の緊急修繕の業者として考えられるかとの質疑に対し、工事について、この業者が入る予定はないと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第77号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第78号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題としました。耐震診断場所についての補足説明の後、質疑に入りました。耐

震診断の方法はとの質疑に対し、管路は自走式のカメラを入れる。マンホールは人が入って目視すると答弁。実績報告はとの質疑に対し、カメラで写したものが成果品として上がってくると答弁。受益者負担金前納報奨金の詳細はとの質疑に対し、土佐山田地区において開発地域がふえたと答弁。浦戸湾東部流域下水道事業の負担金が上がってきているがとの質疑に対し、高須浄化センターの耐震化、長寿命化による負担増であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第78号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第79号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題としました。調査は公共下水道と同じ意味合いかとの質疑に対し、同じ意味合いである。発注は公共下水道と一括で発注すると答弁。防災・安全交付金の補正について詳しくとの質疑に対し、国の補助2分の1で耐震化の調査を行う。5カ年計画であるが、今回の補正を受けて前倒しで行うと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第79号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第83号、香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。香美市産業振興条例の制定、香美市農業振興対策審議会条例及び香美市商工観光振興条例の廃止によるものであるとの補足説明の後、質疑に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第83号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第86号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。9月補正での2億円の改修費をもとに、クオリティーの高いホテルを目指したい。来年の夏を目指し、権利関係者も交えて設計している。アンパンマンミュージアムの設計をしたところである。アンパンマンの原画を取り入れるなど、アンパンマンミュージアムのオフィシャルホテルのような位置づけになるものと考え。記載の宿泊料金は上限であり、金額は2分の1まで設定できるので、時期、曜日に応じて弾力的に運用できるようになっている。現在必要な部分の条例改正であり、協議はまだ続いているとの補足説明の後、審議に入りました。今の時点で料金改正をする必要があるのかとの質疑に対し、指定管理の申請に必要な収支予算書作成において、売上予測を出す必要があるためでもあると答弁。宿泊料金は営業戦略に基づくものではないのかとの質疑に対し、それも含んでいるが、売上計画作成のための根拠が要るためであると答弁。収支予算書の宿泊部門4,500万円の売上予測は、2万円をもとに計算されたものかとの質疑に対し、2万円を上限にさまざまなプランを準備しており、その合計金額であると答弁。宿泊料金の2万円は高くないか。市長の承認はとの質疑に対し、ほか施設、USJやディズニーシー等の類似ホテルと比較しても、決して高くないと答弁。収支予算書では900万円余りの赤字であるが、対応はとの質疑に対し、資金対応は会社が責任をもって行う。香美市の指定管理料の上積みはな

い。ちなみに単年度ではそうなっているが、2年目以降の指定管理料は限りなくゼロに近づけていきたい。2年目、3年目とゼロになり、プラスになるものと思っていると答弁。宿泊部門4,500万円の売上予測は夏からの稼働分かとの質疑に対し、そのとおりである。ちなみに平成30年度は7,000万円弱を見込んでいると答弁。地元特典はないのかとの質疑に対し、全方位に対応しようとするのが中途半端になり、よい結果は出ない。今まではそれで失敗してきている。外貨を稼ぐために、観光に特化したものにしたいと答弁。営業範囲はとの質疑に対し、ITを利用し、さまざまな取り組みをしていく。全世界に向けて情報発信、営業ができると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第86号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第88号、香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題としました。香美市産業振興条例の設置によるものであるとの補足説明の後、質疑に入りました。

農業対策審議会条例には市長の諮問に応じとあるが、産業振興条例にはその記述がない。どうするのかとの質疑に対し、新しい委員会では、市長の諮問的なものに対し、幅広い産業界や市民の意見を聞き答申していくと答弁。推進委員会の開催予定はとの質疑に対し、今年度中には1回目をやりたい。テクノパークの地区要件の緩和、県あっせんのコールセンターの誘致関係の情報、県の企業誘致の取り組み紹介、空き店舗に対する補助金の紹介、香北ふるさとみらいも含めた物部ふるさとみらいの取り組み状況、龍河洞の活性化等のテーマを考えていると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第88号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第89号、香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定についてを議題としました。香美市産業振興条例の設置によるものであるとの補足説明の後、質疑に入りました。本年度、商工観光振興委員会は開かれたのかとの質疑に対し、本年度は開催していないと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第89号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第96号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定についてを議題としました。香北ふるさとみらいについて、アンパンマンミュージアムとの連携について、レストランを含む改修について、周辺の各団体との連携について等の補足説明の後、質疑に入りました。人材育成はとの質疑に対し、ふるさと公社の全員の面談を行った。基本的には継続雇用を考えている。職場の上下及び市民との意見交換も積極的に行いたい。人と人の関係を重視しながら、人材育成をしていく。職員配置については、見直していきたいと報告を受けていると答弁がありました。香美市本体ではなくても、関係者及び団体で経営責任を問われる立場で携わっている者はいないかとの質疑に対し、アンパンマン振興財団から1名取締役として参加しているが、非常勤の取締役なので、経営責任を問われることはないと答弁。アンパンマンの権利関係はとの質疑に対し、動画・音声で

はなく、アンパンマンの原画を中心に展開していくとハードルは低い。アンパンマン振興財団とフレーベル館と連絡を密にし、設計、運営、管理について協議している。新たなアプローチができるものと考えていると答弁。指定管理料の支払いはどの質疑に対し、平成29年度の予算が決まれば支払う。一括か分割かや、支払時期についてはまだ決まっていない。香北青少年の家、健康センターセレネの指定管理料が入るので、そちらで運営していくと報告を受けていると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第96号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第97号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題としました。指定管理の期間は1年である。施設の調査が不十分なため、当初はバンガロー施設は利用せず、バーベキュー・キャンプサイト等での営業でもって再開したい。その間に順次点検し、経営方針を決めていくとの補足説明の後、質疑に入りました。営業の再開時期はどの質疑に対し、来年4月からであると答弁。宿泊施設の改修の具体的な話し合いはどの質疑に対し、バンガローほかシャワー室、トイレも古いので、調査をしてからではあるが新しくしていく必要があると答弁。利用料金の設定はどの質疑に対し、県内の他施設と同レベルの施設とし、料金も施設に見合ったものになるのではないかと答弁。1年後、香北ふるさとみらい以外の選択肢は出てくるかとの質疑に対して、出てくる可能性はあると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第97号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 総務常任委員会委員長と教育厚生常任委員会委員長にお伺いします。

まず、総務常任委員会委員長にお尋ねしたい点は、議案第84号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてということで、委員長報告の中で、条例に載っていたが合併後10年間徴収できていなかったと。それで、とるべきものをとっていなかったかという質疑はあったということではありますが、そもそも論ですが、合併後10年間、課税サイドが入湯税についていただいていたということについて、責任等についての話はなかったのか。実際、条例上にうたわれてる部分で、その後の委員長報告の中では、今後の税収が70万円から100万円を見込まれるということをおっしゃっていましたが、今回の条例改正の中で日帰り入湯する者を除くということで、それまでは日帰り入湯する者も課税されてるということであれば、それ以上の税収も見込まれたわけでありまして、実際のところはそういうことを踏まえたときに、その部分についての結構、行政サイド、そして議会のチェック機能も踏まえた問題というのが大きいと感じるところですが、そこら辺についての質疑等はなかったのか、お尋ねするものです。

教育厚生常任委員会委員長にお尋ねします。

陳情第1号、かたじ児童クラブ専用施設の早期設置についての件につきましてですが、執行部から、建設についての年度計画についての説明も受けたということで私も傍聴させてもらったんですが、設計から2年ほどかかるということも踏まえて、執行部の話もあったと思いますが。実際のところ、早く設置してほしいという陳情でございます。そういうときに、12日に審査されて、本日16日のこの後に視察等も行うということですが、この間12日から15日までに審査を終えるという期間の間に、結論を見出すために早期に動くべきであるというふうな、教育厚生常任委員会での意見はなかったのか、その点をお尋ねします。

以上、2点よろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 質問にお答えします。

まず、その議案第84号の税条例の改正の条例のことについてですけれども、その徴収できていなかったことについて、行政側の責任を問うような議論というのはございませんでした。

それから、その徴収していたら得られたであろうというその額についても、特にそういう議論はありませんでした。委員長報告のとおりでございますけれども、ただ冒頭に課長から、市民と事業所の皆様に対するおわびの発言はございました。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 質問について、お答えします。

会期中に実際、調査、検証を済ましたらという、そういう話があったわけですが、委員からの意見としては、会期中にぜひともいう、そういった意見はなかったように私は判断しております。

そういうことで、しっかりと検証したいということで、会期終了後、そういう形になった旨、申し上げます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第76号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第76号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第3、議案第77号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第78号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第79号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第80号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第81号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 8 2 号、平成 2 8 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 8 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 8 3 号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 8 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 0、議案第 8 4 号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 8 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 8 5 号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 8 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 8 6 号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第 8 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 8 7 号、香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関

する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第88号、香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第89号、香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第90号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第91号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第92号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第93号、葦生野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第94号、猪野々集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第95号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第96号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 起立多数であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第97号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第98号、香南香美老人ホーム組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第99号、公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第26、陳情第1号、かたじ児童クラブ専用施設の早期設置についてを採決します。

陳情第1号については、教育厚生常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出が上がりしております。

お諮りをいたします。教育厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第27、議案第100号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第8号）から日程第32、意見書案第15号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第27、議案第100号

から日程第 3 2、意見書案第 1 5 号までの案件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから日程第 2 7、議案第 1 0 0 号、平成 2 8 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第 1 0 0 号について説明させていただきます。

平成 2 8 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 8 年度香美市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4, 7 4 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 0 億 8, 1 8 2 万 1, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、2 月豪雨による農林水産業施設災害復旧費、ふるさと納税業務委託の追加のほか、地方債の補正を行うものです。

なお、第 1 表、歳入歳出予算補正、3 ページから 9 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1 1 ページから 1 3 ページ、次に、款項目節の内訳、1 4 ページから 1 6 ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

続きまして、1 0 ページの第 2 表、地方債補正につきましては、1 事業変更し、限度額を 2 3 億 8, 9 2 4 万 1, 0 0 0 円としました。なお、市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書にお示ししておるとおりでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は歳入歳出一括として行います。質疑はありませんか。

1 3 番、山崎龍太郎君。

○1 3 番（山崎龍太郎君） 1 3 番。

細部説明の中で寄附金に対しての記述がございます。ふるさと納税寄附金の追加ということで事業者を 5 社ふやしたということがございますが、それはトータル的に何社になられたのかということを知りたいのが 1 点と。

出のほうに出ておりますけれども、企画費で 7, 1 0 0 万円を組んで基金費に 2, 9 0

0万円入れるということで、合計1億円ということで、これは寄附金の1億円というふうにとれるんですけど、実際この寄附金自体は何項目かに分かれて、用途を限定して使うようになってますよね、この基金に積み上げる部分が、この2,900万円がいいのかと、こういうやり方をしていくのかと。私どもの認識では、この7,100万円という部分については、あくまでもそらかかった経費でありますけれども、入ってきたのは1億円と、今回の部分ですね。いうたときに、その1億円をもともとその、この事業に使ってもらいたいという要望に基づいて、使うんじゃないかなという発想ですが、その考え方、見解についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

業者を5社ふやしまして、現在13社ということになっております。

あと歳出は企画費が7,100万円、基金積立金が2,900万円、歳入のほうは1億円ですが、この7,100万円につきましては、返礼品が約50%、そして、さとふるへの手数料が12%、そして、送料が大体7%ですけれど、4月から10月の分の平均を出しましたら大体756円となっておりますので、その分等々を引きまして、それが7,100万円経費が要っておりますので、その残った分ということで基金を積み立てて、基金のほうにつきましては、それぞれ「にぎわい」とか「かがやき」とかいろいろコースがありますが、それに基づいてまた活用させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私の認識不足かわかりませんが、ということは、収支を差し引いた残りが基金になって、その部分を使うという発想で、これがまあ今回は7,100万円であって、これが8,000万円になれば、2,000万円が積み立てられて必要に応じて使うということで、入ったお金を全てその目的に応じて使うということではないということか、再度の確認です。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第100号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第101号、第2次香美市振興計画基本構想及び基本計画の策定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第101号、第2次香美市振興計画基本構想及び基本計画の策定について

平成28年12月16日提出、香美市長 法光院晶一

香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）第10条第1号の規定により、第2次香美市振興計画基本構想及び基本計画を別冊のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

本案は、第1次香美市振興計画が平成28年度で終了しますことから、平成29年度から平成38年度までの第2次香美市振興計画を策定したことによる上程でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 何点かお尋ねしますが、まず、基本構想のところでお聞きをしたいと思います。

ページ数が9ページの、これ社会動態（転入・転出数）の推移というふうに記載しておりますグラフがあるわけですが、データっていろんなことを物語ると思うのですが、これの転入者はあっても転出をとめることができなければ、定住人口はふえないということだと思うのですが。転出の理由について調査をしておるのかどうかというのと。

それから、その下段の表で、平成20年に転出者が非常に多いわけですね。何か特段のことがあったのか、そのあたりのことも調べているかどうかをお尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

転出の理由について、ちょっと調べてはおりませんが、就職によるものとか、また大学への入学とか、仕事の都合等々によることだと思います。

それと、平成20年に転出者が多いというのは、この年、ご存じのようにリーマンショックが発生しまして、大変日本も経済的なちょっと不況に陥った時期でございますので、この当時、高知県内での仕事も多分、ちょっと減った時期ではないかと思っております。そういったことが原因で、転出者が多いのかなというふうには考えられます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 定住人口をふやすというふうにかんがえたときに、やはり以前岡山県のほうに議会でもまちづくりで視察にまいりましたときに、その定住人口をふやすためにさまざまな努力、工夫をされておりましたが、その中で、やはり転出の理由とい

うのをきちんとアンケートとして調べているわけですね。これ今後の、これは基本計画ですので、また何年かごとに見直しをされていくと思うのですが、転出の理由については、ぜひ把握をされておかれたらと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 転出のほうにつきましても、定住を皆さんにしていただきたいという思いもありまして、市民保険課のほうで転入者、転出のほうにつきましてアンケートをとっております。まだ集計はちょっとしてないですけど。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 20ページのところでお伺いをします。

将来目標人口というところで、目標達成のための条件、平成20年から24年の平均出生率1.38人を平成52年に2.07人としておりますが、この計画というのは、構想のほうは平成38年、計画のほうが平成33年までなわけですが、平成52年というのが、どうしてこの平成52年までの数字を出したのか。それから、2.07人にするのに、どのような計画を立ててやっていくかというのが今後に載ってくると思うのですが、この平成52年の出生率をここに掲載したということについて、どういう理由なのかお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

ここの数値につきましては、総合戦略を策定したときに香美市の人口ビジョンを策定しまして、その数値がこの①、②で「平成32年までに社会増減を0人とし、それ以降は毎年度30人増とする。」。もう一つが、「平成20年～平成24年の平均出生率1.38人を平成52年に2.07人とする。」ということになっておりますので、これを目標にすることで、将来目標人口2万4,400人を達成するというようなことで載せております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、基本計画のほうでお伺いをしたいと思います。

49ページですが、自然資源の保全と活用の推進のところ、施策の内容、下の端です。（1）です。森林を守り、再生していくためにとありまして、「鳥獣と共存できる森林の育成や管理を推進します。」とありますが、今、本市は鳥獣被害対策が大変深刻なところに来ております。やっぱり鳥獣対策をやる出発点のときに、きちんと駆除をしなければいけないという意見と、それから、いや、そのバランスをとって環境保全もせないかんということで、やみくもに駆除をしないとかいうふうな意見も根強くあって、ある面、鳥獣被害対策がちょっと出おくれたということもあって、それと、冬季に凍ら

なくなつて、自然に鳥獣が死ぬことがなくなつたとかいうふうなことで、大変今ふえ続けているわけです。

共存できるというのではなくて、やはり個体数の適正管理をするというふうなことにならないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

鳥獣は全て有害鳥獣ではございませんので、こういうふうな形で育成や管理、共存できるというふうな書き方になっておるところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 55ページでお伺いをします。

長寿社会を支える体制づくりのところの現状と課題で気になったのですが、真ん中辺です。「本市は、」とありまして、「その中で、国民健康保険の一人当たりの診療費支給費額が県下平均を大きく上回り、」とありますけれども、以前、国保の運営協議会のほうにおりましたときに、当市はその医療費水準が、大体ずっと真ん中辺を維持してきたかと思うんですね。県下平均を大きく上回るというのは、どういうデータのもとにこうなっておりますでしょうか。県下何番目ぐらいですか、今現在。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 済みません。何番目かっていう質問、ちょっと何番目かというのは、把握というか資料はございますけれども、今持ってないですけれども、医療費が大きく上回りということではちょっとあれかもしれませんが、平均よりも上ということにはなっております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 61ページでお伺いをします。

医療体制ですが、基本的なその計画ですので、これにいろいろ今後くっついてくるかと思うんですけれども。

この前、小児科の誘致について請願もございました。それで、やはりこれからは子育て支援策を充実させていくためにも、小児科の確保というのは重大な喫緊の課題と思うのですが、市内にない診療科目については、近隣自治体に所在する医療機関との連携協力を進めますということは、当面ない診療科目については、近隣自治体を利用してくださいねという意味なのか。それとも、何らかの連携協力のもとに、本市にも小児科が誘致できるような状況をつくるということなのかをお聞きをしたいと思います。

それで、これ見させていただいたんですけれども、これから見直しによって基本構想、基本計画、数字等が変わっていく、また順次、その進行状況に応じて、改善をされてい

く基本計画であるというふうに捉えてよろしいですか。その2点について、最後お聞きをします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 小児科につきましては、各医療機関のほうに相談をし確保に向けては話はしていますが、とりあえず近くの小児科のほうへとか、お願いするというので記載しております。

もう一つの質問を済みません。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 医療のほうはそれで、納得ではないですけどもわかりました。それで、この計画全体が何年かごとに見直されていくとは思いますが、数字等も変わってくると、基本構想に掲げられたいろんな方向性も、あるいは変わる場合があるというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

総論の3ページになるんですけども、計画の構成と期間ということで、基本構想については10年ということになっております。また、基本計画は前期基本計画の5年と後期基本計画の5年ということになっておりまして、この計画自体は基本構想が10年でありますから、10年は基本的には変更はないということではございます。基本計画については、平成33年にもう一度見直しをし、平成34年から後期の計画が始まると、そういうことになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第101号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第102号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議案第102号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年12月16日提出、香美市長 法光院晶一

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第1条 香美市長等の給与及び旅費支給条例（平成18年香美市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の香美市長等の給与及び旅費支給条例（次項において「改正後の市長等の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の市長等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の香美市長等の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由は、細部説明書にお示ししているとおりでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第103号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議案第103号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年12月16日提出、香美市長 法光院晶一

香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香美市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年香美市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の70」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

第2条 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の80」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年（後に「29年」と訂正あり）4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の香美市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第27条の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香美市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

提案理由は、細部説明書にお示ししているとおりでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第103号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 済みません。議案第103号の附則の1番目のただし書き、「ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。」という文言の中で、「平成25年」と申したようですので、「平成29年」が正しいので訂正お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） お諮りをします。ただいまの総務課長、山崎泰広君の申し出

のとおり訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり訂正を許可することに決定をいたしました。

次に、日程第31、発議第6号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。19番、山本芳男君。

○19番（山本芳男君） 19番、山本でございます。

発議第6号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成28年12月16日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 山本芳男、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 石川彰宏

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の155」を「100分の160」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議会の議員の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会の議員の条例の規定による期末手当の内払

とみます。

以上でございます。

【発議第6号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、意見書案第15号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第15号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年12月16日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 森田雄介、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 門脇二三夫

保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書（案）

子ども・子育て支援新制度は、すべての子供・子育て家庭を対象に、安心できる保育の質・量の拡充を目的としています。そのためには、保育施設等の整備及び運営の基準を改善する事、保育士の処遇改善と配置基準の改善による増員、保護者負担の軽減などを進める必要があります。

よって、国会並びに政府におかれましては、子供の安全確保と、保育の質・量の拡充のため、保育予算の大幅増額と、安定した財源の確保を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、文部科学大臣 松野博一殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、内閣特命担当大臣（少子化対策） 加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

以上、ご審議よろしくお願いをいたします。

【意見書案第15号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 提出者にお伺いします。

保育予算を大幅増額ということで、皆さん飛びついていきそうなこの題ですけれど、この保育士の処遇改善、そして配置基準の改善、私は特に処遇改善については、そう悪くはないのではないかと思っておりますが、どこをどのように改善するかという、その点についてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 本意見書案は保育予算の増額を求めているということであります。処遇改善の中身については、実際の保育現場で必要とされるところに、必要とされる処遇の改善に使用をしていただきたいと、そのように考えております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 提出者にお尋ねします。

1行目から2行目にかけて、国の新制度につきましては、案文にありますように「すべての子供・子育て家庭を対象に、安心できる保育の質・量の拡充を目的」、このことは認められてます。ということは、当然そこには予算も限界があると思えますけど、予算を組み、国はこの新制度を進めるというふうに理解していますが、その中で増額とか財源の確保とか、財源の確保がなくて、当然新制度を進める目的と達成するためにはあり得ないことだと思えますけど、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 財源ということですが、今回の保育の子ども・子育て支援新制度、これの改正は、財源において消費税の増額の法案ともセットになって可決をされてきた経過があります。そのためにこの新制度が可決をされましたけれども、その財源の手当てはその後の手だてによるというようなところがありまして、実際、現時点では必要とされる保育の質・量の、この新制度で求められてる内容に十分な予算が確保できてないと、こういう認識を持っております。

現在のところ、それを手当てするために消費税の増税を求めるものではありませんが、政府におかれて、その他の方法を使ってでも、増額をとということの要望ということでの提出であります。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 提案者から消費税についても出ましたのでお聞きします。

当然、限度のある財源ですので、それを国が子育て支援のために、消費増税ということを利用するということでの目的達成だと思えますが、消費税増税がこういうふう

国で進められています。その中で大幅増額を求めています、消費税に対してはどういうお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今回の提出に当たって、保育の新制度が消費税の増税をセットにした法案であるということで、お答えをさせていただきました。

消費税自体に対しては、これ社会保障の財源とするにはどうかというような見解も持ち合わせております。それを使ってでも、この保育を充実せよという内容ではないということで、ご答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。日本共産党を代表いたしまして、意見書案第15号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する目的のもと、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されました。

保育所については、児童福祉法第24条第1項に基づき、従来と変わらず市町村の責任で保育が実施されることになりました。貧困や障害などの困難を抱えた子どもでも、両親が働いているなどの保育を必要とする要件さえ満たせば、他の子どもたちとともに市町村の責任で保育が保障されます。さまざまな困難を理由に排除されることはありません。

このような新制度ではありますが、保育所においては、さまざまな課題が残されています。待機児童問題や保育士不足、保育士の処遇改善、保護者の負担軽減などは、国の政策として改善していくべきではないでしょうか。

EU（欧州連合）では、保育・幼児教育への公的支出は、少なくとも国内総生産（GDP）比1%以上であるべきだとして、フランスが1.24%、英国1.12%などとなっています。一方、日本は0.45%と、経済協力機構（OECD）平均0.71%にも届いていません。さらにEUでは、乳幼児期の保育・教育は公共財産と位置づけ、ほとんどの国で保育士の給料が小学校教員と同等であるのに対し、日本では女性が働いてもらうための受け皿とみなし、教員給与の6割でしかありません。

保育士が長く勤められる環境をつくり、資質を継続的に上げていくようにすることは、保育の質にとっても人材確保のためにも重要です。

よって、全ての子どもの福祉のために、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める本意見書案に賛成の意を表明し、討論をいたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論ございませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第15号は、否決されました。

日程第33、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第34、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りをしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りをしましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りをしておきます。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

11月30日に開会をされました平成28年第6回定例会は、本日までの17日間、議員各位のご協力により、無事終了することができました。

本定例会に継続審査となっておりました平成27年度決算議案の認定や追加議案も含めた全議案につきまして、議員各位の慎重審査の結果、それぞれ適切な議決がなされました。

また、陳情1件は継続審査となりましたが、付託されました教育厚生常任委員会におきまして、慎重な審査をお願いいたします。

一般質問につきましては、10名の議員が市政全般にわたって市長、教育長の姿勢、考え方をただしました。

今定例会にて議決をされた議案の中には、懸案でありましたホテルピースフルセレネの指定管理者の指定がございましたが、執行部におかれましては、今後も指定管理者との連携を密にし、周辺施設も巻き込んだ活性化につなげていくよう努力していただきたいと思います。議会としましても、監視機能を発揮していかなければならないと考えております。

また、来年度から向こう10年間の香美市の基本指針となります第2次香美市振興計画が議決されました。振興計画を推進するための実施計画には、新たな施策の展開をご期待申し上げる次第でございます。議会もともに汗をかき、「進化する自然共生文化都市・香美市」の実現に向けて歩んでまいりたいと考えます。

結びに、平成28年も残りわずかとなりましたが、議員各位並びに執行部の皆さんにおかれましては、健康に十分ご留意をいただき、新たな年を迎えていただきますようお願いを申し上げます。

新年が皆様方にとりまして幸多い年でありますようご祈念を申し上げ、閉会のご挨拶をいたします。どうもお疲れさまでした。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成28年第6回香美市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

11月30日に開催されました本定例会も、小松議長の円滑なる議会運営によりまして、本日閉会の運びとなりました。

本定例会に提案をいたしました議案に対しまして、議会の皆様には慎重なるご審議を賜り、そして適切なるご決定をいただいたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

一般質問では、教育・防災関係を初め、市の諸課題について10名の議員の皆さんが質問に立たれ、厳しい質問が続きました。答弁者は質問者の趣旨に沿った答弁、正確で誠実な答弁に精いっぱい努めたところでありますが、まだまだ反省するところが多々あります。とりわけ、市の重要な事業や取り組み等につきましては、議会、市民の皆さんにできる限り速やかに、状況、経過がよくわかるようにしてまいりたいというふうに思います。

また、本会期中、議会運営委員会委員長、議長の連名により、過日の行政不祥事初め、これまでの市行政の議会対応等に鑑み、改善を求める旨の申出書が提出されました。行政の長としてまことに申しわけなく、恥ずかしく思うところであります。議会の皆様の

ご心配、ご不快につきましては、深くおわびを申し上げるとともに申入書を正面から受けとめ、行政改善に鋭意努めてまいることを約束申し上げます。

さて、平成28年は香美市にとりまして合併10周年という記念すべき節目の年であり、香美市のさらなる発展を願ってさまざまな記念行事が開催されました。議会の皆様を初め多くの市民の皆様、関係の皆様のご理解、ご協力のもとに記念の行事が開催され、たくさんの皆さんにご参加をいただきましたことを大変うれしく思います。改めてお礼を申し上げます。

笑顔や喜びに包まれて、慌ただしく時が過ぎた感じがいたします。そして、今年も残すところ2週間ばかりとなりました。安心・安全・活力のあるまち、元気な香美市を実現するための基礎となる大切な事業、今、香美市は多数抱えているところでございます。これらの事業を着実に前進させ、来る年には、香美市にとりまして酉年にふさわしい飛翔、飛躍の年となるよう、切に切に願っているところでございます。

終わりになりますけれども、寒さ厳しい季節、議員の皆様にはくれぐれも健康に留意され、市民の皆様の生活の向上、香美市発展のためにますますご活躍なさいますよう、心よりご祈念申し上げまして、平成28年第6回香美市議会定例会閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

皆様まことにありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 市長どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして平成28年第6回香美市議会定例会を閉会します。

（午前11時08分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成28年第6回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	11月 30日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告(議長の報告・特別委員長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明)まで ただし、議案第50号から第54号、第57号から59号まで、第74号・第75号の決算議案については、報告から採決まで また、諮問第1号から第3号までは本会議方式で採決まで (本会議終了後 議員協議会)
第2日	12月 1日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	2日(金)	休 会	〃
第4日	3日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	4日(日)	休 会	〃 〃
第6日	5日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	6日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	7日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会)
第9日	8日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第10日	9日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託、連合審査会(議案第76号) 総務常任委員会の審査 (議案第76・84・87・90・91・92・93・94・95・99号)
第11日	10日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	11日(日)	休 会	〃 〃
第13日	12日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第80・81・82・85・98号)
第14日	13日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第77・78・79・83・86・88・89・96・97号)
第15日	14日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	15日(木)	休 会	〃
第17日	16日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第50号	平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第51号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第52号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第53号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第54号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第57号	平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第58号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第59号	平成27年度香美市南香美地区障害者自立支援審査特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第74号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第75号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第76号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第77号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第78号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第79号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第80号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第81号	平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第82号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第83号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第84号	香美市条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第85号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第86号	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第87号	香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第88号	香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第89号	香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第90号	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第91号	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第92号	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第93号	韮生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第94号	猪野々集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第95号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第96号	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第97号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第98号	香南香美老人ホーム組合規約の変更について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第99号	公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
陳情第1号	かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について	教育厚生常任委員会	継続	

発議第6号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成28年12月16日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者	香美市議会議員	山本芳男
賛成者	〃	比与森光俊
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	門脇二三夫
賛成者	〃	山崎龍太郎
賛成者	〃	島岡信彦
賛成者	〃	甲藤邦廣
賛成者	〃	石川彰宏

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の155」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議会の議員の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会の議員の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

意見書案第 15 号

保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議員議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 16 日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 門脇二三夫

保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書（案）

子ども・子育て支援新制度は、すべての子供・子育て家庭を対象に、安心できる保育の質・量の拡充を目的としています。そのためには、保育施設等の整備及び運営の基準を改善する事、保育士の処遇改善と配置基準の改善による増員、保護者負担の軽減などを進める必要があります。

よって、国会並びに政府におかれましては、子供の安全の確保と、保育の質・量の拡充のため、保育予算の大幅増額と、安定した財源の確保を要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 16 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
文部科学大臣	松野博一	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	加藤勝信	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

平成28年11月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 50 号	平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 51 号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 52 号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 53 号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 54 号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 57 号	平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 58 号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 59 号	平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 74 号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 75 号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算（修正）の認定について	原案認定	28. 11. 30
議案 第 76 号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第7号）	原案可決	28. 12. 16
議案 第 77 号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	28. 12. 16
議案 第 78 号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	28. 12. 16
議案 第 79 号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	28. 12. 16
議案 第 80 号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	原案可決	28. 12. 16
議案 第 81 号	平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	28. 12. 16
議案 第 82 号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	28. 12. 16
議案 第 83 号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 12. 16

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 84 号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 85 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 86 号	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 87 号	香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 88 号	香美市農業振興対策審議会条例を廃止する条例の制定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 89 号	香美市商工観光振興条例を廃止する条例の制定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 90 号	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 91 号	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 92 号	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 93 号	菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 94 号	猪野々集会所の指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 95 号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 96 号	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 97 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 98 号	香南香美老人ホーム組合規約の変更について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 99 号	公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 100 号	平成 28 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決	28. 12. 16
議案 第 101 号	第 2 次香美市振興計画基本構想及び基本計画の策定について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 102 号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について	原案可決	28. 12. 16
議案 第 103 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	28. 12. 16

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
諮問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	28. 11. 30
諮問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	28. 11. 30
諮問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	28. 11. 30
発議 第 6 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 12. 16
意見書案 第 15 号	保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出について	原案否決	28. 12. 16

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
陳情 第 1 号	かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について	継 続	28. 12. 16